

安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス
(大学・研究機関用)
第四版

令和4年2月

経 済 産 業 省
貿 易 管 理 部

<目次>

I. 本ガイドランスの目的・使い方	4 頁
1. 本ガイドランスの目的	4 頁
2. 本ガイドランスの使い方	5 頁
II. 安全保障貿易管理制度	6 頁
1. 制度の趣旨・背景	6 頁
(1) 安全保障貿易管理の必要性	6 頁
(2) 安全保障環境の変化と国際協調下での枠組み	6 頁
2. 規制の内容	9 頁
(1) リスト規制	9 頁
(2) キャッチオール規制	15 頁
①大量破壊兵器キャッチオール規制	15 頁
②通常兵器キャッチオール規制	15 頁
3. 技術の提供等の許可申請	24 頁
4. 組織体制の整備・運用	24 頁
5. 法令違反に対する罰則	24 頁
III. 規制対象となる技術の提供等	27 頁
1. 技術の提供に係る規制の概要	27 頁
2. 技術の提供について	28 頁
3. 居住者及び非居住者について	30 頁
4. 管理が必要な技術・学問分野	31 頁
5. 特定類型アプローチについて	33 頁
IV. 技術の提供・貨物の輸出の確認手続	42 頁
1. 案件ごとの手続	42 頁
(0) 特定類型該当性の確認	44 頁
(1) 事前確認	44 頁
(2) 用途・相手先確認	47 頁
(3) 該非判定	48 頁
(4) 例外適用確認	54 頁
(5) 取引審査	59 頁
(6) 許可申請	60 頁
(7) 同一性確認	61 頁
(8) 文書管理	61 頁
2. 定期的な手続	62 頁
(1) 周知・指導・研修	62 頁
(2) 監査・報告	63 頁
(3) 文書管理	64 頁
(4) 情報管理	65 頁
V. 個々のケースの確認手続	69 頁
1. 学生・研究生・教職員の技術提供等に係る管理	69 頁
(1) 許可取得が必要になる場面	69 頁
(2) 入口・中間・出口の各段階における管理	71 頁

2. 外国出張・一時帰国	74頁
3. 共同研究の実施	75頁
4. 外国からの研究者の訪問	76頁
5. 非公開の講演会	76頁
6. 機器の使用	77頁
VI. 組織体制の整備・運用	79頁
1. 事前の検討	82頁
(1) 現状の把握	82頁
(2) 幹部の理解	83頁
(3) 担当部署・担当者の決定	84頁
2. 組織体制の整備	84頁
(1) 組織体制の検討	84頁
(2) 手続の整備	86頁
3. 体制運用の準備	88頁
(1) 幹部による情報発信と組織内への周知	88頁
(2) パンフレットや手引書の作成・提供	88頁
(3) 既存の事務手続への組込み	89頁
(4) 担当者と教職員のコミュニケーション	91頁
VII. 令和3年における輸出者等遵守基準を定める省令及び役務通達の一部改正について	92頁
1. 輸出者等遵守基準を定める省令の改正	92頁
2. 役務通達の改正	92頁
VIII. 大学関係者等からの主な質疑の例	93頁
IX. 規程・帳票の例	96頁
・〇〇大学／研究機関 安全保障輸出管理規程	
・技術の提供・貨物の輸出の事前確認シート	
・外国人（留学生・研究者・教員・訪問者等）受入れの事前確認シート	
・特定類型該当者（学生・研究者・教員で外国人以外）受入れの事前確認シート	
・審査票（技術の提供・貨物の輸出入用）	
・審査票（外国人（留学生・研究者・教員・訪問者等）又は特定類型該当者受入れ用）	
・「用途」チェックシート	
・「需要者」チェックシート	
・明らかガイドラインシート	
・該非判定票	
・外国為替令の関連項目等と技術の仕様（性能）の対比表	
・誓約書	
・（参考資料）特定類型	
・外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項の遵守のための特定類型該当性に関する誓約書	
・（参考資料）特定類型該当性確認のための簡易チェックフローチャート	
X. 問合せ窓口等	137頁

I. 本ガイドランスの目的・使い方

1. 本ガイドランスの目的

我が国を始めとする主要国では、武器や軍事転用可能な技術・貨物が、安全保障上懸念のある国家やテロリストの手に渡ることを防ぐため、国際的に安全保障貿易管理の枠組みを作り、国際社会が協調して厳格な管理を行っています。

経済産業省では、文部科学省等と協力し、先端的な研究開発を行う大学や研究機関においても、実効的な安全保障貿易管理が必要であるとの共通認識の下、説明会や注意喚起を実施しています。

経済産業省では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）に基づく技術の提供等の管理について、大学・研究機関が実施すべきことを取りまとめ、法令遵守のための効果的な体制整備と機微な技術情報の管理水準の向上を促進する目的で、文部科学省等と協力し、本ガイドランスを、平成20年に策定し、平成22年（平成21年の外為法の一部改正に伴うもの）と平成29年（平成29年の外為法の一部改正に伴うもの）にそれぞれ改訂しております。

近年、安全保障に関連する機微技術の流出の懸念が拡大する中、大学や研究機関においても、国際的な人的交流や外国との共同研究等の国際化を一層進展するためにも、法律で遵守が義務づけられている「輸出者等遵守基準」を遵守し、機微技術をより一層適切に管理していくことが必要です。

安全保障貿易管理は、大学や研究機関のコンプライアンス（法令遵守）の一部であり、法令に違反すればその大学や研究機関も罰せられる可能性があることに留意しなければなりません。また、国際的な人的交流や共同研究等を行う際には、輸出管理の体制を整えていない場合、思わぬトラブルに巻き込まれる可能性があります。

経済産業省においては、令和3年の輸出者等遵守基準を定める省令の改正及び「みなし輸出管理」の明確化に伴い、この度、各大学や研究機関において、機微技術の管理が徹底されるよう、ガイドランスの改訂を行いました。

本ガイドランスでは、外為法に係る制度の概要、個別ケースの確認手続、組織体制の整備・運用など、大学や研究機関のニーズに応じて、参照すべき箇所を示すとともに、技術の提供や貨物の輸出の基本的な確認手続を示しつつ、留学生の管理や外国出張等の個別ケースごとに、どのような取組が必須となり／推奨されるかを整理し、規程や帳票の例を示すなど、各大学・研究機関で必要な手続が確実に実施されるよう構成しております。本ガイドランスを参考に大学や研究機関において、機微技術の管理を着実に実施するとともに、幹部から一般生徒・職員まで全ての階層において規制や技術管理の重要性への理解の増進が図られることが期待されます。

なお、本ガイドランスの内容を、大学等で実践していく上で参考となる資料として、特定非営利活動法人産学連携学会「安全保障貿易に係る自主管理体制構築・運用ガイドライン」及び「研究者のための安全保障貿易管理ガイドライン」が公表されていますので、併せて御活用いただくと効果的です。

2. 本ガイドンスの使い方

本ガイドンスを御利用いただくに当たって、各大学・研究機関のニーズに応じて、下記を御参照ください。

○制度の概要を知りたい方

→ [II. 安全保障貿易管理制度](#) (6頁～)

○規制が適用される場合を知りたい方

→ [III. 規制対象となる技術の提供等](#) (27頁～)

○技術の提供・貨物の輸出の確認手続きを知りたい方

→ [IV. 技術の提供・貨物の輸出の確認手続き](#) (42頁～)

○留学生や外国人研究者の管理等の個別のケースの確認手続きを知りたい方

→ [V. 個々のケースの確認手続き](#) (69頁～)

○組織体制の整備・運用の方法を知りたい方

→ [VI. 組織体制の整備・運用](#) (79頁～)

○輸出管理内部規程やチェックシートの例を参考にしたい方

→ [IX. 規程・帳票の例](#) (96頁～)

○個別に質問や相談をしたい方

→ [VIII. 大学関係者等からの主な質疑の例](#) (93頁～)

[X. 問合せ窓口](#) (137頁～)

○みなし輸出管理の明確化への対応について知りたい方

→ [III. 規制対象となる技術の提供等](#) 5. 特定類型アプローチについて (33頁～)

[IV. 技術の提供・貨物の輸出の確認手続き](#) 1. 案件ごとの手続き (42頁～) 等

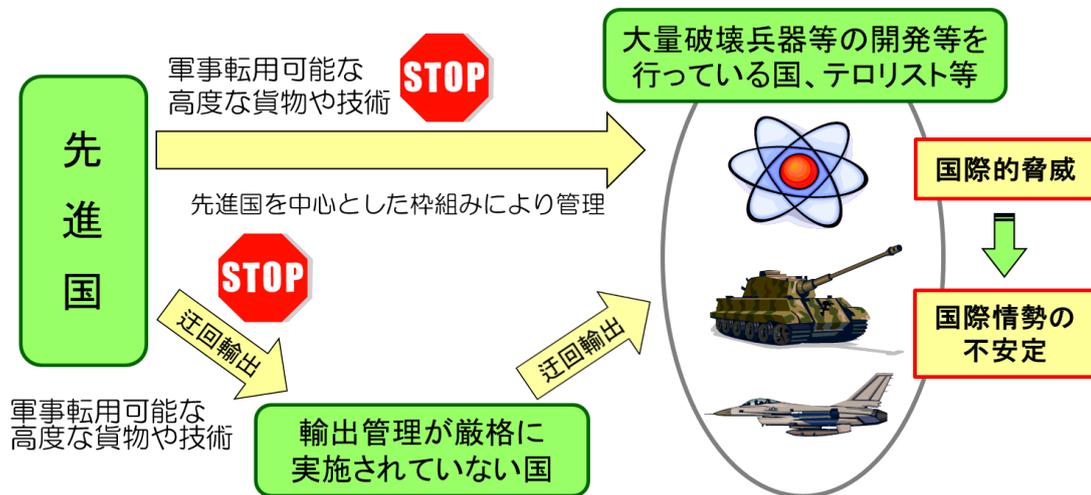
II. 安全保障貿易管理制度

1. 制度の趣旨・背景

(1) 安全保障貿易管理の必要性

安全保障貿易管理とは、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的として、武器や軍事転用可能な技術や貨物が、我が国及び国際的な平和と安全を脅かすおそれのある国家やテロリスト等、懸念活動を行うおそれのある者に渡ることを防ぐための技術の提供や貨物の輸出の管理を行うことです。

先進国が有する高度な技術や貨物が、大量破壊兵器等（核兵器・化学兵器・生物兵器・ミサイル）を開発等（開発・製造・使用又は貯蔵）している国等に渡ること、また通常兵器が過剰に蓄積されることなどの国際的な脅威を未然に防ぐために、先進国を中心とした枠組みを作って、安全保障貿易管理を推進しています。

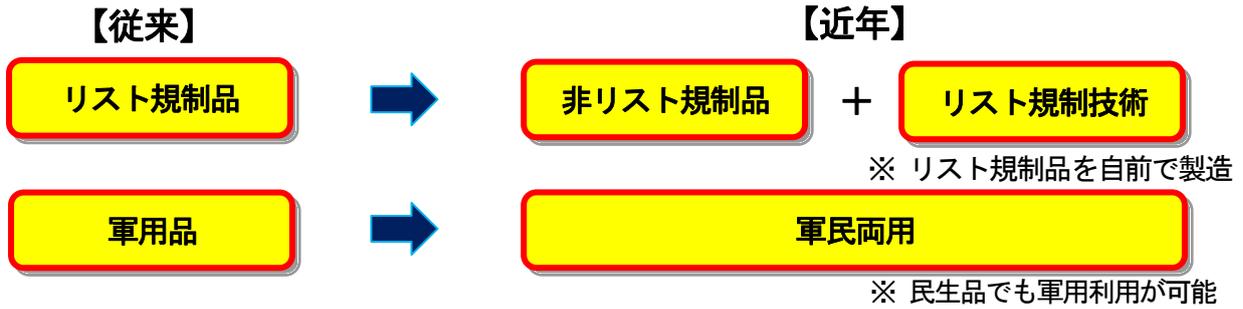


(2) 安全保障環境の変化と国際協調下での枠組み

北朝鮮による核・ミサイル開発を始め、懸念国による軍事能力強化の動きが活発化する一方で、非国家主体によるテロリズムが世界中に拡大し、化学兵器を使用した事案も報告されるなど、世界の安全保障環境は大きく変化しています

また、近年、民生技術が技術革新を主導するようになり、デュアルユース技術等の民生技術を軍事転用する動きも出てきている中で、貨物のみならず技術の管理の重要性が高まっており、また懸念国やテロリストが研究者や留学生を派遣するといった例があるなど、その調達活動は益々多様化させており、大学や研究機関においても、技術及び貨物の管理を適切に行う必要があります。

＜懸念のある貨物・技術獲得のターゲットの変遷＞



懸念国やテロリストは、輸出管理が不十分な組織を狙うかも？



大学や研究機関も例外ではない！

大量破壊兵器等の開発等に必要の貨物・技術の多くが軍民両用（デュアルユース）であり、偽装も容易。



＜軍事分野において民生技術が活用され得る例＞

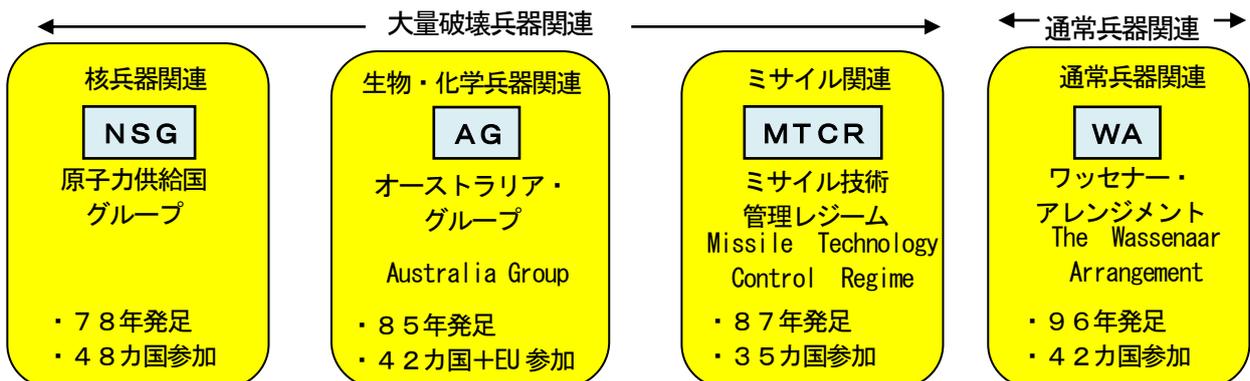
- 炭素繊維：炭素を主要素とする、軽量で強度の高い繊維素材
民生用途 → ゴルフ用シャフト、釣り竿、テニスラケット
防衛関連用途 → 戦闘機の主翼素材
- アクティブサスペンション：電子制御によってサスペンションの特性を変化させ、振動を減じる機構
民生用途 → F1カー
防衛関連用途 → 装甲戦闘車
- 窒化ガリウム (GaN)：高効率の電力制御・変換を可能とする半導体
民生用途 → 人工衛星の電波送信用増幅器
防衛関連用途 → 護衛艦搭載のレーダー



こうした中で、安全保障貿易管理は、大量破壊兵器等や通常兵器に係る「国際輸出管理レジーム」での合意を受けて、我が国を含む国際社会が一体となって、管理に取り組んでいるものであり、我が国では外為法に基づき規制が行われています。

国際輸出管理レジーム (2021年3月現在)

大量破壊兵器等及び通常兵器並びにそれらの開発等に用いられる技術や汎用品の輸出を管理



<外国における高度技術流出の懸念事例> (出展) 各種報道等

米国では、懸念国等からの高度な技術の獲得が懸念される事例が発生しており、その中には、内外の大学等が関係する事案で、関係者に有罪判決が下された事例もあります。

米国事例 1

- イリノイ州のエンジニアリング会社 Trexim Corporation の社長である Bilal Ahmed は、炭素繊維等を無許可でパキスタン宇宙高層大気研究委員会に輸出。
- パキスタン宇宙高層大気研究委員会は、米国において凍結対象エンティティに指定されていた (外国ユーザーリスト掲載)。なお、パキスタン国内の大学と一部の施設を共同利用しており、歴代の同委員会議長も大学や軍出身者が占める。
- Ahmed は、この罪で懲役 2 年の判決を受けた。

米国事例 2

- フロリダ在住の中国人女性、Amin Yu は、中国のハルビン工程大学に勤務する教授等の指示により、平成 14 年から平成 26 年にかけて、海洋潜水艇用のシステム及び構成部材を中国に輸出。
- 輸出の目的のひとつとして、ハルビン工程大学の教授が、海洋潜水艇—無人水中艇、遠隔操作式艇、自律水中艇の開発に使用するためであったことが判明。
- 以上の理由により、Amin Yu は、米国に対する詐欺行為及び米国に対する犯罪を企て、違法な輸出情報活動を行ったとして起訴された。また、Amin Yu は、起訴の内容を認めている。

米国事例 3

- Atmospheric Glow Technologies (AGT) 社は米空軍研究所 (USAF) と、無人航空機用プラズマアクチュエータの研究契約を結んでいた。
- テネシー大学 J. Reece Roth 教授の元教え子 (Daniel Max Sherman) が AGT 社にいたこともあり、上記研究について同教授と AGT 社は共同研究の契約を結んだ。
- Roth 教授と Sherman 氏は、大学院生助手に研究を手伝わせることで一致。同教授の下で研究活動を行っていた中国人・イラン人学生などに米国政府の許可を得ないまま、この研究に関する報告書へのアクセスを認めた。また、Roth 教授は、講演のため USAF との研究に関する技術情報の入ったパソコンを輸出許可を得ずに中国に持ち出した。
- これにより、Roth 教授と Sherman 氏は武器輸出管理法違反の罪に問われ、それぞれ懲役 4 年、懲役 14 か月 (1 年強) の判決を受けた。

米国事例 4

- ニュージャージー州在住の中国人で、防衛企業・L-3 Communications の元従業員・劉思星氏は、米国の軍事 (ミサイルの誘導システム等) に関する大量の機密データを保持し、当該機密データを中国の大学及び中国政府のシンポジウム等で開示。
- 具体的には、中国の重慶および上海で開催された会議にパソコンを持ち込み、自身が米国で従事している職務上の技術のほか、米国の法律で輸出が禁じられている国防に関する技術まで紹介。
- これにより、劉思星氏は武器輸出規制法違反及び商業秘密の窃取等の罪を問われ、懲役 70 か月 (6 年弱) の判決を受けた。

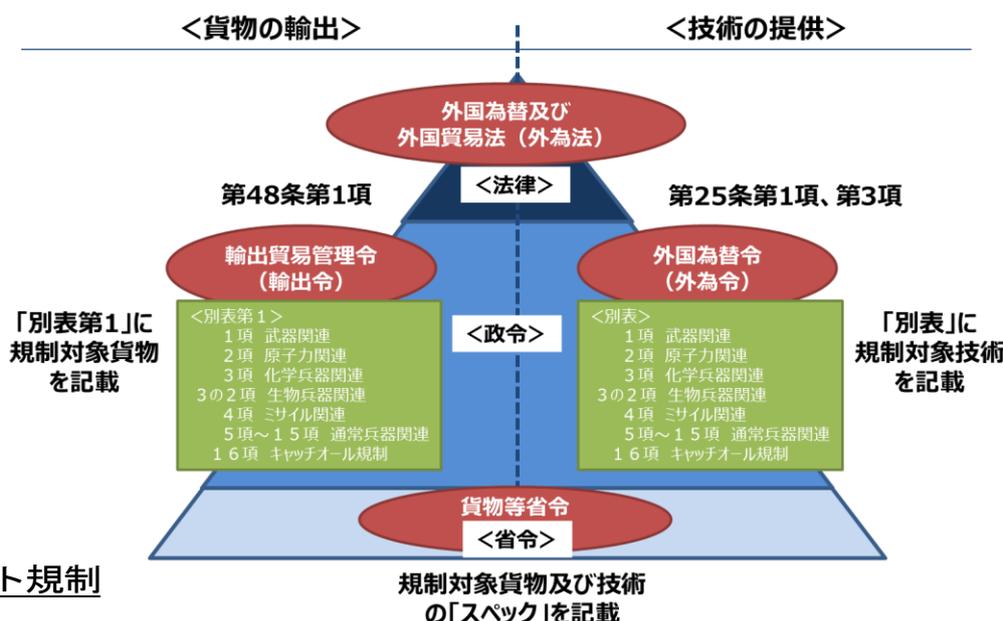
<我が国でも起こり得る技術流出の懸念想定>

我が国においても、外国政府の国費補助を受けた留学生が日本の大学の博士課程に進学し、例えば、民生分野レーダー研究の権威の教授から指導を受けて、帰国後にレーダー技術の研究を行うことで、高度な技術が国外へ流出する可能性が考えられます。



2. 規制の内容

外為法に基づく輸出規制は、(1) リスト規制と(2) キャッチオール規制から構成されており、これらの規制に該当する技術の提供や貨物の輸出は、経済産業大臣の事前許可が必要となります。



(1) リスト規制

国際輸出管理レジームの合意を受けて、武器及び大量破壊兵器等や通常兵器の開発等に用いられるおそれの高い技術や貨物に該当する場合には、輸出等の仕向地にかかわらず経済産業大臣の事前許可が必要になります。

具体的には、品目（リスト）¹が「外為令²別表」及び「輸出令³別表第1」に、仕様（スペック）が「貨物等省令⁴」に規定されています。したがって、提供する技術や輸出する貨物が、これらに該当するかを判定する（以下「該非判定」という。）必要があります。

「外為令別表」及び「輸出令別表第1」に規定されている品目は次頁のとおりであり、これらの品目が「貨物等省令」に規定されている仕様に該当すれば、リスト規制の対象になります⁵。

¹ 武器、機微な汎用品（原子力・生物兵器・化学兵器・ミサイル関連品目、先端材料、工作機械等）です（具体的には、10～14頁参照）。

² 外国為替令（昭和55年政令260号）

³ 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）

⁴ 輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成3年通商産業省令第49号）

⁵ 例えば、輸出令別表第1の7（4）で規制される「超電導材料を用いた装置」については、貨物等省令にて、超電導材料の臨界温度未満の低温度で使用可能となるように設計し、これを用いた電子素子又は電子回路と規定され、さらに、周波数分離機能及びキュー値が10,000超の共振回路を有するものなどに限定されている。一方、技術については、外為令別表の4（4）で「オートクレーブの使用に係る技術」と幅広く規制されているが、貨物等省令にて「オートクレーブの使用に係る技術であって、オートクレーブ内部の環境を規定するためのデータまたは手順」と限定されている。したがって、該非判定に当たっては、貨物等省令のスペックまで確認する必要があります。

リスト規制一覧

2022年12月6日時点

項番	項目	項番	項目	
1 武器		(9)	ニッケル粉・ニッケル多孔質金属	
		(10)	重水素・重水素化合物の製造装置等	
	(1)	銃砲・銃砲弾等	(10の2)	ウラン・プルトニウム製造用装置等
	(2)	爆発物・発射装置等	(11)	しごきスピニング加工機等
	(3)	火薬類・軍用燃料	(12)	1 数値制御工作機械
	(4)	火薬又は爆薬の安定剤		2 測定装置
	(5)	指向性エネルギー兵器等	(13)	誘導炉・アーク炉・溶解炉又はこれらの部分品等
	(6)	運動エネルギー兵器等	(14)	アイソスタチックプレス等
	(7)	軍用車両・軍用仮設橋等	(15)	ロボット等
	(8)	軍用船舶等	(16)	振動試験装置等
	(9)	軍用航空機等	(17)	ガス遠心分離機ロータ用構造材料
	(10)	防潜網・魚雷防御網他	(18)	ベリリウム
	(11)	装甲板・軍用ヘルメット・防弾衣等	(19)	核兵器起爆用アルファ線源用物質
	(12)	軍用探照灯・制御装置	(20)	ほう素10
	(13)	軍用細菌製剤・化学製剤等	(21)	核燃料物質製造用還元剤・酸化剤
	(13の2)	軍用細菌製剤・化学製剤などの浄化用化学物質混合物	(22)	るつぼ
	(14)	軍用化学製剤用細胞株他	(23)	ハフニウム
(15)	軍用火薬類の製造・試験装置等	(24)	リチウム	
(16)	兵器製造用機械装置等	(25)	タングステン	
(17)	軍用人工衛星又はその部分品	(26)	ジルコニウム	
2 原子力		(27)	ふっ素製造用電解槽	
		(28)	ガス遠心分離機ロータ製造装置等	
	(1)	核燃料物質・核原料物質	(29)	遠心力式鈞合試験機
	(2)	原子炉・原子炉用発電装置等	(30)	フィラメントワインディング装置等
	(3)	重水素・重水素化合物	(31)	レーザー発振器
	(4)	人造黒鉛	(32)	質量分析計・イオン源
	(5)	核燃料物質分離再生装置等	(33)	圧力計・ベローズ弁
	(6)	リチウム同位元素分離用装置等	(34)	ソレノイドコイル形超電導電磁石
	(7)	ウラン・プルトニウム同位元素分離用装置等	(35)	真空ポンプ
	(8)	周波数変換器等	(35の2)	スクロール型圧縮機等

項番	項目	項番	項目
(36)	直流電源装置	(5の2)	ポンプに使用できる軸受
(37)	電子加速器・エックス線装置	(6)	推進薬・原料
(38)	衝撃試験機	(7)	推進薬の製造・試験装置等
(39)	高速度撮影が可能なカメラ等	(8)	粉粒体用混合機等
(40)	干渉計・圧力測定器・圧力変換器	(9)	ジェットミル・粉末金属製造装置等
(41)	核兵器起爆(試験)用貨物	(10)	複合材料製造装置等
(42)	光電子増倍管	(11)	ノズル
(43)	中性子発生装置	(12)	ノズル・再突入機先端部製造装置他
(44)	遠隔操作のマニピュレーター	(13)	アイソスタチックプレス・制御装置
(45)	放射線遮蔽窓・窓枠	(14)	複合材用の炉・制御装置
(46)	放射線影響防止テレビカメラ・レンズ	(15)	ロケット・UAV用構造材料
(47)	トリチウム	(16)	ロケット・UAV用加速度計・ジャイロスコープ等
(48)	トリチウム製造・回収・貯蔵装置等	(17)	ロケット・UAV用飛行・姿勢制御装置他
(49)	白金触媒	(18)	アピオニクス装置等
(50)	ヘリウム3	(18の2)	ロケット・UAV用熱電池
(51)	レニウム等の一次製品	(19)	航空機・船舶用重力計・重力勾配計
(52)	防爆構造の容器	(20)	ロケット・UAV発射台・支援装置
3 化学兵器		(21)	ロケット・UAV用無線遠隔測定装置他
		(22)	ロケット搭載用電子計算機
(1)	軍用化学製剤の原料、軍用化学製剤と同等の毒性の物質・原料	(23)	ロケット・UAV用A/D変換器
(2)	化学製剤用製造機械装置等	(24)	振動試験装置等、空気力学試験装置・燃焼試験装置他
(3)	反応器又は貯蔵容器の修理用の組立品等	(24の2)	ロケット設計用電子計算機
3の2 生物兵器		(25)	音波・電波・光の減少材料・装置
		(26)	ロケット・UAV用IC・探知装置・レードーム
(1)	軍用細菌製剤の原料	5 先端材料	
(2)	細菌製剤用製造装置等		
4 ミサイル		(1)	ふっ素化合物製品
		(2)	(削除)
(1)	ロケット・製造装置等	(3)	芳香族ポリイミド製品
(1の2)	無人航空機(UAV)・製造装置等	(4)	チタン・アルミニウム合金成形工具
(2)	ロケット誘導装置・試験装置等	(5)	チタン・ニッケルなどの合金・粉、製造装置
(3)	推進装置等	(6)	金属性磁性材料
(4)	しごきスピニング加工機等	(7)	ウランチタン合金・タングステン合金
(5)	サーボ弁、ポンプ、ガスタービン	(8)	超電導材料

項番	項目	項番	項目
(9)	(削除)	(8の4)	光変調器
(10)	潤滑剤	(9)	サンプリングオシロスコープ
(11)	振動防止用液体	(10)	アナログデジタル変換器
(12)	冷媒用液体	(11)	デジタル方式の記録装置
(13)	セラミック粉末	(12)	信号発生器
(14)	セラミック複合材料	(13)	周波数分析器
(15)	ポリジオルガノシラン・ポリシラザン他	(14)	ネットワークアナライザー
(16)	ビスマレイミド・芳香族ポリアミドイミド他	(15)	原子周波数標準器
(17)	ふっ化ポリイミド等	(15の2)	スプレー冷却方式の熱制御装置
(18)	プリプレグ・プリフォーム・成型品等	(16)	半導体製造装置等
(19)	ほう素・ほう素合金・硝酸グアニジン他	(17)	マスク・レチクル等
6 材料加工		(17の2)	マスク製造基材
		(18)	半導体基板
(1)	軸受等	(19)	レジスト
(2)	数値制御工作機械	(20)	アルミニウム・ガリウム他の有機金属化合物 燐・砒素他の有機化合物
(3)	歯車製造用工作機械	(21)	燐・砒素・アンチモンの水素化物
(4)	アイソスタチックプレス等	(22)	炭化けい素等
(5)	コーティング装置等	(23)	多結晶の基板
(6)	測定装置等	8 電子計算機	
(7)	ロボット等		
(8)	フィードバック装置他	(1)	電子計算機等
(9)	絞りスピニング加工機	9 通信	
7 エレクトロニクス			
(1)	集積回路	(1)	伝送通信装置等
(2)	マイクロ波用機器・ミリ波用機器等	(2)	電子交換装置
(3)	信号処理装置等	(3)	通信用光ファイバー
(4)	超電導材料を用いた装置	(4)	(削除)
(5)	超電導電磁石	(5)	フェーズドアレーアンテナ
(6)	一次・二次セル、太陽電池セル	(5の2)	監視用方向探知器等
(7)	高電圧用コンデンサ	(5の3)	無線通信傍受装置等
(8)	エンコーダ又はその部分品	(5の4)	受信機能のみで電波等の干渉を観測する位置探知装置
(8の2)	サイリスターデバイス・サイリスターモジュール	(5の5)	インターネット通信監視装置等
(8の3)	電力制御用半導体素子	(6)	(1)から(3)、(5)から(5の5)までの設計・製造装置等
		(7)	暗号装置等

項番	項目	項番	項目
(8)	情報伝達信号漏洩防止装置等	(5)	(1)から(4)の(2)までの試験・製造装置他
(9)	(削除)	12 海洋関連	
(10)	盗聴検知機能通信ケーブルシステム等		
(11)	(7)、(8)若しくは(10)の設計・製造・測定装置	(1)	潜水艇
10 センサー等		(2)	船舶の部分品・附属装置
		(3)	水中回収装置
(1)	水中探知装置等	(4)	水中用の照明装置
(2)	光検出器・冷却器等	(5)	水中ロボット
(3)	センサー用の光ファイバー	(6)	密閉動力装置
(4)	電子式のカメラ等	(7)	回流水槽
(5)	反射鏡	(8)	浮力材
(6)	宇宙用光学部品等	(9)	閉鎖・半閉鎖回路式自給式潜水用具
(7)	光学器械又は光学部品の制御装置	(10)	妨害用水中音響装置
(7の2)	非球面光学素子	13 推進装置	
(8)	レーザー発振器等		
(8の2)	レーザーマイクロフォン	(1)	ガスタービンエンジン等
(9)	磁力計・水中電場センサー・磁場勾配計・校正装置他	(2)	人工衛星・宇宙開発用飛しょう体等
(9の2)	水中検知装置	(2の2)	人工衛星等の制御装置等
(10)	重力計・重力勾配計	(3)	ロケット推進装置等
(11)	レーダー等	(4)	無人航空機等
(11の2)	光センサー製造用マスク・レチクル	(5)	(1)から(4)、15の(10)の試験装置・測定
(12)	光反射率測定装置他	14 その他	
(13)	重力計製造装置・校正装置		
(14)	光検出器・光学部品材料物質他	(1)	粉末状の金属燃料
11 航法装置		(2)	火薬・爆薬成分、添加剤・前駆物質
		(3)	ディーゼルエンジン等
(1)	加速度計等	(4)	(削除)
(2)	ジャイロスコープ等	(5)	自給式潜水用具等
(3)	慣性航行装置	(6)	航空機輸送土木機械等
(4)	ジャイロ天測航法装置、衛星航法システム 電波受信機、航空機用高度計等	(7)	ロボット・制御装置等
(4の2)	水中ソナー航法装置等	(8)	(削除)

項番	項目
(9)	催涙剤・くしゃみ剤、これら散布装置等
(10)	簡易爆発装置等
(11)	爆発物探知装置
15 機微品目	
(1)	無機繊維他を用いた成型品
(2)	電波・赤外線吸収材・導電性高分子
(3)	核熱源物質
(4)	デジタル伝送通信装置等
(4の2)	簡易爆発装置の妨害装置
(5)	水中探知装置等
(6)	宇宙用光検出器
(7)	送信するパルス幅が100ナノ秒以下のレーザー
(8)	潜水艇
(9)	船舶用防音装置
(10)	ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、複合サイクルエンジン等

(2) キャッチオール規制

キャッチオール規制においては、ほぼすべての技術・貨物が規制対象となっており⁶、提供技術や輸出貨物がリスト規制に該当しない場合であっても、用途、需要者等によって輸出許可申請が必要な場合があります⁷。

① 大量破壊兵器キャッチオール規制

相手先⁸が輸出管理を厳格に実施している国（輸出令別表第3の地域⁹）以外の地域である場合、提供技術や輸出貨物が核兵器等¹⁰の開発等¹¹に用いられるおそれがあると輸出者等¹²が知った場合、または用いられるおそれがあるとして経済産業大臣から許可申請をすべき旨の通知（インフォーム通知）を受けた場合には、経済産業大臣の事前許可が必要となります。

② 通常兵器キャッチオール規制

相手先が国連武器禁輸国・地域¹³の場合、提供技術や輸出貨物が通常兵器¹⁴の開発等¹⁵のために用いられるおそれがあると、輸出者等が知った場合、または用いられるおそれがあるとして経済産業大臣からインフォーム通知を受けた場合には、経済産業大臣の事前許可が必要となります。また、相手先が国連武器禁輸国・地域以外の「輸出令別表第3の地域を除く地域」である場合、通常兵器の開発等に用いられるおそれがあるとして経済産業大臣からインフォーム通知を受けた場合には、経済産業大臣の事前許可が必要となります。

⁶ リスト規制対象以外の全ての技術や貨物（食品、木材等を除く）が規制対象となっています。詳細は、「外為令別表」及び「輸出令別表第1」のそれぞれ16項に対象技術や貨物が規定されています。キャッチオール規制については、経済産業省の安全保障貿易管理の該当ページ（<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/ampo03.html>）も参照して下さい。

⁷ リスト規制品目に該当しないもののうち、大量破壊兵器等や通常兵器の開発等に用いられるおそれが特に強い貨物の例として「核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例」（17～20頁参照）及び「通常兵器の開発、製造若しくは使用に用いられるおそれの強い貨物例」（21～22頁参照）を調達（輸出注意事項24第24号）で示しています。これらに掲載されている貨物を輸出又はこの貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術を提供する場合には、懸念相手先等における大量破壊兵器等や通常兵器の開発等を助長することがないよう、輸出者等は特に慎重な審査が推奨されます。

⁸ 提供地又は仕向地

⁹ 輸出令別表第3に掲げる地域。具体的には、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国。

¹⁰ 核兵器等：核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であってその射程若しくは航続距離が300km以上のもの

¹¹ 核兵器等の開発等：核兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵

¹² 貨物の輸出や技術の提供を行う者であり、これには大学や研究機関も含まれます。

¹³ 輸出令別表第3の2に掲げる地域。具体的には、アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン。

¹⁴ 通常兵器：核兵器等以外の輸出令別表第1の1の項に該当する貨物

¹⁵ 通常兵器の開発等：通常兵器の開発、製造又は使用

◆大量破壊兵器キャッチオール規制

最終仕向地	許可が必要となる要件		
	インフォーム要件	客観要件	
		用途要件	需要者要件
輸出令別表第3の地域を除く地域	○	○	○

◆通常兵器キャッチオール規制

最終仕向地	許可が必要となる要件		
	インフォーム要件	客観要件	
		用途要件	需要者要件
国連武器禁輸国・地域	○	○	—
輸出令別表第3の地域を除く地域 (国連武器禁輸国・地域を除く)	○	—	—

※○が付いた要件のいずれかに該当した場合、規制対象となります。

※用途要件：・輸入先等において大量破壊兵器等の開発等、通常兵器の開発等に用いられるか否か

需要者要件：・輸入者、需要者が大量破壊兵器等の開発等を行う（行っていた）か否か

・外国ユーザーリスト¹⁶掲載の企業・組織か否か

¹⁶ 23頁及び48頁参照

大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例

品目	懸念される用途
1. リン酸トリブチル(TBP)	核兵器
2. 炭素繊維・ガラス繊維・アラミド繊維	核兵器、ミサイル
3. チタン合金	
4. マルエージング鋼	
5. 口径75ミリメートル以上のアルミニウム管	
6. しごきスピニング加工機	核兵器、ミサイル
7. 数値制御工作機械	
8. アイソスタチックプレス	
9. フィラメントワインディング装置	
10. 周波数変換器	核兵器
11. 質量分析計又はイオン源	
12. 振動試験装置	核兵器、ミサイル
13. 遠心力釣り合い試験器	
14. 耐食性の圧力計・圧力センサー	
15. 大型の非破壊検査装置	
16. 高周波用のオシロスコープ及び波形記憶装置	核兵器
17. 電圧又は電流の変動が少ない直流の電源装置	
18. 大型発電機	
19. 大型の真空ポンプ	
20. 耐放射線ロボット	
21. TIG溶接機、電子ビーム溶接機	核兵器、ミサイル
22. 放射線測定器	核兵器
23. 微粉末を製造できる粉碎器	ミサイル
24. カールフィッシャー方式の水分測定装置	
25. プリプレグ製造装置	
26. 人造黒鉛	核兵器、ミサイル
27. ジャイロスコープ	ミサイル
28. ロータリーエンコーダ	
29. 大型トラック(トラクタ、トレーラー、ダンプを含む)	
30. クレーン車	
31. 密閉式の発酵槽	生物兵器
32. 遠心分離機	
33. 凍結乾燥機	
34. 耐食性の反応器	ミサイル、化学兵器
35. 耐食性のかくはん機	

品目	懸念される用途
36. 耐食性の熱交換器又は凝縮器	
37. 耐食性の蒸留塔又は吸収塔	ミサイル、化学兵器
38. 耐食性の充てん用の機械	
39. 噴霧器を搭載するよう設計された無人航空機(UAV) (娯楽若しくはスポーツの用に供する模型航空機を除く)	ミサイル、生物・化学兵器
40. UAVに搭載するよう設計された噴霧器	
41. N-(1-フェネチル-4-ピペリジル)プロピオンアニリド(別名フェンタニル)(437-38-7)、N-[1-[2-(4-エチル-5-オキソ-2-テトラゾリン-1-イル)エチル]-4-(メキシメチル)-4-ピペリジル]プロピオンアニリド(別名アルフェンタニル)(71195-58-9)、メチル=1-フェネチル-4-(N-フェニルプロパンアミド)ピペリジン-4-カルボキシラート(別名カルフェンタニル)(59708-52-0)、1-(2-メキシカルボニルエチル)-4-(フェニルプロピオニルアミノ)ピペリジン-4-カルボン酸メチルエステル(別名レミフェンタニル)(132875-61-7)、N-[4-(メキシメチル)-1-[2-(2-チエニル)エチル]-4-ピペリジル]プロピオンアニリド(別名スフェンタニル)(56030-54-7)	化学兵器

※34から38のミサイルは2012年4月1日より追加。

1. 輸入先等において大量破壊兵器等の開発等の懸念用途に転用されないよう、輸出者は特に慎重な審査が必要。
2. 外国ユーザーリスト掲載組織に対し、これらの貨物の輸出又は技術の提供を行う場合は、リスト上の懸念区分(核兵器・化学兵器・生物兵器・ミサイル)と、貨物・技術の懸念用途が一致するか否かのチェックを行う際に活用¹⁷。

¹⁷ 外国ユーザーリスト掲載組織からの留学生等の受入については71頁を参照。

大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例

～シリア向けの場合～ 2022年10月7日施行

以下の貨物を輸出する場合は、用途・需要者の確認を更に慎重に行う必要。

品目	懸念される用途
1. ドラフトチャンバー	化学兵器
2. フルフェイスマスクの呼吸用保護具	生物・化学兵器
3. 三塩化アルミニウム(7446-70-0)、ジクロロメタン(別名 二塩化メチレン)(75-09-2)、N, N-ジメチルアニリン(121-69-7)、臭化イソプロピル(75-26-3)、イソプロピルエーテル(108-20-3)、イソプロピルアミン(75-31-0)、臭化カリウム(7758-02-3)、ピリジン(110-86-1)、臭化ナトリウム(7647-15-6)、金属ナトリウム(7440-23-5)、トリブチルアミン(102-82-9)、トリエチルアミン(121-44-8)、トリメチルアミン(75-50-3)、アセチレン(74-86-2) 他	化学兵器
4. ジエチレントリアミン(111-40-0)	
5. ブチリルコリンエステラーゼ、3-ジメチルカルバモイルオキシ-1-メチルピリジニウムプロミド(別名 臭化ピリドスチグミン)(101-26-8)、塩化オビドキシム(114-90-9)	
6. バイオセーフティキャビネット、グローブボックス	
7. バッチ式遠心分離機	生物兵器
8. 発酵槽	
9. 反応器、かくはん機、熱交換器、凝縮器、ポンプ(11. を除く。)、弁、貯蔵容器、蒸留塔、吸収塔	化学兵器
10. クリーンルーム、HEPAフィルター付きのファン	生物兵器
11. 真空ポンプ又はその部分品	化学兵器
12. 化学物質の分析装置、検知装置等	
13. クロルアルカリ電解槽(水銀電解槽、隔膜電解槽又はイオン交換膜電解槽を含む。以下同じ。)	
14. チタン電極(他の金属酸化物でコーティングされたものを含む。)であって、クロルアルカリ電解槽に使用するよう設計したもの	化学兵器
15. ニッケル電極(他の金属酸化物でコーティングされたものを含む。)であって、クロルアルカリ電解槽に使用するよう設計したもの	
16. チタン-ニッケルのバイポーラ電極(他の金属酸化物でコーティングされたものを含む。)であって、クロルアルカリ電解槽に使用するよう設計したもの	

品目	懸念される用途
17. アスベストの隔膜であって、クロルアルカリ電解槽に使用するよう に設計したもの	化学兵器
18. ふっ素重合体を基材とした隔膜であって、クロルアルカリ電解 槽に使用するよう に設計したもの	
19. ふっ素重合体を基材としたイオン交換膜であって、クロルアル カリ電解槽に使用するよう に設計したもの	
20. 圧縮機であって、湿潤又は乾燥状態の塩素をその構造に関わ らず圧縮するよう に設計したもの	
21. 水銀(7439-97-6)、塩化バリウム(10361-37-2)、硫酸(90%以上 の重量濃度)(7664-93-9)、3,3-ジメチル-1-ブテン (558-37-2)、 2,2-ジメチルプロパナル(630-19-3)、2,2-ジメチルプロピル クロリド(753-89-9)、2-メチルブテン(26760-64-5)、2-クロロ-3-メチ ルブタン(631-65-2)、ピナコール(76-09-5)、2-メチル-2-ブテン (513-35-9)、ブチルリチウム(109-72-8)、ブロモ(メチル)マグネシ ウム(75-16-1)、ホルムアルデヒド(50-00-0)、2,2'-イミノジエタノ ール(111-42-2)、炭酸ジメチル(616-38-6)、N-メチルジエタノ ールアミン(105-59-9)、メチルジエタノールアミン塩酸塩 (54060-15-0)、メタノール(67-56-1)、エタノール(64-17-5)、1-ブタ ノール(71-36-3)、2-ブタノール(78-92-2)、イソブタノール (78-83-1)、ターシャリーブタノール(75-65-0)、シクロヘキサノ ール(108-93-0)、ジエチルアンモニウム＝クロリド(660-68-4)、ジイ ソプロピルアミン塩酸塩(819-79-4)、キヌクリジン-3-オン塩酸 塩(1193-65-3)、3-キヌクリジノール塩酸塩(6238-13-7)、(R)-3- キヌクリジノール塩酸塩(42437-96-7)、2-(ジエチルアミノ)エタノ ール塩酸塩(N,N-ジエチルアミノエタノール塩酸塩) (14426-20-1)、2-ジイソプロピルアミノエタノール塩酸塩 (63051-68-3)	

(注) 3. ～5. 及び21. の()の番号はCAS番号(※アメリカ化学会の機関であるCAS(Chemical Abstracts Service)が個々の化学物質もしくは化学物質群に付与している登録番号)

通常兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物例

品目	懸念される用途
1. ニッケル合金又はチタン合金	通常兵器
2. 焼結磁石	
3. 2. に掲げるものの製造用の装置又はその部分品	
4. 作動油として使用することができる液体であって、 りん酸とクレゾールとのエステル、りん酸トリス (ジメチルフェニル)又はりん酸トリーノルマルブチ ルを含むもの	
5. 有機繊維、炭素繊維又は無機繊維	
6. 軸受又はその部分品	
7. 工作機械その他の装置であって、次に掲げるもの 又はその部分品 イ 数値制御を行うことができる工作機械 ロ 鏡面仕上げを行うことができる工作機械 (数値制御を行うことができるものを除く。) ハ 測定装置(工作機械であって、測定装置として 使用することができるものを含む。)	
8. 二次セル	
9. 波形記憶装置	
10. 電子部品実装ロボット	
11. 電子計算機又はその部分品	
12. 伝送通信装置又はその部分品	
13. フェーズドアレーアンテナ	
14. 通信妨害装置又はその部分品	
15. 電波その他の電磁波を発信することなく、電波そ の他の電磁波の干渉を観測することにより位置 を探知することができる装置	
16. 光検出器若しくはその冷却器若しくは部分品又は 光検出器を用いた装置	
17. センサー用の光ファイバー	
18. レーザー発振器又はその部分品	
19. 磁力計、水中電場センサー若しくは磁場勾(こ う)配計又はこれらの部分品	
20. 重量計	
21. レーダー又はその部分品	
22. 加速度計又はその部分品	
23. ジャイロスコープ又はその部分品	

品目	懸念される用途
24. 慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置 又はこれらの部分品	通常兵器
25. ジャイロ天測航法装置、天体若しくは人工衛星 の自動追跡により位置若しくは針路を測定する ことができる装置、衛星航法システムからの電波 受信装置若しくはその部分品又は航空機用の高 度計	
26. 水中用のカメラ又はその附属装置	
27. 大気から遮断された状態で使用することができる 動力装置	
28. 開放回路式の自給式潜水用具又はその部分品	
29. ガスタービンエンジン又はその部分品	
30. ロケット推進装置又はその部分品	
31. 29. 若しくは30. に掲げるものの製造用の装置又は その部分品	
32. 航空機又はその部分品	
33. ロケット若しくは航空機の開発若しくは試験に用 いることが出来る振動試験装置、風洞、環境試験 装置又はこれらの部分品	
34. フラッシュ放電型のエックス線装置	

外国ユーザーリストについて

外国ユーザーリストとは、経済産業省が大量破壊兵器等の開発等への関与が懸念される企業・組織を掲載し公表しているリストです。本リストは、「文書等告示」¹⁸第2号に規定する「輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）第4条第1項第三号イに規定する核兵器等の開発等の動向に関し、経済産業省が作成した文書等」に該当するものです。本リストに掲載されている企業などに輸出等を行う場合には、大量破壊兵器等の開発等に用いられないことが明らかなる場合を除き、経済産業大臣の許可が必要になります。

なお、本リストは毎年改正されますので、最新のリスト¹⁹を参照してください。

国・地域別の掲載企業・組織数

国名、地域名	掲載数
アフガニスタン	2
アラブ首長国連邦	21
イエメン	2
イスラエル	1
イラン	223
インド	3
エジプト	3
北朝鮮	147
シリア	19
台湾	4
中国	94
パキスタン	90
香港	10
レバノン	9
ロシア	42
合計	670

No.	国名、地域名 Country or Region	企業名、組織名 Company or Organization	別名 Also Known As	懸念区分 Type of WMD
1	アフガニスタン Islamic Republic of Afghanistan	Al Qa'ida/Islamic Army	<ul style="list-style-type: none"> Al Qaeda Islamic Salvation Foundation The Base The Group for the Preservation of the Holy Sites The Islamic Army for the Liberation of Holy Places The World Islamic Front for Jihad against Jews and Crusaders Usama Bin Laden Network Usama Bin Laden Organisation 	化学 C
2	アフガニスタン Islamic Republic of Afghanistan	Ummah Tameer E-Nau (UTN)	<ul style="list-style-type: none"> FOUNDATION FOR CONSTRUCTION NATION BUILDING RECONSTRUCTION FOUNDATION RECONSTRUCTION OF THE ISLAMIC COMMUNITY RECONSTRUCTION OF THE MUSLIM UMMAH UMMAH TAMEER I-NAU UMMAH TAMIR E-NAU UMMAH TAMIR I-NAU UMMAT TAMIR E-NAU UMMAT TAMIR-I-PAU 	核 N

}

669	ロシア Russian Federation	"Vympel" State Engineering Design Bureau JSC named after I.I. Toropov	<ul style="list-style-type: none"> AO Gos MKB "Vympel" named for II Toropov Tactical Missile Corporation, Joint Stock Company "State Machine Building Design Bureau "Vympel" By Name I.I. Toropov" Vympel NPO 	ミサイル M
670	ロシア Russian Federation	Zavod "Miass"	<ul style="list-style-type: none"> AO Miasskiy mashinostroitelnyy zavod JSC MMZ Miass Machine-Building Factory 	ミサイル M

※2022年11月9日改正

¹⁸ 輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令第二号及び第三号の規定により経済産業大臣が告示で定める輸出者が入手した文書等（平成13年経済産業省告示第760号）

¹⁹ <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law05.html#user-list>

3. 技術の提供等の許可申請

規制対象の技術の提供や貨物の輸出をする際には、経済産業大臣の事前許可を取得する必要があります。

その要否の判断に当たっては、まず、リスト規制に該当するかを確認（該非判定）し、規制に該当する場合は許可が必要となります。次に、リスト規制に該当しない場合には、①大量破壊兵器キャッチオール規制について、用途や需要者に懸念があるか、②通常兵器キャッチオール規制について、用途に懸念があるか等を確認し、規制に該当する場合は許可が必要となります。

許可が必要な場合は、必要な書類を用意して、①窓口への書類の持参、②窓口あてに郵送、③電子申請（NACCS 貿易管理サブシステム）といった方法により、窓口（経済産業省（本省）又は経済産業局・通商事務所）に許可申請を行うこととなります。

4. 組織体制の整備・運用

外為法第55条の10第4項では、業として貨物の輸出や技術の提供を行う者（以下「輸出者等」という。）は、輸出者等遵守基準²⁰に従って、適切な貨物の輸出や技術の提供を行うことが義務づけられております。大学や研究機関も対象になるものであり、体制整備、手続整備、維持管理に関して遵守すべき事項が規定されております²¹。

経済産業大臣は、輸出者等遵守基準に従い指導や助言、違反があった際には勧告・命令を行うことができ、命令に違反した場合は罰則の対象となります²²。

5. 法令違反に対する罰則

外為法では、必要な許可を取得しないで、規制対象である技術の提供や貨物の輸出を行った場合など、法令の規定に違反した場合に、刑事罰と行政制裁が科されることがあります。

外為法違反の責任を問われるのは、規制対象である技術の提供や貨物の輸出を行う者であり、輸出手続を通関業者に依頼している場合であっても、規制対象である技術の提供や貨物の輸出を行う大学や研究機関が、法的な責任を問われることとなります。

また、これらの罰則は、規制対象である技術の提供や貨物の輸出を行った個人及び当該個人が属する法人ともに対象となり、違反の内容如何によっては、個人と法人の両方が処分対象となることもあります。

²⁰ 輸出者等遵守基準を定める省令（平成21年経済産業省令第60号）に定められている

²¹ 79頁参照

²² 外為法第55条の11、第55条の12及び第71条

刑事罰

- ・懲罰：10年以下
 - ・罰金：(個人)：3000万円以下
(法人)：10億円以下
- ただし、当該違反行為の目的物の価格の5倍が3000万円又は10億円を超える場合は大きい方

法律以外の影響も甚大！

- ・組織イメージの悪化
- ・社会的制裁
- ・株主代表訴訟 など

行政制裁

- ・3年以内の、貨物の輸出・技術の提供の禁止
- ・輸出入を禁止された個人が、別法人で禁止された輸出入を行うことを禁止

経済産業省からの
違反組織に対する警告

注) 違反行為について自主的申告があった場合には、処分等において考慮されることがある。
公表を伴う行政制裁、警告以外に再発防止に重点をおいた経緯書(原則非公表)等対応もある。

核開発懸念国等への規制対象の技術・貨物の流出は、懸念用途で使用されるリスクが高まるばかりか、実際に懸念用途に使用された場合には、技術の提供者や貨物の輸出者のみならず我が国の社会的信用の失墜、我が国のみならず世界全体の平和を脅かすことにもつながります。

こうした観点からも、各大学や研究機関が法令違反を犯すことのないよう、制度を十分に理解した上で、技術や貨物の管理を徹底する必要があります。

<日本製品が懸念用途に使用された例>

2007年に日本製の三次元測定器がリビアの核開発関連施設で発見された事案では、無許可輸出を行った法人に罰金4500万円、元副会長ら4名に懲役2～3年、計3年間にわたる輸出禁止(行政制裁)が科されました。

1. 事案概要

- ・精密測定機器メーカーのA社は、核兵器の開発等に転用されるおそれのある三次元測定機(リスト規制に該当)を、検査データを改ざんし性能を低く見せかけることにより、経済産業大臣の輸出許可を得ることなくマレーシア・シンガポール等へ輸出(計約1000台)。そのうち、1台がリビアの核開発施設で発見。
- ・3件の輸出事案を立件(約970万円)

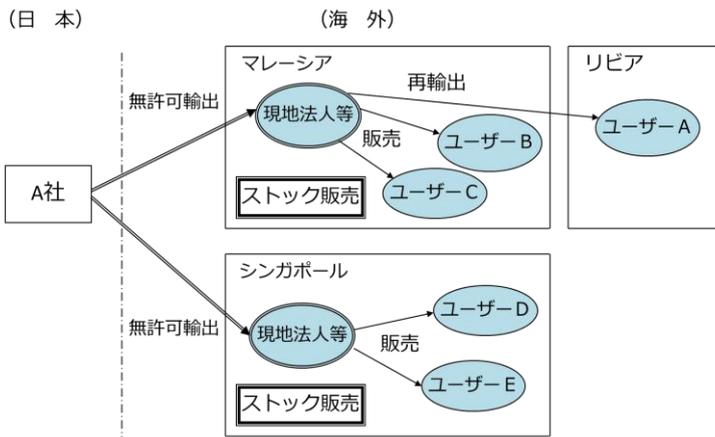
2. 判決及び行政処分の時期・内容等

(判決)

元副会長ら4名に懲役2～3年(執行猶予4～5年)、法人に対して罰金4,500万円。

(行政制裁)

① 6ヶ月間全貨物の全地域向け輸出禁止、② 2年6ヶ月間三次元測定機の全地域向け禁止。



＜大学・研究機関による違反事例＞

我が国の大学や研究機関においても、役務取引許可証の確認、輸出手続、法令適用の判断又は該非判定手続に当たってのミスが原因で、無許可での技術の提供や貨物の輸出等の違反行為を犯した事例が発生しています。

原因		内容
役務取引許可証等確認のミス	研究機関A： 役務取引許可証の期限切れ	外国機関と共同で航空機に関する技術の研究を行っていたが、当該技術が外為法の対象技術のため、当初は適切に役務取引許可を取得。しかし、組織再編に伴い、輸出・技術管理の機能が一時的に低下し、当該取引の管理が十分に管理されず、役務取引許可証の期限切れに気付かないまま技術の提供を継続。
	大学B： 輸出許可条件の不履行	外国での研究のため、赤外線カメラの輸出許可申請を行い、「積み戻し後、報告」の条件付きで許可されていた。しかし、提出期限を過ぎても報告を怠り、許可条件違反。
輸出手続上のミス	研究機関C及び大学D： 出荷確認の不備	研究機関Cは共同研究先である大学Dに対し、該当品は許可が必要であるため、輸出許可を取得してから出荷するように指示をしていたが、 <u>出荷の際の再確認を怠り、大学Dが非該当品と一緒に該当品を誤って梱包したため無許可輸出。</u>
法令適用の判断ミス	大学E： 少額特例の利用に当たってのミス	外国での研究のため、フレーミングカメラを輸出しようとしたが、持ち帰る貨物であったため、輸出申告額を10万円と記入し、 <u>少額特例を適用して輸出。</u> 実際の貨物購入価格は800万円であるため特例には当たらず、無許可輸出。
該非判定手続上のミス	大学F： 他社の該非判定を口頭確認のみ	外国大学に高速度カメラを輸出するに当たり、通関時にメーカーに貨物の該非を電話確認したところ、 <u>非該当との口頭回答を得たため、正式な該非判定書を待たず、また、該非判定の内容を大学自らの責任で確認せずに輸出。</u> 実際は、メーカー担当者が貨物の型番号を聞き間違えており、輸出された貨物は該当品目であったことから、無許可輸出。
	研究機関G： リスト規制品目に関する最新の法令改正未確認	外国大学から研究使用目的での提供依頼を受けた微生物株について、機関内で使用している該非判定システムを用いて非該当との判定を確認したことから輸出許可申請は行わずに輸出。しかし、当該微生物株は直近の外為法関連省令の改正によってリスト規制貨物として追加されていたものの、 <u>当該システムにはこの改正内容が反映されていなかったことが判明し、無許可輸出。</u>

Ⅲ. 規制対象となる技術の提供等

外為法による規制を遵守するためには、大学や研究機関における外為法上の「技術の提供」や「貨物の輸出」に当たる具体例を理解しておくことが重要です。大学・研究機関でよく見受けられる「技術の提供」や「貨物の輸出」の機会²³は次のような例があります。

＜大学・研究機関における「技術の提供」や「貨物の輸出」の機会²³の例＞

技術提供等の機会	具体例
留学生・外国人研究者の受入れ	○実験装置の貸与に伴う提供 ○研究指導に伴う実験装置の改良、開発 ○技術情報をFAXやUSBメモリを用いて提供 ○電話や電子メールでの提供 ○授業、会議、打合せ ○研究指導、技能訓練 等
外国の大学や企業との共同研究の実施や研究協力協定の締結	○実験装置の貸与に伴う提供 ○共同研究に伴う実験装置の改良、開発 ○技術情報をFAXやUSBメモリに記憶させて提供 ○電話や電子メールでの提供 ○会議、打合せ 等
研究試料等の持出し、海外送付	○サンプル品の持ち出し、海外送付 ○自作の研究資機材を携行、海外送付 等
外国からの研究者の訪問	○研究施設の見学 ○工程説明、資料配付 等
非公開の講演会・展示会	○技術情報を口頭で提供 ○技術情報をパネルに展示 等

このように、大学・研究機関では、技術提供等の機会が多く、特に技術は一旦提供されてしまえば、元に戻すことが難しいことが多いこともあり、その管理には十分な注意を払った上で上記のような活動を行う必要があります。

1. 技術の提供に係る規制の概要

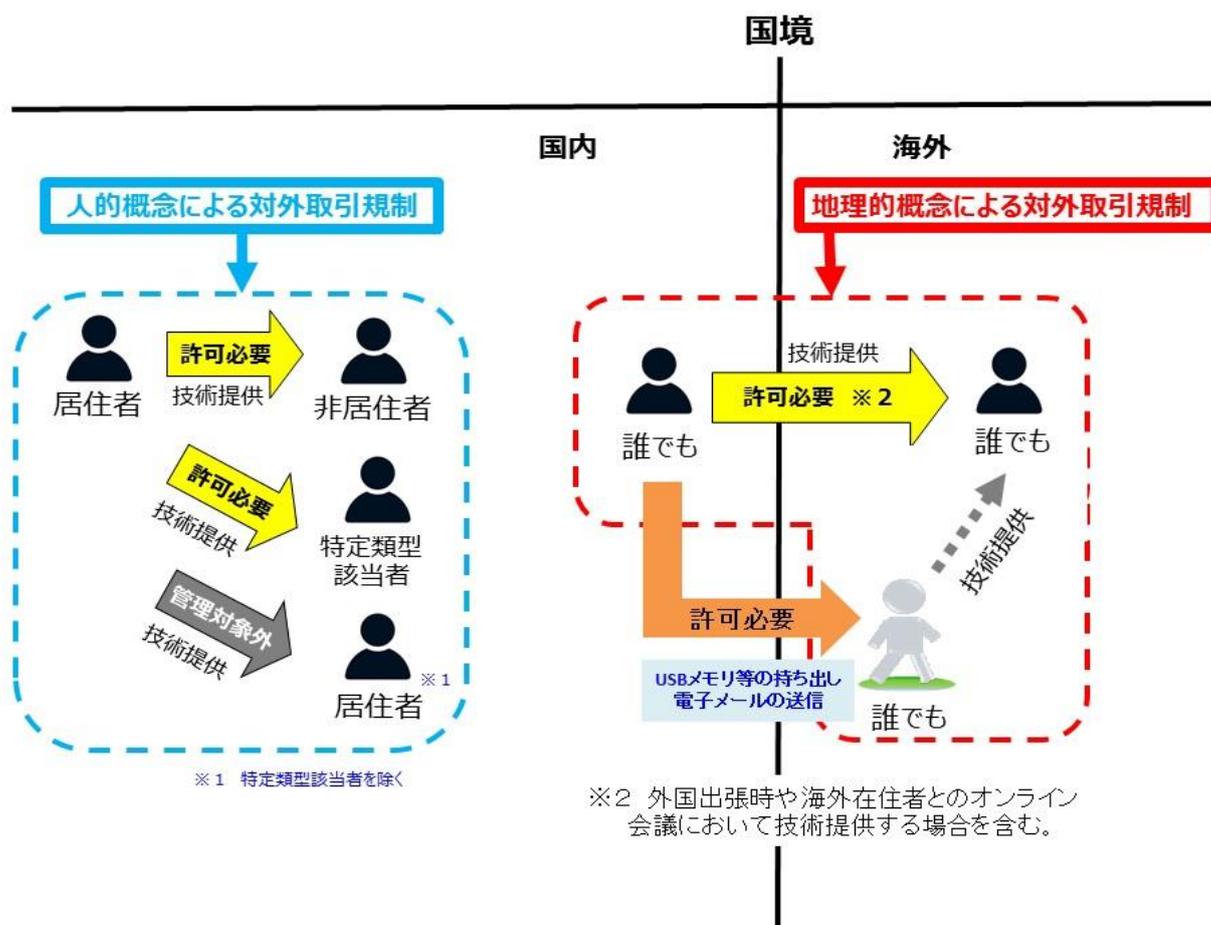
外為法では、大量破壊兵器等及び通常兵器の開発等に転用可能な規制技術の流出を防止する観点から、規制技術を、①居住者から非居住者に提供することを目的とする取引（人的概念による対外取引規制。みなし輸出管理とも呼ばれます。）、②技術の提供者や相手先が居住者であっても非居住者であっても、外国において提供することを目的とする取引を行おうとする場合（地理的概念による対外取引規制）には、経済産業大臣の許可が必要となります²⁴。

²³ このほか、オンラインでの講義、会議、打合せ等についても「技術の提供」の機会となり得ることに注意が必要です。

²⁴ 外為法第25条第1項

①については、非居住者に提供する取引だけでなく、居住者に提供する取引であっても、受領者である居住者が非居住者の影響を強く受ける場合（特定類型²⁵に該当する場合）には、当該非居住者への提供とみなされて同様に経済産業大臣の許可が必要となります²⁶。

また、これら取引に係る規制を補完するため、外国において提供することを目的として、③規制技術をUSB等で持ち出す行為、④規制技術の電子データを外国に送信する行為を行おうとする場合には、経済産業大臣の許可が必要となります²⁷。なお、規制技術を提供する前には、上記②の許可が必要となりますので、実際にUSBの持ち出しや電子データの送信等で技術提供を行おうとする場合には、上記②の許可を取得しておくことが効果的です。



2. 技術の提供について

外為法に基づく「役務通達」において、技術とは「貨物の設計、製造又は使用に必要な特定の情報」であり、この情報は「技術データ又は技術支援の形態により提供される」と定義されています。

なお、原則として、リスト規制貨物に関する技術が規制されますが、一部、リスト規制貨物に直接関係せず、技術単独で規制の対象となっているリスト規制技術（はみ出し技術）も存在

²⁵ 33頁参照

²⁶ 「役務通達」（外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（4貿局第492号）（1（3）用語の解釈））

²⁷ 外為法第25条第3項

するので注意が必要です²⁸。

(1) 技術データ

文書又はディスク、テープ、ROM等の媒体若しくは装置に記録されたものであって、青写真、設計図、線図、モデル、数式、設計仕様書、マニュアル、指示書等の形態を採るもの又はプログラムです（紙媒体や電子ファイル等の提供形態によりません）。

<技術データの例>

- － 技術報告書、発表・投稿原稿、研究記録
 - － 設計図面、回路図、製造方法書、試験方法書、評価方法書
 - － 実験機器の技術仕様書
 - － 実験データ
 - － コンピュータープログラム
- 等

(2) 技術支援

技術指導、技能訓練、作業知識の提供、コンサルティングサービスその他の形態を採るものです。

<技術支援の例>

- － プレゼンテーションソフトによる表示、説明
 - － 口頭による研究発表や指導
- 等

大学・研究機関においては、例えば以下のような技術を保有している場合もありますので、注意して管理してください。

- 原子炉、推進装置、エレクトロニクス装置、精密測定装置等のリスト規制貨物に係る設計、製造又は使用のための技術（プログラムであって自主開発や市販プログラムの改良を行ったソースコードで公開していないものを含む。）
- リスト規制貨物である有毒化学物質、生物毒素、高性能材料等の合成・分離精製に係るノウハウ等を記録したもの（論文や特許として公表されないデータや記録）
- 規制貨物に係る性能評価方法や実験データであって公表されていないもの
- 研究活動に必要な規制対象の研究装置に係る操作技術、メンテナンス技術を記載した書類、データ 等

なお、提供する技術の知的財産権が、大学・研究機関ではなく、研究者個人に帰属する場合でも、法令に則った適切な手続が必要です。

²⁸ 例えば、外為令別表の4（4）「オートクレーブの使用に係る技術」、6（3）「数値制御装置又はコーティング装置の使用に係る技術」、9（4）「超電導材料を用いた通信装置の設計又は製造に係る技術」、10（7）レーザー光に対する物質の耐久性の試験を行うための装置又はその試験に用いる標的の設計、製造又は使用に係る技術」などがあります。

3. 居住者及び非居住者について

居住者及び非居住者の考え方については、「外国為替法令の解釈及び運用について（蔵国第4672号昭和55年11月29日）」において、下図のとおり、一定の判定基準が示されています。

当該判定基準によれば、①外国人でも、ア) 我が国にある事務所に勤務する者²⁹、イ) 我が国に入国後6か月以上経過している者³⁰は居住者となり、②日本人でも、ア) 外国にある事務所に勤務する目的で出国し外国に滞在する者、イ) 2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者、ウ) 出国後外国に2年以上滞在している者、エ) 上記ア)～ウ)に掲げる者で、一時帰国し、その滞在期間が6か月未満の者は非居住者となります。

	居住者	非居住者
日本人	<ul style="list-style-type: none"> ① 我が国に居住する者 ② 日本の在外公館に勤務する者 	<ul style="list-style-type: none"> ① 外国にある事務所に勤務する目的で出国し外国に滞在する者 ② 2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者 ③ 出国後外国に2年以上滞在している者 ④ 上記①～③に掲げる者で、一時帰国し、その滞在期間が6か月未満の者
外国人	<ul style="list-style-type: none"> ① 我が国にある事務所に勤務する者 ② 我が国に入国後6か月以上経過している者 	<ul style="list-style-type: none"> ① 外国に居住する者 ② 外国政府又は国際機関の公務を帯びる者 ③ 外交官又は領事館及びこれらの随員又は使用人(ただし、外国において任命又は雇用された者に限る。)
法人等	<ul style="list-style-type: none"> ① 我が国にある日本法人等 ② 外国の法人等の我が国にある支店、出張所、その他の事務所 ③ 日本の在外公館 	<ul style="list-style-type: none"> ① 外国にある外国法人等 ② 日本法人等の外国にある支店、出張所、その他の事務所 ③ 我が国にある外国政府の公館及び国際機関

※上図によらず、アメリカ合衆国軍隊、国際連合の軍隊及びこれらの構成員等は非居住者

非居住者の国・地域の判断に当たっては、非居住者の居所若しくは住所又は主たる事務所の所在地が基準となります³¹。例えば、リスト規制技術の提供先がA国内に事務所を有する研究機関に勤務するB国人である場合は、B国人が勤務する研究機関への提供とみなされるため、提供先の国・地域の判断としては、(B国ではなく) A国となります。

²⁹ 例えば、2か月だけ日本国内の大学に雇用された外国人は、その2か月間日本に居住し、大学からの給与がその者の主たる所得の源泉である場合には、居住者となります。ただし、雇用されていても、入国しておらず日本国内に居所がない状態で勤務(リモート勤務等)している場合は、非居住者となります。

³⁰ 居住者である留学生等が、大学の籍や日本国内の居所を残したまま帰国し、再入国した場合は、引き続き居住者として整理されると考えられます。

³¹ 「役務通達」(1(3)用語の解釈)

また、居住性の判断に当たっては、①技術の提供先が研究者個人の場合は、当該個人の居住性により判断され、②研究者個人ではなく組織に提供される場合（組織に雇用される研究者が当該組織の業務として受領する場合を含みます。）は、当該組織の居住性により判断されます。学生（留学生）についても、研究者の場合と基本的に同様です。

4. 管理が必要な技術・学問分野

大学や研究機関において、外為法上、規制対象となり得る「技術」として、特に注意が必要なものは、リスト規制貨物（10～14頁）、核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例等³²（17～20頁）の貨物の設計、製造又は使用に係る技術です。

こうした技術分野の研究者には、自らの研究が我が国や国際社会の安全保障と密接な関係を有しているとの認識を持っていただくことが必要です。

外為法の規制に関係が深い主な技術分野は以下のとおりです。これら以外でも規制対象となり得ますし、たとえ最先端の学問分野でなくとも幅広く規制対象となり得ますので、よくある分野として参考にしてください。

- ◎ 原子力技術（原子核反応、中性子工学等）
- ◎ 精密機械技術、精密加工技術、精密測定技術
- ◎ 自動制御技術、ロボット技術
- ◎ 化学・生化学（特に人体に有害な化学物質、解毒物質）
- ◎ バイオテクノロジー・医学（特に感染症・ワクチン）を含む生物学
- ◎ 高性能・高機能材料技術（耐熱材料、耐腐食性材料等）
- ◎ 航空宇宙技術、高性能エンジン技術
- ◎ 航法技術
- 海洋技術
- 情報通信技術、電子技術、光学技術
- ◎ 規制される貨物の設計、製造、使用に係るプログラム開発技術
- シミュレーションプログラム技術

※「◎」の技術分野は、大量破壊兵器等と関連が深く特に留意が必要です。

これら技術分野に関連する原子力、機械工学、生命科学等の学問分野はもちろん、理学、農学等広く自然科学分野全般にわたって、安全保障上懸念がある用途に利用できる可能性があります。

具体的には、品目（リスト）が「外為令別表」及び「輸出令別表第1」に、仕様（スペック）が「貨物等省令」に、規定されています（49頁参照）。

³² 「通常兵器の開発、製造若しくは使用に用いられるおそれの強い貨物例（輸出注意事項24第24号）」にも、注意が必要です。

＜許可の取得を検討する必要がある例³³＞

- 外国の研究者にSiCエピタキシャル成長技術を提供する
- 外国の研究機関に薄膜を作成する装置のメンテナンスに係るノウハウを教える
- 外国の企業に特許使用許諾とともに製造ノウハウを開示する
- 外国からの受入研究者に、電子ビーム描画装置・真空蒸着装置・電子顕微鏡等を使用して半導体基板を加工・評価する技術を提供する
- 外国からの研修員に超小型衛星の設計・製造技術や関連するプログラムを提供する

＜大学・研究機関の許可申請実績＞

実際に大学・研究機関が許可の申請を行い、適切な手続を経て許可証が発行された例としては、炭素繊維を用いたプリフォーム及びこれを用いた成型品の設計、製造又は使用に用いる技術の提供や超小型衛星・地上局の設計、製造に用いる技術及びプログラム等があります。また、貨物については、ワクチン開発を目的とするウイルスの輸出等の例があります。

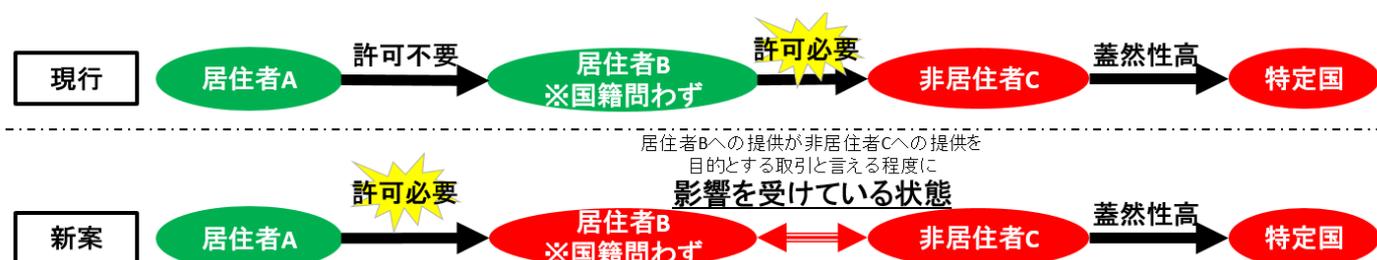
³³ クラウドコンピューティングによってストレージサービスを利用して外国サーバーに情報を保管する場合には、利用者が専ら自らが使用する場合は規制に該当しませんが、サービス提供者や第三者に提供するために利用する場合には、外国への提供として規制の対象となるため注意が必要です（「役務通達」参照）。

5. 特定類型アプローチについて

(1) 概要

令和3年11月18日に「役務通達」の一部を改正する通達³⁴が公布され、これにより、居住者から居住者への技術の提供であっても、受領者となる居住者（自然人に限る。）が非居住者の影響を強く受けている状態（以下「特定類型」といいます。）にある場合は、当該居住者（以下「特定類型該当者」といいます。）への技術の提供を当該非居住者への技術の提供であるとみなして、法第25条第1項に基づく人的概念による対外取引規制の対象とすることとされました。こうした考え方を「特定類型アプローチ」と呼び、令和4年5月1日から適用されます。

特定類型アプローチの考え方を概念図にすると下図のとおりです。居住者Aから特定類型に該当する居住者B、居住者Bから非居住者Cへと技術が提供される場合において、従来は居住者Bから非居住者Cへの技術提供に対して許可が必要であったところ、特定類型アプローチにおいては、その前段階である居住者Aから居住者Bへの技術提供に輸出許可申請義務を課すこととなります。



特定類型は、以下の①から③に分類され、それぞれ特定類型①、特定類型②、特定類型③と呼ばれます。また、特定類型に該当する者は自然人である居住者に限定されていますが、当該居住者の国籍を問いません（すなわち、日本人であっても特定類型に該当し得ます。）。

① 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体（その本邦内の支店、出張所その他の事務所を除く。以下「外国法人等」という。）又は外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行若しくは外国の政党その他の政治団体（以下「外国政府等」という。）との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該外国法人等若しくは当該外国政府等の指揮命令に服する又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して善管注意義務を負う者（次に掲げる場合を除く。）

(イ) 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、当該本邦法人又は当該者が、当該外国法人等又は当該外国政府等との間で、当該本邦法人による当該者に対する指揮命令又は当該本邦法人に対して当該者が負う善管注意義務が、当該外国法人等若しくは当該外国政府等に

³⁴ 「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成4年12月21日付け4貿局第492号）等の一部改正について（令和3年11月18日付け20211102貿局第1号輸出注意事項2021第30号）

よる当該者に対する指揮命令又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して当該者が負う善管注意義務よりも優先すると合意している場合

(ロ) 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、グループ外国法人等（当該本邦法人の議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有する外国法人等又は当該本邦法人により議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有される外国法人等をいう。以下同じ。）との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該グループ外国法人等の指揮命令に服する又は当該グループ外国法人等に対して善管注意義務を負う場合

- ② 外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益（金銭換算する場合に当該者の年間所得のうち25%以上を占める金銭その他の利益をいう。）を得ている者又は得ることを約している者
- ③ 本邦における行動に関し外国政府等の指示又は依頼を受ける者

特定類型①～③に該当する具体的なイメージとしては下図のとおりです。



契約に基づき、外国政府等・外国法人等の支配下にある者への提供

特定類型① 例①：**外国大学と兼業（クロスアポイントメントを含む。）**をしている本邦大学の教職員への提供
例②：**外国企業（× 外資系企業）に勤務**している社会人学生への提供



経済的利益に基づき、外国政府等の実質的な支配下にある者への提供

特定類型② 例①：外国政府から**留学資金の提供を受けている学生**への提供
例②：**外国政府の理工系人材獲得プログラムに参加し、個人として**（× 大学として、研究室として）多額の研究資金や生活費の提供を受けている研究者への提供



上記の他、国内において外国政府等の指示の下で行動する者への提供

特定類型③ 例：日本における行動に関し外国政府等の指示や依頼を受けている者への提供
(類型③該当が疑われる者については、経済産業省が企業・大学等に連絡することを主に想定)

（２）特定類型の解説

(a) 特定類型①について

外国法人等又は外国政府等との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該外国法人等若しくは外国政府等の指揮命令に服する又は当該外国法人等若しくは外国政府等に対して善管注意義務を負う者が特定類型①とされています。例えば、本邦大学の教授が、海外大学の教授職も兼任している場合、外国法人等の指揮命令に服する者として特定類型①に該当し得ます。留学生については、たとえ海外大学に籍を置いても、当該海外大学と雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結していないのであれば、特定類型①には該当しません。

「委任契約、請負契約その他の契約」とは、いかなる委任契約、請負契約その他の契約を意味するものではなく、①取締役若しくは監査役又はそれらに類する者（大学法人における理事又は監事を含む。）と法人との間の委任契約及び②委任契約、請負契約その他の契約であって雇用契約に準ずるもの（労働基準法上の労働者性が認められるもの）を指します。例えば、契約内容や提供される労務の具体的な内容にもよりますが、大学教授が出版社との間において出版契約を締結し執筆を行う場合や他大学から依頼を受け論文や執筆物のレビューを行う場合は通常「委任契約、請負契約その他の契約」に該当しません。また、企業から委託された研究を行う場合や企業・大学と共同で研究を行う場合も、通常は労働基準法上の労働者性が認められず、通常「委任契約、請負契約その他の契約」に該当しませんが、当該大学教授が専ら一企業から委託された研究に従事しており、研究の方向性や内容について当該企業から指揮命令を受けているような場合には、労働基準法上の労働者性が認められ、「委任契約、請負契約その他の契約」に該当する可能性があります。

一方、「外国政府等」が個人より「外国政府等」の利益を優先することや「外国政府等」への忠誠義務を要請しており、個人も当該要請に合意している場合でも、時間的・場所的に拘束されているなど雇用者と被雇用者の関係に類する場合でなければ特定類型①には該当しません。

上記のとおり、本邦大学に雇用されている教授、講師等も特定類型①に該当する可能性があります。本邦大学から当該特定類型①に該当する教授、講師等への技術提供も前記1. ①の「居住者から非居住者に提供することを目的とする取引」として、法第25条第1項に基づく許可を要する点に留意してください。本邦大学が雇用するA氏が当該本邦大学の業務として、当該本邦大学の他の教授、講師等であるB氏に対して技術提供を行う場合、当該本邦大学が提供者、B氏が受領者として観念されます。そのため、教授間の技術提供においても、受領者が特定類型該当者に当たる場合、法第25条第1項に基づく許可を要する点に留意してください。

一方で特定類型①には例外も規定されており、例えば、海外大学の教授職を兼任している本邦大学の教授の場合、当該海外大学と本邦大学又は当該教授との間で、本邦大学の指揮命令権が優先する関係にあることを合意している場合等は、特定類型①の(イ)に該当し、例外となります³⁵。

なお、特定類型①に該当する者は、外国法人等又は外国政府等の影響を受ける者であり、外国法人等の子会社である本邦法人（すなわち、いわゆる外資系企業ではあるが、外国法人等ではないもの）に雇用される者は該当しません。

(b) 特定類型②について

外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益を得ている者又は得ることを約している者が特定類型②に該当する者とされています。「多額の金銭その他の重大な利益」とは、金銭換算する場合に当該者の年間所得のうち25%以上を占める金銭その他の利益をいいます。特定類型②は、外国政府等から利益を受けている者等であり、外国法人等から利益を受けている者等は含まれません。例えば、外国政府等の奨学金を受けている留学生などが特定類型②に該当し得ます。

³⁵ 例外規定としては、特定類型①の(ロ)もありますが、グループ法人において兼業している者を想定した例外規定であり、資本関係にあるグループ法人を持たない大学法人においては通常適用されません。

また、多額の金銭その他の重大な利益を得ているとは、あくまで個人の所得として利益を得ている場合を指し、例えば、大学教授が大学や研究室として外国政府等から利益を受ける場合は、原則特定類型②には該当しません。しかし、特定類型アプローチに基づく規制を潜脱する意図をもって、形式的な受領主体を大学又は研究室とし、実質的には教授個人が利益を受けるものと認められる場合は、特定類型②に該当する点に留意してください。

(c) 特定類型③について

本邦における行動に関し外国政府等の指示又は依頼を受ける者が特定類型③に該当する者とされています。特定類型③は、外国政府等から指示又は依頼を受けている者であり、外国法人等から指示又は依頼を受けている者は含まれません。

外国の国家情報活動について、法律上協力義務が課されているだけでは特定類型③に該当しませんが、当該法律に基づき当該外国政府等から本邦における行動に関し指示又は依頼を受けている場合は特定類型③に該当します。

(3) 特定類型該当性の判断方法

みなし輸出管理の明確化に伴い、技術の提供者は取引の相手方に対して技術を提供するに当たり、通常果たすべき注意義務を果たした結果として確認できる範囲で取引の相手方が特定類型に該当するか否かを判断する必要があります。特定類型該当性の判断の考え方については、「役務通達」別紙1-3（特定類型の該当性の判断に係るガイドライン）（以下「特定類型該当性判断ガイドライン」という。）に提示されており、特定類型該当性判断ガイドラインに従った確認をすれば、取引の相手方となる居住者に対して技術を提供するに当たり、当該居住者が特定類型に該当するか否かにつき、通常果たすべき注意義務を果たしているものと解されます。

すなわち、特定類型該当性判断ガイドラインに従った確認をすれば、仮に取引の相手方となる居住者が特定類型該当者であったことに気づかなかつたとしても、技術提供に当たり許可を取得しなかつたことについて無過失となり、罰則又は行政処分の対象とはされません。

【特定類型該当性判断ガイドライン】

別紙1-3 特定類型の該当性の判断に係るガイドライン

特定類型の該当性を判断するためのガイドラインを次のとおり提示する。本ガイドラインに従った確認をすれば、取引の相手方となる居住者（自然人に限る。）に対して技術を提供するにあたり、当該居住者が特定類型に該当するか否かにつき、通常果たすべき注意義務を果たしているものと解される。

1 特定類型①又は②の該当性確認

(1) 当該居住者が提供者の指揮命令下でない場合

ア 役務取引を実施するまでの間に商慣習上当該役務取引を行う上で通常取得することとなる契約書等の書面（以下単に「契約書等」という。）において記載された情報から特定類型

①又は②に該当することが明らかである場合において、漫然と当該居住者に対して技術の提供を行う場合は、通常果たすべき注意義務を履行していないことと解される。

なお、役務取引を実施するまでの間に契約書等において記載された情報から特定類型①又は②に該当することが明らかでない場合は、追加で確認を行うことは求められない。

イ 特定類型①又は②に該当する可能性があるとして経済産業省から連絡を受けた場合において、漫然と当該居住者に対して技術の提供を行う場合は、通常果たすべき注意義務を履行していないことと解される。

(2) 当該居住者が提供者の指揮命令下にある場合

ア 当該居住者が指揮命令に服した時点において、特定類型①又は②に該当するか否かを当該居住者の自己申告（別紙1-4参照）によって確認した上で、指揮命令に服する期間中において、新たに特定類型①又は②に該当することとなった場合に、報告することを求めている場合は、通常果たすべき注意義務を履行しているものと解される。また、当該居住者が令和4年5月1日時点で既に指揮命令下にある場合であって、指揮命令に服する期間中において、新たに特定類型①又は②に該当することとなった場合に報告することを求めている場合は、通常果たすべき注意義務を履行しているものと解される。

なお、就業規則等の内部規則において、副業行為を含む利益相反行為が禁止又は申告制になっている場合は、指揮命令に服する期間中において、新たに特定類型①又は②に該当することとなった場合に、報告することを求めていることと解される。

イ 特定類型①又は②に該当する可能性があるとして経済産業省から連絡を受けた場合において、漫然と当該居住者に対して技術の提供を行う場合は、通常果たすべき注意義務を履行していないことと解される。

2 特定類型③の該当性確認

(1) 当該居住者が提供者の指揮命令下でない場合及び指揮命令下にある場合

ア 役務取引を実施するまでの間に契約書等において記載された情報から特定類型③に該当することが明らかである場合において、漫然と当該居住者に対して技術の提供を行う場合に限定して、通常果たすべき注意義務を履行していないことと解される。

なお、役務取引を実施するまでの間に契約書等において記載された情報から特定類型③に該当することが明らかでない場合は、追加で確認を行うことは求められない。

イ 特定類型③に該当する可能性があるとして経済産業省から連絡を受けた場合において、漫然と当該居住者に対して技術の提供を行う場合は、通常果たすべき注意義務を履行していないことと解される。

特定類型該当性判断ガイドラインにおいては、特定類型①及び②又は特定類型③の別に応じて該当性判断の基準が異なり、また、受領者が提供者の指揮命令下にあるか否かで該当性判断の基準が異なります³⁶。大学に雇用される教授、講師等は、常勤又は非常勤に関わらず、提供者（すなわち、大学法人）の指揮命令下にある者であり、大学に雇用されていない学生は、提供者（すなわち、大学法人）の指揮命令下でない者として取り扱ってください。

特定類型該当性判断ガイドラインの趣旨をまとめると下表のとおりです。

³⁶ 指揮命令下にある場合とは、受領者が提供者との間で、雇用関係又はそれに準ずる関係（準ずる関係とは、雇用契約以外の契約に基づき労務を提供しているものの、業務の実態から労働基準法上の労働者性が認められるような場合を指します。）にある場合を指します。

なお、特定類型①又は②の該当性確認において、当該居住者が提供者の指揮命令下にある場合、当該居住者が指揮命令に服した時点において、特定類型①又は②に該当するか否かを当該居住者の自己申告で確認することとされているところ、当該自己申告においては「役務通達」別紙1-4に掲載する誓約書の例（132頁参照）を利用することができます。「役務通達」別紙1-4に掲載する誓約書の例は、あくまでサンプルであり、特定類型該当性を居住者に誓約させるとい趣旨を損なわない範囲で修正して利用することを妨げるものではありません³⁷。

当該自己申告について、提供者はその内容の真実性を確認することまでは求められていません。したがって、提供者の指揮命令下にある居住者が実際は特定類型該当者であるにもかかわらず、自身の特定類型該当性について虚偽の自己申告を行い、その結果、当該提供者から当該居住者に対して無許可で技術提供が行われたとしても、当該提供者が他に当該居住者の特定類型該当性に関する情報を得ていなかった場合には、当該技術提供に当たり許可を取得しなかったことについて無過失となり、罰則又は行政処分の対象とはなりません。

一方で、誓約書の提出を拒否されるなど、提供者の指揮命令下にある居住者から特定類型に該当しないことの申告がなかった場合には、当該居住者が特定類型に該当する蓋然性が排除されてはいないことから、原則、当該提供者は通常果たすべき注意義務を果たしたものと解されず、当該提供者から当該居住者に対して無許可で技術提供が行われた場合には、罰則又は行政罰の対象になる可能性があります。

	受領者が提供者の指揮命令下でない	受領者が提供者の指揮命令下にある	共通
特定類型① 特定類型②	商慣習上技術提供取引を行う上で通常取得することとなる契約書等の書面において記載された情報から、受領者が特定類型に該当することが明らかである場合 →漫然と技術の提供を行う場合、通常果たすべき注意義務を履行していないと解される	以下の方法で特定類型に該当するか否かを確認している場合は、通常果たすべき注意義務を履行していると解される ＜採用時＞ 自己申告による確認 ※ 特定類型アプローチ適用時点（令和4年5月1日で既に採用している場合は不要） ＜勤務時＞ 新たに特定類型に該当することとなった場合における報告義務を課すことによる確認 ※ 就業規則等の内部規則において、副業行為を含む利益相反行為が	特定類型に該当する可能性があるとして経済産業省が提供者に連絡をした場合 →漫然と技術の提供を行う場合、通常果たすべき注意義務を履行していないと解される

³⁷ 教職員等の特定類型該当性を確認した記録（誓約書等）については、該当の有無にかかわらず、これら教職員等への技術提供が見込まれる期間は適切に保存することが望ましいです。当該教職員等への技術提供が行われた場合には、技術提供に係る文書として適切に保存してください。（64頁参照）
なお、誓約書等についてはPDFにする等の電子的な形式で保存することができます。

		禁止・申告制にする場合は、同報告義務を課しているものと解される ³⁸	
特定類型③	商慣習上技術提供取引を行う上で通常取得することとなる契約書等の書面において記載された情報から受領者が特定類型に該当することが明らかである場合 →漫然と技術の提供を行う場合、通常果たすべき注意義務を履行していないと解される		

³⁸ 現時点で就業規則等において、副業行為を含む利益相反行為を禁止・申告制とする規定がない場合や、規定はあるものの、非常勤職員等、当該規定が適用されない教職員がいる場合は、例えば、採用時期にかかわらず、令和4年5月1日以降に当該教職員から誓約書等で自己申告を求めることで特定類型該当性の確認を行うとともに、その中で、「今後新たに特定類型に該当することとなった場合には、報告を行うこと」等を追加的に求めているれば、特定類型該当性判断ガイドラインに沿った対応をしているものと考えられます。

（４）共同研究における特定類型アプローチの考え方

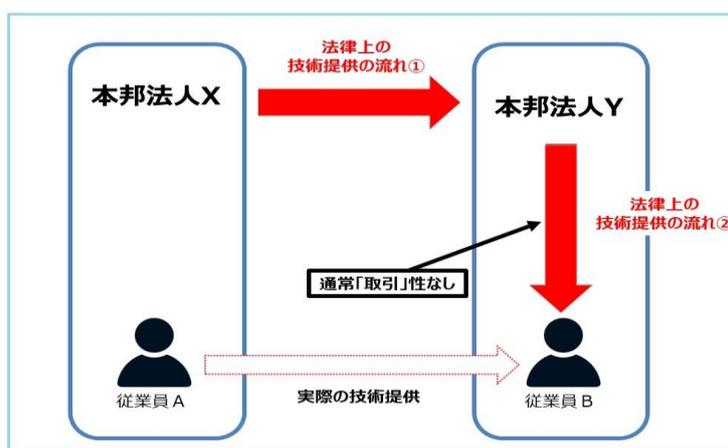
大学での研究活動においては、教授等が他大学の教授や学生、企業の従業員等とともに共同で研究を行い、その際に技術提供が生じる場面があり得ます。こうした他の法人に所属する者との共同研究³⁹における特定類型アプローチの考え方について整理します。

本邦法人Xと本邦法人Yとの共同研究で、本邦法人Xに雇用されている従業員Aから本邦法人Yに雇用されている従業員Bに対して技術提供をする場合において、本邦法人Yで技術を受領する従業員Bが特定類型該当者である場合、法律上、①本邦法人Xから本邦法人Y、②本邦法人Yから従業員B（特定類型該当者）という順序で技術が移転するものと解釈されます。

この場合、まず、①本邦法人Xから本邦法人Yに対する技術提供は、国内における居住者（法人）同士の取引であり、「外国において提供することを目的とする取引」「非居住者に対する取引」（法第25条第1項、第2項）のいずれにも該当しないことから、外為法の規制対象外になります。

次に、②本邦法人Yから従業員B（特定類型該当者）に対して技術提供が行われるところ、本邦法人Yが、役務取引規制の趣旨を潜脱して従業員B（特定類型該当者）に技術を取得させることを目的として本邦法人Xから技術を受領させる場合や、本邦法人Xと本邦法人Yの間の技術提供に係る契約において従業員B（特定類型該当者）に提供することが明記されている場合⁴⁰など特殊な場合を除き、通常、本邦法人Yと従業員B（特定類型該当者）との間には、提供者と受領者の間で技術を提供し受領することについての合意が発生し、当該合意の履行として提供が行われるという関係が存在しないと考えられることから、本邦法人Yから従業員B（特定類型該当者）に対する技術提供は「取引」（法第25条第1項、第2項）に該当しないものとして外為法の規制対象外になります⁴¹。

したがって、本邦法人Xの従業員Aから本邦法人Yの従業員Bに対する技術提供について、通常、本邦法人Xは本邦法人Yで技術を受領する従業員Bの特定類型該当性を確認する必要はありません。



³⁹ 当事者間で特段契約書を交わさないで行われる共同研究についても同様の考え方となります。

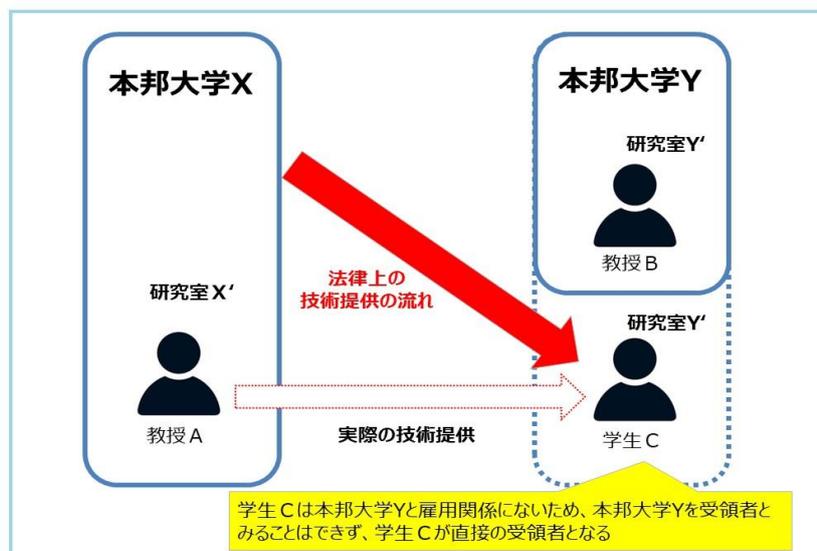
⁴⁰ 例えば、共同研究契約書や付随する研究計画書等において、当該共同研究に参加する研究者名が明記されている場合が該当し、この場合の技術提供は「取引」に該当することとなり、技術を受領する本邦法人Yは従業員Bの特定類型該当性の確認を行い、必要な場合には許可申請が必要となります。

⁴¹ 一方で、本邦法人Xが居住者A'（本邦法人Xに雇用されている）に対して、本邦法人Xの業務において必要な技術を提供する場合、本邦法人Xと居住者A'の間の雇用関係において、技術を提供し受領することについてあらかじめ包括的な合意が発生しているところ、さらに技術の提供と受領に当たり個別の合意が成立し、当該合意の履行として技術提供が行われる関係が存在すると考えられることから、本邦法人Xから居住者A'に対する技術提供は「取引」に該当すると整理されます。

本邦大学Xの研究室X' と他の本邦大学Yの研究室Y' との共同研究で、研究室X' に所属する教授A（本邦大学Xに雇用されている）が研究室Y' に所属する教授B（本邦大学Yに雇用されている）及び学生C（本邦大学Yに雇用されていない）に対して技術提供をする場合において、教授B及び学生Cがいずれも特定類型該当者であるケースを想定します。

この場合、本邦大学Xの教授Aから本邦大学Yの教授B（特定類型該当者）への技術提供は、法律上、①本邦大学Xから本邦大学Y、②本邦大学Yから教授B（特定類型該当者）という順序で技術が移転するものと解釈されます。したがって、前頁の例と同じく、①本邦大学Xから本邦大学Yへの技術提供、②本邦大学Yから教授B（特定類型該当者）への技術提供のいずれについても、通常、「取引」に該当しないものとして外為法の規制対象外になり、本邦大学Xは本邦大学Yで技術を受領する教授Bの特定類型該当性を確認する必要はありません。

一方、学生C（特定類型該当者）の場合、本邦大学Yに雇用されていないため学生Cを本邦大学Yと一体としてみることは適切ではなく、本邦大学Xの教授Aから本邦大学Yの学生Cへの技術提供については、本邦大学Xから学生Cへの技術提供となるため、本邦大学Xが学生Cの特定類型該当可能性を確認し、許可申請をする必要があります。一方で、学生Cは本邦大学Xの指揮命令下にない者であるため、共同研究を実施するに当たり取得する書面（契約書等）から特定類型該当性が明らかでない場合は、特定類型非該当として扱うことができます⁴²。



⁴² 本邦大学Xが学生Cの類型該当可能性を直接確認する代わりに、研究室X' と研究室Y' 双方の合意に基づき、法律を超えるコンプライアンスとして、共同研究契約を締結する際に研究室Y' から「研究室Y' 内の共同研究に参加する学生には特定類型に該当する者はいない。」旨の通知を研究室X' が受けるという運用も考えられます。

IV. 技術の提供・貨物の輸出の確認手続⁴³

本ガイダンスでは、次の分類に従って表示します。

法令に基づく事項又は法令遵守のため確実に取り組むべき事項

法令で直接義務づけられており、取り組まなかった場合に法令違反に問われる可能性がある事項を記載しています。

輸出者等遵守基準⁴⁴（以下「遵守基準」という。）により求められる取組についても、この事項に記載しています。

必須

法令遵守のため高い効果が期待できる事項

法令で直接義務づけられておらず、取り組まなかった場合に法令違反に問われるわけではないが、違反の未然防止のために有益であると考えられる取組を記載しています。

推奨

技術を非居住者や特定類型該当者に提供しようとする場合及び外国で提供しようとする場合並びに貨物を輸出しようとする場合には、あらかじめ外為法に基づき許可の取得が必要か判定を行った上で、許可の取得が必要であれば、経済産業省本省や経済産業局・通商事務所に申請しなければなりません。

ここでは、上記の分類を用いて、大学・研究機関が技術の提供や貨物の輸出に際し、法令遵守の観点から見落としをせず、かつ法令に則した手続を実施するために、効果的と考えられる手続を整理しました。

1. 案件ごとの手続

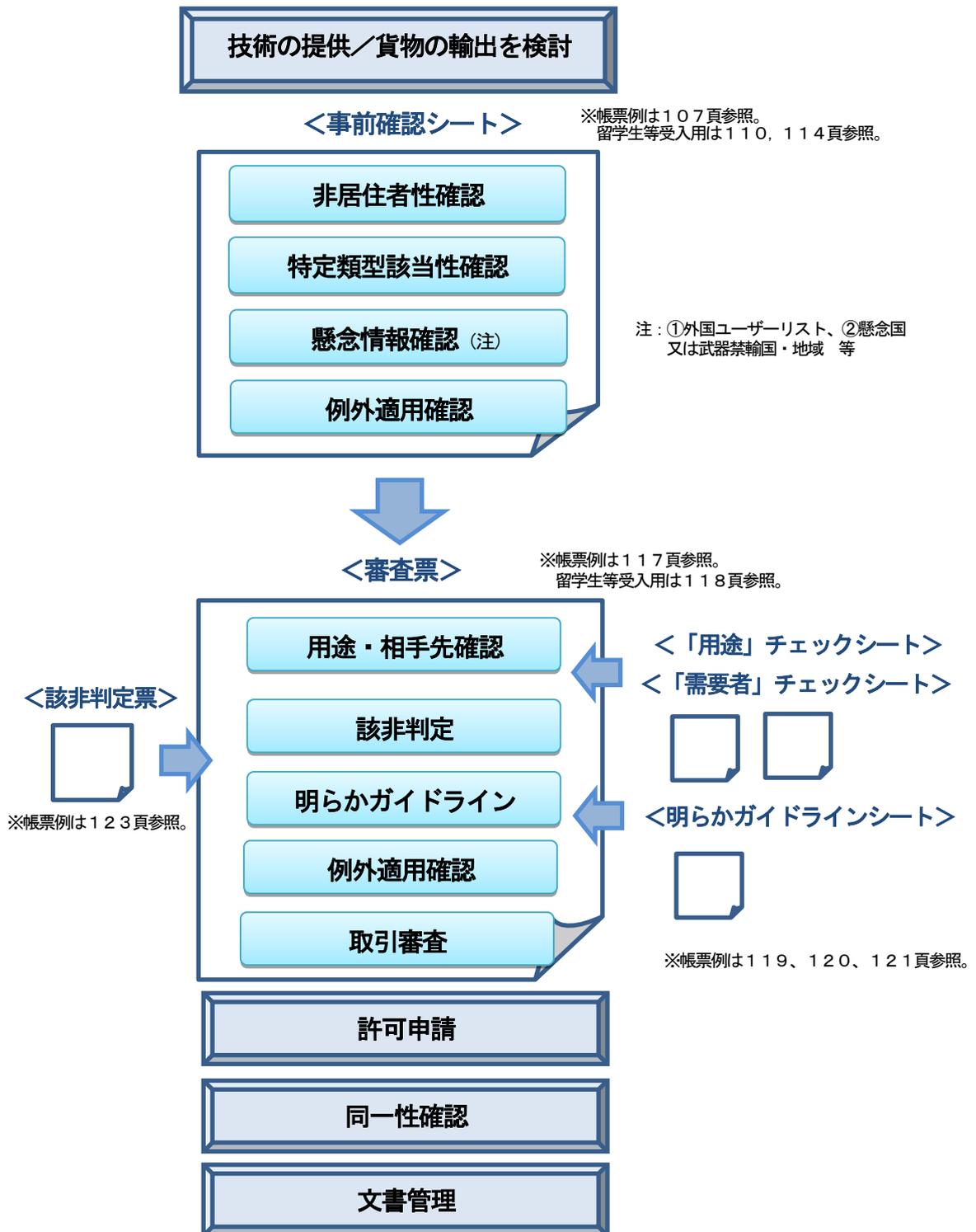
案件ごとに、必須となる／推奨される手続について、説明します。

技術を非居住者や特定類型該当者に提供しようとする場合及び外国で提供しようとする場合並びに貨物を輸出しようとする場合には、用途・相手先確認や該非判定等の法令に基づく手続を実施し、必ず外為法に基づく許可の要否を確認しなければなりません。

⁴³ 特定非営利活動法人産学連携学会「研究者のための安全保障貿易管理ガイドライン」には、研究者の目線で、安全保障貿易管理の手続が記載されていますので、併せて御参照いただくと効果的です。

⁴⁴ 79頁参照

大学・研究機関における管理手続の流れ



※上記は、一つの参考例を示したものであり、手続き等の手順は各大学・研究機関に委ねられるものである。

管理手続きの流れは上図のとおりですが、各大学や研究機関において、外為法のリスト規制対象となる技術と貨物はどのようなものがあるのか、そのような技術と貨物はどの研究室や部署等で扱われているのかを、あらかじめ把握しておいて、当該研究室や部署等における技術の提供や貨物の輸出を、特に適切に管理することが推奨されます。(注：留学生等が行う研究で提供する機器の操作技術については77頁参照)

推奨

各大学・研究機関は、組織内で保有している技術や貨物を適切に管理できるよう、リスト規制技術や貨物、その所在等を、あらかじめ把握しておくことが推奨されます。

(0) 特定類型該当性の確認及び一元的な把握

推奨

各大学・研究機関は、学生、研究生や教職員の受入れに当たり、これらの者の特定類型該当性の確認を行い、輸出管理部門が特定類型該当者の情報を一元的に把握し、適切な対応を検討することが推奨されます。

みなし輸出管理の明確化に伴い、各大学・研究機関は、学生、研究生や教職員に対して技術を提供するに当たり、通常果たすべき注意義務を果たした結果として確認できる範囲でこれらの者が特定類型に該当するか否かを判断する必要があります⁴⁵。

特定類型該当性については、個別の技術提供の際に判断することもできますが、この場合、大学・研究機関の運営に過度な負担が生じる可能性があることから、学生、研究生や教職員の入学・採用時に、これらの者の受入れを担当する部門と輸出管理部門が連携して特定類型該当性の確認を行うことも考えられます。確認に当たっては、特定類型該当性判断ガイドライン（36頁参照）に従い、大学・研究機関に雇用される者（教職員等）については誓約書等で自己申告を求め、雇用されない者（学生等）については入学関係書類等の通常取得される書類から確認を行います。

特定類型該当者の情報については、輸出管理部門において一元的に把握できるよう集約し、必要に応じて、「事前確認シート」（107, 110, 114頁参照）の起票等により提供技術について検討するなど、当該特定類型該当者に対する適切な対応を検討することが推奨されます。

また、在職中の教職員等については就業規則に基づく兼業の報告等を適切に求めることで特定類型該当性の確認を行い、これにより確認された特定類型該当者の情報についても上記と同様、輸出管理部門において一元的に集約して取り扱うことが考えられます。

(1) 事前確認

推奨

教職員等は、技術の提供や貨物の輸出を行おうとする場合は、「事前確認シート」を用いて、「審査票」の起票の要否について、管理責任者の確認を受けることが推奨されます。

⁴⁵ 技術の取引に全く関係がない事務職員や学生については「取引の相手方」になり得ないとして、大学・研究機関の判断において一律に特定類型該当性の確認対象としないことも可能です。ただし、これらの者に対して実際に技術提供が行われ、当該者が特定類型該当者であった場合には、故意・過失が問われる可能性があることに注意が必要です。

「事前確認シート」（107、110、114頁参照）では、教職員は、相手先の非居住者又は特定類型の該当性の確認（相手先が国内にいる場合のみ）や提供する技術や輸出する貨物の具体的な内容のほか、①相手先の懸念情報⁴⁶の確認②例外適用（公知、基礎科学）の確認を行い、「審査票」（117、118頁参照）を起票する必要があるかについて、管理責任者の確認を受けることが推奨されます⁴⁷。

具体的な各大学や研究機関における手続として次の運用例が考えられます。

① 貨物の輸出の場合

教職員は「事前確認シート」において、①相手先が外国ユーザーリストに掲載されているか、②仕向地が懸念国又は武器禁輸国・地域であるか等相手先の懸念情報の有無を確認します。

相手先に懸念情報がなく、貨物が明らかにリスト規制対象品目でない⁴⁸場合は、必要事項を記載した「事前確認シート」のみを管理責任者に提出します⁴⁹。

他方、懸念情報がある又はリスト規制対象品目の可能性がある場合、かつ、相手方が非居住者である場合は、教職員は「審査票」を起票します。

② 技術の提供の場合

教職員は「事前確認シート」において、相手先が非居住者や特定類型に該当するか（33頁参照）の確認（相手先が国内にいる場合のみ）を行い、①相手先が外国ユーザーリストに掲載されているか、②仕向地が懸念国又は武器禁輸国・地域であるか等相手先の懸念情報の有無を確認します。さらに、例外適用（公知、基礎科学）の確認（54頁参照）を行います。

各大学の判断で、例外適用（公知、基礎科学）の確認を先に行い、例外適用ができない場合にのみ、非居住者性及び特定類型該当性の確認を行うことも考えられます。

なお、特定類型該当者の情報について、大学の輸出管理部門などが一元的に把握し、特定類型該当者に技術の提供を行う可能性がある教職員に事前に通知する仕組みがあれば、当該教職員は当該通知に記載の者のみを特定類型該当者として扱うことも考えられます。

相手先に懸念情報がなく、技術が明らかにリスト規制対象品目でない場合、相手方が国内にいる場合であって相手方が非居住者又は特定類型該当者でない場合、また、公知の技術を提供する取引に当たるもの⁵⁰や基礎科学分野の研究活動において技術を提供する取引に当た

⁴⁶ 特定類型該当者が相手方になる場合は、特定類型該当者に影響を与えている非居住者に関する懸念情報を確認してください。

⁴⁷ ただし、「審査票」の起票が必要なことが明らかな場合は「事前確認シート」による確認を省略しても差し支えないと考えられます。

⁴⁸ リスト規制対象品目は、経済産業省HPの「貨物・技術のマトリクス表」（https://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html）を参照して下さい。

⁴⁹ 規制貨物を扱っている研究室や部署等では、貨物の輸出を特に適切に管理することに加えて、あらかじめ把握している内容を活用して、まず該非判定から着手することも考えられます。

⁵⁰ 例えば、市販の教科書のみを用いた教育、学部や講義のみの課程が含まれると考えられますが、研究室において学部生に公知ではない研究を手伝わせる場合等、例外規定が適用できないケースがあり得ることに注意が必要です。

るもの⁵¹として、例外規定が適用可能であると考えられる場合は、必要事項を記載した「事前確認シート」のみを管理責任者に提出します。

他方、懸念情報がある又はリスト規制対象品目の可能性がある場合、かつ、相手方が非居住者又は特定類型該当者である場合（相手方が国内にいる場合のみ）、かつ、例外規定が適用できない場合は、教職員は「審査票」を起票します。

※相手方が非居住者又は特定類型に該当するかの判断や例外規定（公知、基礎科学）の適用の判断に当たっては、個々の教職員の判断に委ねることは、法令違反につながり得ますので、組織としての手続に従って慎重に判断してください。具体的には、個々のケースについて、相手方が非居住者又は特定類型に該当するか及び例外規定を適用できるかについて、教職員から提出された「事前確認シート」に基づいて、管理責任者がチェックし、うち精査が必要なものは学内の輸出管理委員会等で審議した上で、統括責任者が決定するなど、組織として責任をもって判断するとともに、必要な場合には判断の根拠を対外的に説明できるようにしておくことが重要です⁵²。

※例外規定が適用可能な場合と同様に、技術の提供や貨物の輸出の可能性が全くない場合⁵³についても、教職員から提出された「事前確認シート」に基づき、組織として責任をもって判断した上で、管理の対象から外すことも考えられます。

管理責任者は、教職員から提出された「事前確認シート」を確認し、リスト規制（9頁参照）又はキャッチオール規制（15頁参照）に該当する可能性があるかと判断した場合や相手方が非居住者や特定類型に該当する可能性があるかと判断した場合のほか、組織として取引の可否を判断する必要があると判断した場合には、教職員に「審査票」の起票を指示します。このため、管理責任者は必要に応じて、教職員から追加情報を提供させた上で、「審査票」の起票の要否について組織として責任をもって判断し、必要と判断した場合は教職員に「審査票」の起票を指示することになります。

※懸念情報があっても例外規定が適用できる場合や相手方が国内にいる場合であって非居住者又は特定類型該当者に該当しない場合には、外為法に基づく許可は必要ありませんが、組織として取引の可否を判断するために「審査票」による確認を行うことも考えられます。

このように、各大学・研究機関の事情に応じて工夫していくことが重要です。

⁵¹ 例えば、宇宙の生成過程に関する研究活動等が含まれると考えられますが、特定の製品の設計又は製造を目的とする場合等、例外規定が適用できないケースがあり得ることに注意が必要です。

⁵² 「IV. 組織体制の整備・運用」参照

⁵³ 例えば、人文・社会科学系の課程が含まれると考えられますが、考古学等で地中探査を行うための合成開口レーダーを外国に持ち出す場合等、管理の対象にすべきケースが含まれ得ることに注意が必要です。

(2) 用途・相手先確認

技術の提供や貨物の輸出に当たっては、その用途と相手先を確認することが必要です。これらは「大量破壊兵器キャッチオール規制」や「通常兵器キャッチオール規制」（15頁参照）の要件となっており、「リスト規制」（9頁参照）に該当する場合も、許可申請の段階で、確認しなければならない事項でもあります。

必須

提供する技術や輸出する貨物が、大量破壊兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合や、大量破壊兵器等の開発等を行うおそれのある懸念国や組織出身者の研究生や留学生であって非居住者又は特定類型該当者に渡る場合等、「大量破壊兵器キャッチオール規制」や「通常兵器キャッチオール規制」の観点からも、用途や相手先を特に慎重に確認しなければなりません。該非判定の結果、技術や貨物がリスト規制に該当しないことが明らかであったとしても、「おそれあり」と確認された場合は、許可が必要になります。

リスト規制技術・貨物を扱う場合は、遵守基準に基づき、提供する技術や輸出する貨物の用途や相手先（特定類型該当者が相手方になる場合は特定類型該当者に影響を与えている非居住者）を確認する手続を定め、手続に従って確認することが必要です。

また、技術・貨物がリスト規制に該当しない場合でも、大量破壊兵器キャッチオール規制や通常兵器キャッチオール規制の対象になり得ることから、用途や相手先について、キャッチオール規制の観点からも確認が必要です（15頁参照）⁵⁴。

<キャッチオール規制に係る法令と判断材料>

		関係法令	確認事項	確認資料等
用途要件 (相手先や 最終需要 者の使用)	技術	貿易外省令 ⁵⁵ 第9条2項七号、おそれ告示(核兵器等) ⁵⁶ 、おそれ告示(通常兵器) ⁵⁷ 補完規制通達 ⁵⁸ (おそれ貨物・技術 ⁵⁹ 、明らかガイドライン ⁶⁰)	核兵器等の 開発等、通 常兵器の開 発等に用い	入学に際して留学生が提出する書類、出身大学等のパンフレットやホ

⁵⁴ キャッチオール規制では、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けておらず、かつ用途や需要者に関して適切な調査を行った上で「おそれなし」と判断していれば違反になりません。ただし、「おそれなし」と判断した後でも、大量破壊兵器等の開発等に利用される疑いがあること等を知った場合は、速やかに経済産業省安全保障貿易審査課に報告してください。

⁵⁵ 貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成10年通商産業省令第8号）

⁵⁶ 経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合（平成13年経済産業省告示第759号）

⁵⁷ 経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合（平成20年経済産業省告示第187号）

⁵⁸ 大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について（輸出注意事項24第24号）

⁵⁹ 「核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例」（17～20頁参照）に掲載されている貨物を輸出又はこの貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術を提供する場合には、輸出者等は特に慎重な審査が必要となります。また、「通常兵器の開発、製造若しくは使用に用いられるおそれの強い貨物例」（21～22頁参照）に掲載されている貨物を輸出又はこの貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術を提供する場合には、輸出者等は特に慎重な審査が推奨されます。（輸出注意事項24第24号）

⁶⁰ 輸出者等が「明らかなき」を判断するためのガイドライン（輸出注意事項24第24号）

目的)	貨物	輸出令第4条第1項第三号、おそれ省令(核兵器等) ⁶¹ 、おそれ省令(通常兵器) ⁶² 、補完規制通達(おそれ貨物・技術、明らかガイドライン)	られるおそれ	ホームページ、その他確認文書、相手先が連絡してきた情報等
需要者要件 (相手先や最終需要者)	技術	貿易外省令第9条2項七号、おそれ告示(核兵器等)、おそれ告示(通常兵器) 補完規制通達(おそれ貨物・技術、明らかガイドライン)、外国ユーザーリスト	相手先が核兵器等の開発等を行うか又は行ったか	
	貨物	輸出令第4条第1項第三号、おそれ省令(核兵器等)、おそれ省令(通常兵器)、補完規制通達(おそれ貨物・技術、明らかガイドライン)、外国ユーザーリスト		

大量破壊兵器等の開発等のために利用されるおそれや相手先が大量破壊兵器等の開発等を行う又は行ったおそれ等の有無は、入学に際して研究生や留学生が提出する書類、出身大学等のパンフレットやホームページ、その他確認文書や外国ユーザーリスト等を用いて確認します。合わせて、一般財団法人安全保障貿易情報センター（CISTEC）が提供する「大学向けCHASER情報」⁶³を確認することも有効です。また、手続を進める過程で、相手先がおそれにつながる情報を連絡してきた場合は、「おそれあり」となります。

キャッチオール規制等の審査を行う過程で、経済産業省に相談する場合は、安全保障貿易審査課（03-3501-2801）に相談窓口があります。

推奨

用途・需要者要件の確認には、「審査票」を起票し、「用途」チェックシート、「需要者」チェックシート、「明らかガイドラインシート」等を活用することが効果的です。

用途・需要者要件の確認には、例えば「審査票」（117、118頁参照）の起票を通じて用途や相手先の確認を行うことが有効です。用途・需要者要件確認の詳細については、「補完規制通達」を確認してください。なお、本ガイダンスには、「用途」チェックシート、「需要者」チェックシート、「明らかガイドラインシート」（119～121頁参照）等を掲載していますので、これらを活用して検討するなどの方法があります。

また、懸念が払拭されない場合にも「審査票」の起票を通じて、判断の根拠や審査過程等を明確に記録しておくことが有益です。

（3）該非判定

提供する技術や輸出する貨物が、リスト規制（9頁参照）に該当するかを判定するものであり、安全保障貿易管理上最も重要な手続の一つです。

⁶¹ 輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成13年経済産業省令第249号）

⁶² 輸出貨物が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成20年経済産業省令第57号）

⁶³ <https://www.cistec.or.jp/service/daigakukaiin.html>（有償提供）

【リスト規制に係る法令】

	関係する政令	関係する省令
貨物の輸出	輸出令 外為法第48条第1項の規定を受けた政令であり、「別表第1」で規制対象となる貨物を規定。	貨物等省令第1条—第14条 輸出令別表第1で規定されている貨物について、より具体的な仕様等を規定。
技術の提供	外為令 外為法第25条第1項及び第3項の規定を受けた政令であり、「別表」で規制対象となる技術内容を規定。	貨物等省令第15条—第28条 外為令別表で規定されている技術について、より具体的な内容を規定。

該非判定は、技術・貨物の具体的なスペックを政省令の規定と比較し、その該当性を確認することにより行います。

確認の手掛かりとして、安全保障貿易管理ホームページにて公表している「貨物・技術の合体マトリクス表」等を活用することもできます。その他、該非判定を円滑に行う目的で、「項目別対比表」、「パラメーターシート」等も市販されています。

部材や装置（貨物）はリスト規制に該当しなくても、提供する技術自体はリスト規制に該当するおそれがあります。

また、外為令において技術単独で規制されているもの（はみ出し技術）もありますので注意が必要です⁶⁴。

該非判定の結果、技術や貨物がリスト規制に該当し、かつ、例外規定を適用できない場合には、その用途や仕向先等にかかわらず、経済産業大臣の許可が必要となります。

該非判定の結果、リスト規制に該当しない場合であっても、大量破壊兵器キャッチオール規制及び通常兵器キャッチオール規制の確認を行う必要があります（15頁参照）。

なお、安全保障貿易管理ホームページにおいて、大学における該非判定の手順を仮想事例も交えて解説した「大学における該非判定のための手引き書」⁶⁵を公表していますので、併せて活用してください。

⁶⁴ 例えば、「イオン注入法を用いる非電子的基板用コーティング」について、貨物等省令第5条第七号ロでは、「ピーク電流が5ミリアンペア以上の」装置が規定されていますが、同省令第18条第3項第五号では、貨物のように仕様を限定することなく技術が規定されています。

⁶⁵ <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku.html>

＜貨物・技術の合体マトリクス表＞

経済産業省では、リスト規制技術・貨物に係る政省令等の規程を一覧にして記載した表を公表し、リスト規制技術がいかなる貨物に関係しているのかを簡易に把握することを可能とし、技術の該非判定に対する負担軽減を図っています。

URL: https://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html

①「検索」を利用

②「ブック」を選択すると1～15項の全シートを一括検索可能。

③「列」を選択してください。
※“行”の場合、検索が一部できない場合がありますので、ご注意ください。

④「すべて検索」を押して検索してください。

ブック	名前	セル	値
kamotsu_ekimu_matrixfile290107.xls	2項 原子力	\$E\$819	2 炭素繊維、アラミド
kamotsu_ekimu_matrixfile290107.xls	2項 原子力	\$D\$819	炭素繊維、アラミド
kamotsu_ekimu_matrixfile290107.xls	2項 原子力	\$E\$825	(一) 炭素繊維又は
kamotsu_ekimu_matrixfile290107.xls	2項 原子力	\$E\$825	炭素繊維、アラミド 繊維
kamotsu_ekimu_matrixfile290107.xls	2項 原子力	\$D\$839	(三) (一)又は(二)

○「貨物・技術の合体マトリクス表」の該非判定を行う上での利用法

プログラム・技術の該非の確認は、次のような手順になります。

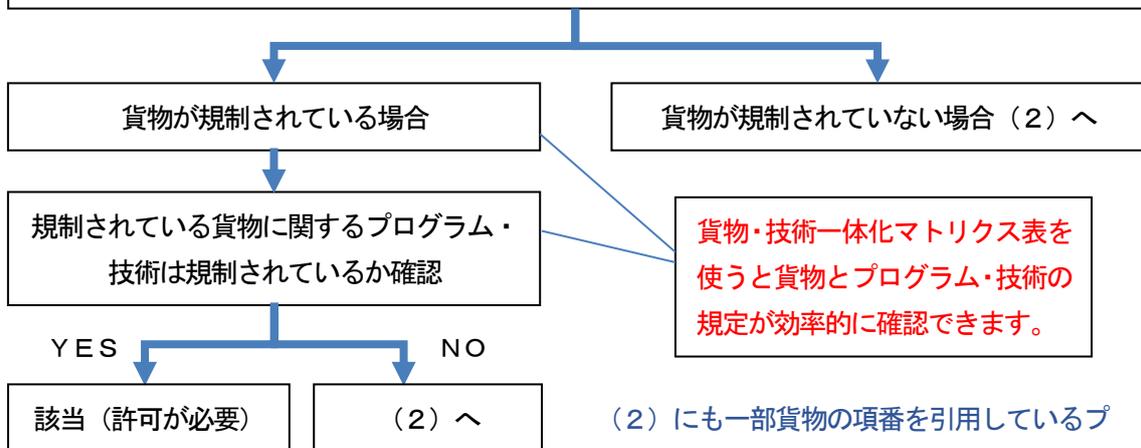
(実際に該非判定を行う場合は、「公知の技術」に当たるか、「基礎科学分野の研究」に当たるかなどの確認を行うこととなりますが、ここではその手順は省略しています。)

(0) 提供する (or 提供を予定している) プログラム・技術は何か?

→プログラム・技術の特定

(1) 特定したプログラム・技術が、貨物を設計・製造・使用するためのものの場合

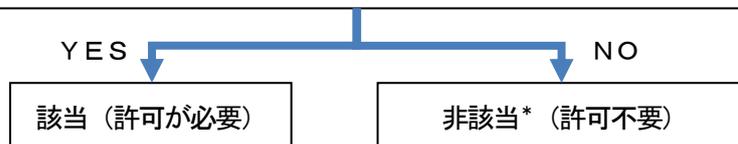
貨物が輸出令別表第1/貨物等省令で規制されているか確認(エクセルの検索機能を使って確認すると便利。) 貨物が複数の項番で規制されている場合があるので要注意!



(2) にも一部貨物の項番を引用しているプログラム・技術があるので、**必ず(2)も確認**してください。

(2) 特定したプログラム・技術が (1) 以外の場合/ (1) で「(2)へ」となった場合

貨物の項番を引用していないプログラム・技術 (はみ出し技術) は、分野別に整理した各シートの最後に掲載してあるので、特定したプログラムがこの規定で規制されているか確認



ただし、キャッチオール規制の対象にはなるので要注意

必須

技術の提供や貨物の輸出の前に、具体的な内容を確定させた上で、技術の提供や貨物の輸出をする各研究室の教職員をはじめ、技術や貨物に詳しい知見を有する者が、該非判定を実施してください。

該非判定は、「申請さえすれば経済産業省が独自に判断して許可される」のではなく、大学・研究機関等、技術の提供や貨物の輸出をする者が自ら実施して判断しなければなりません。各大学・研究機関において、該非判定は、技術の提供や貨物の輸出をする各研究室の教職員をはじめ、提供する技術や輸出する貨物に詳しい知見を有する者が実施してください。提供する技術や輸出する貨物がメーカーや販売代理店から購入したものであって、規制対象かが分からない場合には、メーカーや販売代理店に該非判定書をもらうなどして確認してください。輸出することが明らかな貨物や提供することが明らかな技術（プログラム等）を購入する場合には、学内等で用いられる購入仕様書等に該非判定書の提供を義務づける文言を入れておくことも一案です。

この際、たとえメーカーや販売代理店が該非判定を間違えた場合であっても、外為法違反の責任を問われるのは、技術の提供や貨物の輸出を行う者になりますので、大学・研究機関は、たとえ外部から該非判定書入手した場合であっても、該非判定の内容を、自らの責任で確認してください。

また、外国向けの宅配便を利用する場合に、必要な手続を教えてくれる業者もありますが、宅配業者が該非判定を行うのは難しいのが現状であり、貨物の具体的な仕様を把握している者が該非判定を行うことが必要です。

必須

学科や研究室の担当者等、技術提供に関わる者が、手続に従って必要な事項を判定し、責任者の判断を仰いでください。

遵守基準に基づき、リスト規制技術・貨物を扱う場合は該非判定の手続を定める必要があります。手続の具体的内容について特に規定はありませんが、一例として「該非判定票」の起票を通じて該非判定を行うといった手続が有効です。なお、リスト規制技術・貨物を扱わない場合であっても、大量破壊兵器キャッチオール規制や通常兵器キャッチオール規制の対象になり得ることから、提供する技術や輸出する貨物がリスト規制非該当であっても、おそれの強い貨物例に関係する等の技術や貨物であるかどうかを確認しておくことが必要になります。なお、技術や貨物の該非判定には、「貨物・技術の合体マトリクス表」を、該非判定票の作成には、「該非判定票」の例（123頁参照）を参考にしてください。

必須

該非判定は、必ず最新のリスト等の法令に基づいて、行ってください。

リスト規制技術・貨物は、原則として毎年国際輸出管理レジームの合意内容を受けて、関係法令が改正されます。したがって、「昨年まで非該当だったのだから、今年も大丈夫だろう」との思い込みで、該非判定を省略してしまうと、法令違反を犯してしまうことにもなりかねません。該非判定に当たっては、経済産業省の安全保障貿易管理ホームページ等で、必ず最新のリスト等の法令を確認して、判断してください。

必須

一つの技術、一つの貨物でも、複数の項番で規制されている場合があります。該非判定に当たっては、細心の注意を払い、見落としがないように注意する必要があります。経済産業省のホームページに掲載されている「貨物・技術の合体マトリクス表」の検索機能を使って確認すると、複数の項番で規制されている場合でも容易に確認することができます（50頁参照）。

例えば、衛星放送用のICチップウエハーに関する技術には、外為令別表の7の項（1）（輸出令別表第1の7の項（1）集積回路）及び外為令別表の9の項（1）（輸出令別表第1の9の項（7）暗号装置又はその部分品）の両項にまたがって記載されているものもあります。具体的な技術的仕様については、「貨物等省令」に規定されていますので、注意して確認してください⁶⁶。

必須

リスト規制の中には、一般的な呼び名のとおり掲載されていない場合がありますので、見落とさないよう注意してください。

一般的には「GPS」と呼ばれている貨物であっても、貨物等省令では「衛星航法システムからの電波を受信する装置（第3条第19号ハ）」と記載されていることもあり、必ずしも一般的な呼び名のとおり規定されているわけではないので、「読み替えが必要な用語（例）」⁶⁷を参照するなど、見落としがないように注意が必要です。

必須

部分品や附属品であっても、規制対象となる場合があるため、注意してください。

貨物等省令で、部分品や附属品が規定されている場合は、部分品や附属品もリスト規制への該当可能性を確認する必要があります。

推奨

該非判定は、提供する技術や輸出する貨物を十分に理解している者が行うことが望ましい一方で、該非判定の客観性を確保するために、異なる者によるダブルチェックを行ってください。

実際のケースとして、航空機の一部機材の輸出において、リスト規制非該当品から炭素繊維成形品（リスト規制該当品）に変えたにもかかわらず、民生品であるためこれまでと同様非該当であるものと現場で安易に判断し、無許可輸出に問われたものがあります。

例えば、主任研究員や教授が判断し、その上で該非確認責任者（84頁参照）も確認することなどにより、より確実な判定が期待できます。

⁶⁶ 複数項番に該当する技術提供について許可申請する場合、全ての該当項番を一通の申請書類に記載してください。

⁶⁷ https://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html



法令の規定を当てはめても判断できない場合等、少しでも疑問や不安があれば、大学・研究機関に設置されている相談窓口や経済産業省に相談してください。

「多分非該当だから問題ないはずだ」との安易な思い込みで、技術の提供や貨物の輸出を行い、結果として法令違反を犯すようなことは避けなければなりません。該非判定の不備に起因する外為法の違反事案は全事案の多くを占めており、該非判定は法令遵守のため極めて重要な手続です。

該非判定は、提供する技術や輸出する貨物の内容を十分に理解している各研究室の教職員等が行い、判断に迷う場合は、疑問を残したまま許可を取得せずに提供したり、疑問があるから提供を諦めたりする前に、輸出管理担当部署や経済産業省に相談してください（137頁参照）。

（４）例外適用確認

①技術の提供（役務提供）に係る特例

貿易外省令第9条において、安全保障貿易管理の観点から特に支障がないと認められるため、許可を必要としない技術提供が規定されています。

例外規定に当たる場合は、提供する技術がたとえリスト規制技術等であっても、許可を取得する必要はありません⁶⁸。そのため、技術提供に際して該非判定の前に例外規定の適用可否を確認することで、許可申請の要否を速やかに確認することができます。特に、提供予定の技術が、貿易外省令第9条第2項第9号及び第10号の要件を満たす可能性が高い場合には、該非確認より先に特例の適用について検討し、その結果、要件を満たしていることが確認できれば、該非確認を行うことなく、当該技術を提供しても問題ありません⁶⁹。

ただし、例外規定の適用に当たって、個々の教員・研究者等の個人の判断に委ねることは、法令違反につながり得ますので、組織としての手続に従って慎重に判断してください。具体的には、個々のケースに例外規定を適用できるかについて、管理責任者がチェックし、うち精査が必要なものは学内の輸出管理委員会等で審議した上で、統括責任者が決定するなど、組織として責任をもって判断するとともに、必要な場合には判断の根拠を対外的に説明できるようにしておくことが重要です。

例外規定の適用に際してご不明な点があれば、経済産業省までお問い合わせください。

〔主な特例〕

- 公知の技術を提供する取引又は技術を公知とするために当該技術を提供する取引であって、以下のいずれかに該当するもの（第2項第9号）

⁶⁸ 例外規定の適用の可否は、研究室ごとといった大まかな単位ではなく、リスト規制への該非判定と同様に、提供しようとする技術ごとに、判断する必要があります。

⁶⁹ 法令上、例外規定は規制に該当する技術に適用されることになっていますが、規制への該非確認の前に例外規定の適用が確認できた場合は、結果的に①規制に該当する技術は例外規定の適用により許可不要となること、②規制に該当しない技術はそもそも許可不要となることから、例外規定の適用の確認できた後に規制への該非を確認することなく、許可不要と判断することも可能です。

- － 新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術を提供する取引
- － 学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術を提供する取引
- － 工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術を提供する取引
- － ソースコードが公開されているプログラムを提供する取引
- － 学会発表用の原稿又は展示会等での配布資料の送付、雑誌への投稿等、当該技術を不特定多数の者が入手又は閲覧可能とすることを目的とする取引

※例えば、下記のケースが含まれます。

- ・ 不特定多数の者が入手又は閲覧可能とするために論文発表や学会発表等で公表すること（学会参加者に守秘義務を課して発表を行う場合等、すべての技術を公知とするための技術提供ではない場合は除く。）
- ・ 不特定多数の者に無償で閲覧可能とするためのHPへの掲載
- ・ 不特定多数の者を対象とするオンライン講座、不特定多数の者に公開されている技術を内容とするオンライン講座（特定の聴講資格を設けている、不特定多数の者に公開されていないオンライン講座は除く。）
- ・ 市販された教科書を用いるなど、公表された情報を用いて行う講義や実習
- ・ 学会等で公知とするために発表した技術の範囲内での質疑・応答の内容
- ・ 論文の学会発表に当たり、手続上必須となる査読のために学会や査読者に当該論文を送ること

※一方で、例えば、ある化学物質を製造する場合、化学物質の化学式は公知であったとしても、化学物質を製造するための個別の製法、製造工程、諸条件などが公知となっていない場合、これらはこの例外に該当しませんので注意が必要です。

※また、論文等で発表するために投稿中の技術を外国で又は非居住者に対し提供する場合も、この例外には該当しません。

○ 基礎科学分野の研究活動において技術を提供する取引（同項第10号）

「基礎科学分野の研究活動」とは、「自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、理論的又は実験的方法により行うものであり、特定の製品の設計又は製造を目的としないもの」⁷⁰をいいます。

※例えば、以下のようなケースが対象となると考えられます。

- ・ 宇宙の生成過程に関する研究
- ・ 素粒子理論に関する研究 等

※上記のような「自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動」であっても、特定の製品の設計又は製造を目的とするものである場合は、「基礎科学分野の研究活動」に該当しないので、注意が必要です。

※同様に、特定の製品の設計又は製造を目的としない研究活動であっても、「自然科学の

⁷⁰ 役務通達（1（3）用語の解釈）

分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動」でない限り、「基礎科学分野の研究活動」には該当しないので、注意が必要です。

※産学連携に係る共同研究等では、研究が特定の製品への応用を目的としているケースなど、この例外に該当しない場合がありますので、注意が必要です。

- 工業所有権の出願又は登録を行うために、当該出願又は登録に必要な最小限の技術を提供する取引（同項第11号）
- 貨物の輸出に付随して提供される使用に係る技術（プログラム及び経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）であって必要最小限のものを当該貨物の買主、荷受人又は需要者に対して提供する取引（同項第12号）
ただし、提供の結果、当該貨物の性能、特性が当初提供したものよりも向上する修理等に係る技術は除かれますので注意が必要です。
- プログラムの提供に付随して提供される使用に係る技術（プログラム及び経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）であって、インストールや修理等のための必要最小限のもの取引（同項第13号）
ただし、提供の結果、プログラムの機能、特性が当初提供したものよりも向上する修理等に係る技術は除かれますので注意が必要です。
- コンピュータや通信関連貨物の設計、製造又は使用に係る市販のプログラムに関する取引（同項第14号）
ただし、技術の提供地等が輸出令別表第3の地域を除く地域や国連武器禁輸国・地域である場合、おそれ告示（47頁参照）に基づき、需要者等の確認が必要になりますので注意が必要です。
- あらかじめ利用者を特定した上で外為法第25条第1項の許可を取得した者から技術の提供を受けた者が行う、利用者に対する対外取引（同項第4号）
- 以上のような取引（具体的には、貿易外省令第9条第2項各号）に伴って行われる技術の持ち出し（第1項第1号）
- 外為法第25条第1項の許可を取得した者から技術の提供を受けた者が行う、当該取引に伴って行われる技術の持ち出し（同項第2号） 等

また、例外規定の適用可否を判断する際に注意しなければならないこともあります。

必須

将来的に公表を行う予定の技術であっても、許可が必要になる場合もあり得ることに注意してください。

技術論文を外国のジャーナルに投稿するなど、公知とするための技術提供であれば許可は必要ありません。ただし、相手先に守秘義務を課して技術を提供する場合や、特許権取得を念頭に置きつつ出願前に2、3人の者に技術を内示する場合等、不特定多数の者が知り得ない場合は許可例外に当たりません。

貿易外省令第9条第2項第9号でいう「公知の技術」とは、「不特定多数の者に公開されている技術又は不特定多数の者が入手可能な技術」と規定されています。これは安全保障貿易管理の観点から定義しているものであり、守秘義務の有無にかかわらず、特定の者しか知り得ない場合は「公知である」と判断されません。

＜大学の研究と該非判定＞

公知の技術を提供する場合や基礎科学分野の研究活動において技術を提供する場合等については、例外的に経済産業大臣の許可が不要とされています（54頁参照）。このため、大学において市販の書籍や公開されている論文を用いて、その範囲内で研究指導を行う場合等、公知の技術となっている範囲において技術の提供を行う場合には、許可が不要です。該非確認責任者の監督の下、許可例外の適用可否について慎重に確認し、適用不可の場合に該非判定票を起票して詳細に判定を行うなど、大学・研究機関それぞれの実情に応じて必要な手続を定めることが効果的です。

推奨

論文・学会発表や特許出願等研究開発活動に際しては、安全保障貿易管理に係る行政からの要請や法令に基づく側面のみならず、社会的な側面、科学者倫理に基づく側面も考慮することが重要です。

研究成果の中には大量破壊兵器等の開発等に転用されかねない技術情報も含まれている場合があります。公表する内容によっては大量破壊兵器等の拡散を助長する結果を招く可能性があります。

また、研究成果を保護するために特許出願することは重要ですが、出願から18か月後には特許技術情報はほぼ自動的に公開され、中には安全保障上機微な技術が含まれる場合もあり得ます。

したがって、法令上の義務ではありませんが、大量破壊兵器等の拡散を防止するという社会的な側面、科学者倫理に基づく側面にも適切な配慮がなされるよう、科学者としての自律的な行動規範の遵守や、組織としての内部規程の中に、科学者倫理に基づく規定を盛り込むことなども重要です。

「声明 科学者の行動規範」(抄) 平成25年1月25日、日本学術会議⁷¹

I. 科学者の責務

(科学者の基本的責任)

1. 科学者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

⁷¹ <https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-22-s168-1.pdf>



公知の技術や基礎科学分野の研究活動において行われる技術の提供であっても、相手先やその用途に懸念がある場合には提供の可否について大学・研究機関において慎重に検討することが重要です。

公知の技術や基礎科学分野の研究活動において行われる技術の提供をきっかけに共同研究等に発展するなど、懸念のある相手先との疑義ある取引の遂行を未然に防止するためにも、公知の技術であっても、大学・研究機関内で提供の適否を検討することが重要です。

②貨物規制に係る特例

輸出令第4条には、外為法第48条第1項の規定を適用しない貨物が規定されています。

〔主な特例〕

- 無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物であって、経済産業大臣が告示で定めるもの（輸出令第4条第1項第二号ホ）

一本邦から輸出された貨物であって、本邦において修理された後再輸出されるもの（無償告示⁷²第一号1）

※本特例では、リスト規制貨物が前提であり、「本邦から輸出された貨物」は、許可を取得しているリスト規制貨物です。したがって、例えば、大学等の共同研究で試作品の修理を繰り返す場合には、最初の輸出時では許可が必要となること、次の輸出時でも修理等により性能が向上しないことに注意が必要です。また、外国から購入した装置等の修理返品には、本特例は適用できないことにも注意が必要です。

- 無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物であって、経済産業大臣が告示で定めるもの（輸出令第4条第1項第二号ヘ）

――一時的に出国する者が携帯し、又は税関に申告の上別送する輸出貿易管理令別表第1の9の項の中欄に掲げる貨物（（7）、（8）、（10）又は（11）のいずれかに掲げる貨物に係る部分に限る。）であって、貨物等省令第8条第九号から第十号まで、第十二号又は第十三号のいずれかに該当するもののうち、本人の使用に供すると認められるもの（無償告示第二号5）

――一時的に出国する者が携帯し、又は税関に申告の上別送する輸出貿易管理令別表第1の12の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第11条第十三号に該当するもののうち、本人の使用に供すると認められるもの（無償告示第二号6）

※本特例は、暗号関連貨物の部分品及び自給式潜水用具の自己使用に係るものです。

- 少額特例（輸出令第4条第1項第四号）

リスト規制貨物が、下表の②、③、⑤に該当する場合は、指定された金額の範囲内で、

⁷² 輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びへの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物（平成12年通商産業省告示第746号）

輸出許可が不要となります。

貨物区分	少額特例・適用額
①輸出令別表第1の1項～4項貨物	適用されない
②輸出令別表第1の5項～13項貨物のうち下記③以外	100万円以下
③「輸出令別表第3の3の規程により経済産業大臣が定める貨物（別表第3の3告示）」	5万円以下
④輸出令別表第1の14項貨物	適用されない
⑤輸出令別表第1の15項貨物	5万円以下
⑥輸出令別表第1の16項貨物	適用されない

※総額は、船積み回数にかかわらず、契約書に記載されているリスト規制貨物の該当項番の括弧ごと⁷³の総額に基づいて、判断されます。

※無償貨物の場合は、税関の鑑定価格に基づいて、判断されます。

※リスト規制技術には、適用されません。

※輸出令別表第3の地域向け以外の輸出には、大量破壊兵器等及び通常兵器の開発等のために用いられるおそれがある場合などは、適用されません。

※仕向地が、北朝鮮、イラン、イラクの場合は、適用されません。

（5）取引審査

上記（1）から（3）の内容を確認の上、許可申請が必要か、技術の提供や貨物の輸出が妥当かについて審査を行います。なお、リスト規制に該当する場合には、用途・需要者にかかわらず許可申請が必要であることを注意してください。

提供する技術や輸出する貨物がリスト規制に該当しないことが明らかな場合、大量破壊兵器等及び通常兵器の開発等のために用いられるおそれの有無を確認します。

具体的には、（1）用途・相手先の確認で「おそれあり」と確認された場合や、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けた場合に、許可を取得する必要があります。

ただし、相手先の住所若しくは居所又は仕向地が輸出令別表第3の地域である場合や、提供する技術が木材の利用に係るものや輸出する貨物が食料品や木材等、外為令別表の16の項や輸出令別表第1の16の項に該当しない場合はこの限りではなく、許可を取得する必要はありません。

⁷³ 1回の輸出契約ごとに対して、その輸出貨物のうち輸出許可の対象となる貨物を輸出貿易管理令の別表第1の各項のカッコごと（例えば「7項（4）」「10項（7の2）」などのそれぞれ）に区分けしたものを「総価額」として、少額特例が適用されることとなります。 <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda11.html>

必須

技術提供等を行うに当たっての取引審査において、相手先の所在が確定しているか、提供する技術の用途を相手先が明確に提示しているか又はその他用途に疑問がないかなど、安全保障上懸念がないことを明らかにしてください。

経済産業省では、以下の基準により許可を行っています⁷⁴。

- ①技術が実際に利用する者に到達するのが確からしいか否か
- ②申請内容にある利用する者が技術を利用するのが確からしいか否か
- ③技術及びその技術によって製造される貨物が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある用途に利用されないことが確からしいか否か
- ④技術が利用する者によって適正に管理されるのが確からしいか否か

これら基準に照らして疑義があった場合は、申請を行っても許可されない場合があります。そのため、技術提供等を検討する際には、相手先が説明のあった利用者であることが間違いないか、相手先が用途を偽って依頼しているのではないかなど、注意してその適否を判断し、4つの基準すべてについて明確にしておく必要があります。

必須

該非判定や取引審査の結果、許可が必要な場合には、大学・研究機関で定めた統括責任者等によって、大学・研究機関として、当該技術の提供の適否を判断してください。

疑義ある取引の遂行を未然に防止するためにも、大学・研究機関内で規制技術の提供の適否を検討することが重要です。特に、リスト規制貨物等を扱う場合は、統括責任者に副学長や副理事長などを充て、最高責任者には、学長や理事長など組織を代表する者を充てる必要があります。

(6) 許可申請

提供する技術や輸出する貨物が外為法に基づく許可が必要であると判断した場合は、事前に経済産業大臣の許可を取得するために必要な書類を準備して申請窓口で許可申請を行います。

許可が必要な場合は、必要な書類を用意して、①窓口への書類の持参、②窓口あてに郵送、③電子申請（NACCS 貿易管理サブシステム）といった方法により、窓口（経済産業省（本省）又は経済産業局・通商事務所）に許可申請を行うこととなります⁷⁵。

必要な書類は、役務取引許可申請書または輸出許可申請書の他に、関連書類（申請理由書、契約書、カタログ・仕様書、先方からの誓約書等）等、輸出令の該当項番や仕向地等により異なりますので、安全保障貿易管理ホームページ⁷⁶等で、確認してください。

⁷⁴ 役務通達（2（5）役務取引の許可）

⁷⁵ 2022年7月以降、輸出許可申請は原則として電子申請のみとなります。

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/oshirase_denshishinsei.pdf

⁷⁶ <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/apply01.html>

推奨

リスト規制貨物や技術を提供する際、外為法等遵守事項⁷⁷を踏まえた輸出管理内部規程を整備し、それに沿って適切な管理を行っていると認められれば、一定の範囲で包括的に許可を取得可能な「包括許可制度⁷⁸」を活用できます。

外為法に基づく許可は、本来は個々の契約や案件ごとに、安全保障面からの審査を経て判断されますが、提供者自身がこうした審査機能を自主管理の下で担える場合、一括して許可を取得することが可能です。これにより、一回一回申請して審査を経る時間と労力を節約することができます。

包括許可のうち、特別一般包括及び特定包括許可の取得に当たっては、輸出管理内部規程の整備・届出とその確実な実施が必要になります。

(7) 同一性確認

許可を取得した場合、その範囲内で技術の提供や貨物の輸出を行います。

必須

許可を取得した範囲内で、技術の提供や貨物の輸出を行ってください。

リスト規制技術・貨物を扱う場合は、実際に提供する規制対象の技術や貨物が、許可を取得したものと同一であることを確認することが義務づけられています。また、リスト規制技術・貨物を扱わない場合でも、懸念国や懸念組織等に規制対象の技術や貨物を送付してしまうことがないように、同一性を確認することが大切です。マーキング（83頁参照）等も活用し、違反防止に努めてください。

必須

許可の際に付された条件があれば、違反しないよう注意してください。

許可に当たって、例えば、将来貨物が再輸出される際に事前に経済産業省への届出を行う、輸出や提供が許可された貨物・技術の使用・利用状況の定期報告など、何らかの許可条件が付されることがありますので、許可条件への違反とならないよう十分に注意してください。

許可条件違反については罰則として罰金の対象となっています。

(8) 文書管理

法令を遵守していることを示す観点からも、審査の記録等関係書類を適切に管理・保存するよう努めてください。

問題が発生した際に管理状況を証明するものとしても文書保存は重要です。

⁷⁷ 86頁参照

⁷⁸ <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/apply13.html>

具体的な保存期間については、安全保障貿易管理を確実に行うことが重要と考えられる武器及び大量破壊兵器等関連（輸出令別表第1及び外為令別表の1の項から4の項中欄）の技術の提供又は貨物の輸出に係るものは、少なくとも7年間、それ以外でも通常兵器関連等（輸出令別表第1及び外為令別表の5の項から16の項中欄）の貨物の輸出又は技術の提供に係るものは、少なくとも5年間保存することが望ましいと考えられます（64頁参照）。

2. 定期的な手続

必須となる／推奨される定期的な手続について、説明します。

（1）周知・指導・研修

必須

意図せざる技術や貨物の流出、法令違反を未然に防止するために、規制技術や貨物を保有する研究者一人一人の外為法規制の理解と遵守の実践が必要不可欠です。

機微な技術や貨物を管理する目的は、学術研究の発展や国際的展開を妨げるものではなく、これらが大量破壊兵器等の開発等に悪用されることを防止することです。

我が国を始めとする主要国では、先進国を中心とした国際協調の枠組みの下で、安全保障貿易管理を行っています。

また、大学・研究機関としても、遵守基準に基づき、法令遵守のために必要な指導を行うことが義務づけられています。リスト規制技術・貨物を扱う場合は、技術の提供や貨物の輸出が適正に行われるよう、研修の実施に努めることが義務づけられています。

大学・研究機関においては、各研究者一人一人においても、我が国の安全保障貿易管理は、基本的には各自の自主的な意識に依拠する制度であることを理解した上で、大学・研究機関において研修へ出席するなどの指導を受けて、法令遵守に努める必要があります。

必須

最新の法令等の制度に係る情報を収集し、関係部署に周知及び指導を行ってください。

遵守基準に基づき、法令遵守のために必要な指導の実施が求められています。また、リスト規制技術・貨物を扱う場合は適正な輸出や技術提供が行われるよう、研修の実施に努めなければなりません。最新法令等の制度に係る情報を知らずに違反を起こしてしまうことがないように、常に注意してください。

なお、経済産業省では、安全保障貿易管理の最新情報をホームページ⁷⁹で提供しているほか、自主管理の一環として輸出管理内部規程を届け出ている者に対して、法令改正等の最新情報を随時メールで配信しています。また、安全保障貿易管理の重要性や具体的な輸出管理について広く理解が得られるよう安全保障貿易管理説明会を実施していますので、最新情報

⁷⁹ <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>

の確認の機会等として御活用ください。

必須

大学・研究機関で技術提供管理の事務や判断を行う者は、新しい規制情報を入力し、理解するために研修を受けてください。

研究者側としても、所属する大学・研究機関において遵守基準に基づき行われる指導や研修へ出席し、法令遵守に努めてください。

なお、文部科学省・経済産業省共催を含む説明会を毎年各地で開催し、法令改正の内容や安全保障に関する国際情勢等の最新情報の提供等を行っておりますので、各大学及び研究機関におかれては、知識や能力を高めるためにも、積極的に参加してください⁸⁰。

推奨

技術提供の事務や判断を行う職員のみならず、幹部、研究者、職員全員を対象とした指導・研修により、大学・研究機関全体で管理意識の底上げを図ることも重要です。

大学・研究機関における機微技術管理は、実質的に多数の関連部署が連携して一体となって機能することが必要となります。学術研究の健全な発展や法令遵守のためにも、学長や理事長等の幹部から研究者や職員まで一人一人の自覚と理解を高めておくことが推奨されます。

このため、定期的に組織全体を対象とした説明会を開催するほか、理事会や教授会等の場も活用して、大学・研究機関の管理意識の向上を図るとともに、e ラーニングを活用することなどにより、説明会に参加できない教職員も、管理意識の向上を図ることができるよう、工夫することも重要です。

推奨

外国事務所や遠隔地キャンパスに対しても、規制技術や貨物に係る管理上の注意喚起や指導・研修を定期的に行ってください。

(2) 監査・報告

必須

監査の体制及び手続を組織的に定め、定期的に監査を行ってください。

遵守基準に基づきリスト規制技術・貨物を扱う場合は、大学・研究機関における機微技術管理が法令に基づき適正に実施されていることを確認するための監査の体制及び実施の手続を定め、定期的に監査を実施するよう努めなければなりません。大学・研究機関の事情により、組織全体の監査として実施する場合であっても、監査項目の選定や監査の実施に当たり、

⁸⁰ <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminar00.html>

規制技術の保有者や輸出管理担当部署が当該監査に関わることが望めます。

なお、組織内のイントラネットやメール網を利用し、規制技術保有者・管理担当者に対して定期的に、管理の実施について質問票を配布し、自己チェックを求めるなどの簡便な方法も有効です。

必須

無許可で規制技術を提供したことを知った場合又は提供したおそれがある場合には、輸出管理担当部署へ早急に報告し、組織として対策を講じるとともに、速やかに経済産業大臣に報告をしてください。

遵守基準に基づき、リスト規制技術・貨物を扱う場合で関係法令に違反した又は違反したおそれがあるときは、経済産業大臣への報告と再発防止措置の実施を行う必要があります。

なお、リスト規制技術・貨物を扱っていない場合でも、機微技術の拡散防止や、国民全体の安全保障を脅かす危険を最小限に止めるため、速やかな報告及び対応が欠かせません。

(3) 文書管理

必須

技術提供に係る文書や電磁的記録は適切に保存してください。

遵守基準に基づきリスト規制技術・貨物を扱う場合は、提供に関する文書、図面又は電磁的記録を適切な期間保存するよう努めなければなりません。なお、リスト規制技術・貨物を扱っていない場合でも、少なくとも懸念が払拭されず審査票を起票し、取引実施の最終判断を経て行った技術提供に関しては、文書や電磁的記録を保存しておく、万が一違反を疑われた際に法令に則って適切な対応をしていたことを示すため、役に立つことがあります。

具体的な保存期間については、安全保障貿易管理を確実にを行うことが重要と考えられる武器及び大量破壊兵器等関連（輸出令別表第1及び外為令別表の1の項から4の項中欄）の貨物の輸出又は技術の提供に係るものについては少なくとも7年間、それ以外でも通常兵器関連等（輸出令別表第1及び外為令別表の5の項から16の項中欄）の貨物の輸出又は技術の提供に係るものについては少なくとも5年間と設定することが望ましいと考えられます。

記録・保管しておくべき書類には、以下があると考えられます。

- ・ 審査の記録⁸¹（審査票や該非判定票等として、提供日、提供先及び国名、提供技術、該当項番、金額を記載したもの）
- ・ 経済産業大臣の許可証
- ・ 契約書、仕入書、注文書、レター、インボイス 等

提供する技術情報は、書類と一緒に輸出管理担当部署へ提出等して、提供実績を管理してください。

⁸¹ 技術提供の相手方の特定類型該当性の確認に係る書類（誓約書等）も含まれます。

推奨

日々の管理の実績を蓄積し活用することにより、大学や研究機関で、どの部署がどのような規制対象の技術を保有しているかを把握でき、より一層効果的・効率的な管理のために大きな手助けとなります。

(4) 情報管理

推奨

特に、リスト規制技術情報は、アクセス管理してください。

窃盗や不正アクセス等、予期せぬところで規制技術が流出してしまわないよう、普段からの情報管理が有効です。

最近では、ID・パスワード管理や情報機器の取扱い等が規定された情報セキュリティ基準を定めている組織が多くなりました。大学・研究機関では既に情報セキュリティに関する諸規程があると思われますので、それを準用し技術情報へのアクセス管理を行うことが有効です。なお、所属する組織に情報セキュリティ規程がない場合は、下記の情報セキュリティ関連規程を保有していない場合の取組事例を参考にしてください。

【情報セキュリティ関連規程を保有していない場合の取組事例】

以下の対策を講じることで、技術情報の管理水準の向上が期待できるため、できるだけ実施してください。

(1) 規制技術が入っているパソコン等の情報機器の管理

① 個人認証

規制技術がデータ等として入っているパソコンでは、ログインパスワードの設定と定期的な変更が必要です。同一のパスワードを複数人で使用したり、パスワードを書いたメモをパソコンに貼り付けたりするようなことがないようにしましょう。

② パソコン管理、USBメモリ等接続制限

パソコンの外部への持ち出しやUSBメモリ等のパソコンへの接続は、管理する必要があります。また、パソコンやUSBメモリの紛失に備えて、ハードディスクやメモリ内の情報を暗号化しておく方法もあります。外国出張でパソコンが盗まれる事例等が発生していますので、注意が必要です。

意図せざる情報流出の原因となっているファイル交換ソフト（Winny等）のパソコンへのインストール制限は、組織で検討しておくことが大切です。

③ パソコン等の盗難防止対策

近年、大学・研究機関でのパソコン等の盗難事件が多発しています。パソコンにワイヤロックを付けるなどの盗難対策を行うことで、パソコン等の中にある技術情報も保護することができます。

(2) サーバー等の共用データベースの管理

① アクセス管理

研究室等で、規制技術情報を蓄積している場合、当該情報にアクセスできる者を限定し、ID、パスワードの管理を徹底することが基本です。

② アクセスログ等の保存

また、データへのアクセス記録を適切に保存することも重要です。技術流出時の流出経路の特定等に必要となります。

③ 外部からのアクセスの制限

インターネットを利用している場合、イントラネットに対する外部（外国事務所等）からのアクセスを禁止・制限するのが一般的です。

電子データの送付やダウンロードを認める場合は、送付先の確認手段を担保することが望まれます。利用可能であれば、ネットワーク利用における個人認証基盤（電子署名）を相互に利用することが考えられます。これにより、いわゆる「なりすまし」を防止することが可能です。

(3) 技術情報の暗号化

規制技術情報が添付された電子メールやFAXを送信するに当たっては、送信先を誤ることのないように管理するとともに、当該技術情報の漏えい対策として、電子ファイルへの読み取りパスワードの設定、暗号化を行うなどにより不用意な流失があっても、実質的な問題を生じさせないことができます。これらの方法で、技術情報の保全に努めることが必要です。

(4) 組織的な対応（ハード面等での工夫）

① シンククライアントシステムの利用

最近では、組織内の個人端末になるパソコンにハードディスク等の記録装置がなく、サーバー側でデータを一元的に管理することで端末のパソコン内にデータを蓄積させないタイプのシステム（シンククライアントシステム）を利用する組織もあります。

② 不正アクセスの防止対策

その他、サーバーや重要書類の保管場所の物理的隔離や物理的保護、さらには、外部からの不正アクセス防止は、対応方策を組織で検討し実施していくことが必要です。

③ スパイウェア（マルウェア）対策

最近では、ホームページの閲覧やメールの受信に際して、パソコンに感染し内部データを勝手に外部に送信したり、外部からパソコン内に容易に進入できたりする経路を作る不正なスパイウェアも多く見られます。外部の一般的なインターネット回線と接続される情報機器については、これらの不正なスパイウェアを定期的に駆除する対策を組織的に講じていくことが必要です。

④ 情報機器の廃棄の際の注意

使わなくなったパソコンを廃棄する際には、市販の消去ソフト等を利用して、ハードディスクに残留する情報を完全に消去してください。パソコンの通常操作で電子ファイルを消去しても、ハードディスク上には、物理的に磁気情報としてデータが残留しているため、データを比較的容易に復元されてしまいます。廃棄を外部に依頼する場合は、ハードディスク内の情報の完全消去を依頼し、消去したことを証明する書類を発行してもらいます。これらの方法で廃棄パソコンからの情報流出を防止することができます。

不正競争防止法

不正競争防止法（平成5年法律第47号）は、不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を整備することにより事業者間の公正な競争を確保するための法律です。

同法では、企業情報等が保有する情報のうち、一定の要件（※1）を満たすものを「営業秘密」とし、その不正な取得・使用等の行為に対しては、保有企業等からの差止・損害賠償の請求を行うことができる他、刑事罰の対象にもなります。

（※1）①秘密として管理されていること（秘密管理性）、②有用な営業上又は技術上の情報であること（有用性）、③公然と知られていないこと（非公知性）の3要件を満たす必要があります。また、「営業秘密管理指針」⁸²において、「営業秘密」として法的保護を受けるために必要と考えられる対策等を示しています。

平成27年には、企業等が保有する営業秘密の保護を一層強化するため、以下の措置等が導入されました⁸³。

<刑事>

①営業秘密侵害罪の罰金の上限額引上げ

個人 1千万円 → 2千万円

法人 3億円 → 5億円

②海外重罰化

海外で使用し、又はそれを目的として営業秘密を取得・開示する行為について重罰化（通常より高額な罰金の上限額を設定）

個人 3千万円

法人 10億円

③犯罪収益の任意的没収規定の導入

営業秘密侵害罪により生じた犯罪収益を、裁判所の判断により没収することができる規定を導入。

また、こうした秘密情報の保護が大学等でも徹底されるよう、平成28年10月に公表した「大学における秘密情報の保護ハンドブック」⁸⁴においては、①秘密情報の把握・分類、必要な対策の実施、②研究活動への学生の参加の検討、秘密保持の誓約書の取得が重要であること等が掲載されています。

⁸² <https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/20150128hontai.pdf>

⁸³ <https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/27kaiseigaiyou.pdf>

⁸⁴ https://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/himitsujoho.html

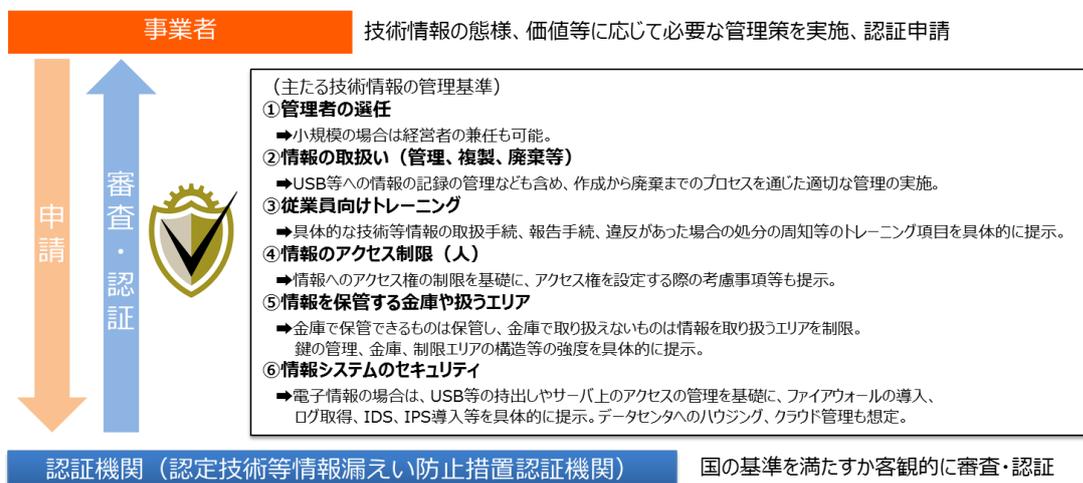
技術情報管理認証制度 (Technology Information Control System)

経済産業省では、事業者が保有する技術等の情報の適切な管理体制に対し、国が認定した機関（以下、「認証機関」という。）から認証を受けることができる、産業競争力強化法に基づく技術情報管理認証制度（以下、「認証制度」という。）を平成30年9月に創設し、運用しています。

認証制度では、事業者が自ら保有又は他者から預けられた技術等の重要な情報を特定し、当該情報の態様・価値等に応じて取り組むべき流出・漏えい防止策を決定し、重要な情報の管理体制を整備した後で、認証機関に認証を取得するための申請書を提出します。その後、認証機関が事業者の整備した管理体制の審査を行い、認証制度の基準を満たせば認証を付与します。

認証を取得することで、事業者は技術等の重要な情報の管理体制を適切に整備していることを取引先に示すことができるため、認証の取得は取引先からの信頼の獲得を後押しし、その後の情報交換や事業遂行を円滑にするといったメリットがあるほか、事業者内で重要な技術情報を適切に管理する意識の向上につながることも可能と考えております。

経済産業省ホームページ⁸⁵においては、認証制度の普及促進を含め、事業者が保有する技術等の重要な情報の適切な管理を支援するために、パンフレット⁸⁶や研修素材⁸⁷、事業者内で重要な技術情報を守るために必要な取り組みを簡単にチェックするためのセルフチェックシート等を公表していますので、活用いただけますと幸いです。



⁸⁵ https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/technology_management/index.html

⁸⁶ https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/technology_management/pdf/pam.pdf

⁸⁷ https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/technology_management/pdf/kensyuu.pdf

V. 個々のケースの確認手続

IV. では、外為法に基づいて、技術の提供や貨物の輸出の確認手続の基本的な流れを説明しましたが、ここでは、大学・研究機関の実務の各場面において、必須となる／推奨される手続について説明します。

なお、下記のケースで、許可を取得しなければならない場合でも、技術の提供や貨物の輸出が一律に禁止されるのではなく、許可を取得すれば技術の提供や貨物の輸出は可能であることに留意が必要です。

1. 学生・研究生・教職員の技術提供等に係る管理

(1) 許可取得が必要になる場面

必須

来日後6か月未満の留学生や研究生であって日本の大学等に雇用されていない者に、規制対象の技術を提供する場合には、許可を取得する必要があります。

国内においても、来日後6か月未満の外国人であって日本の大学等に雇用されていない者に、リスト規制対象の設計図、仕様書、試料・試作品等の技術情報をメールやCD、USBメモリ等の記憶媒体で提供することやセミナー、電話で技術指導、技能訓練を行うことは、非居住者への技術提供となり、許可を取得する必要があります。(リスト規制⁸⁸⁾)

なお、リスト規制技術ではなくとも、上記の留学生や研究生の出身機関等が外国ユーザーリスト(23頁参照)等に掲載されている場合であって大量破壊兵器等の開発等に利用されないことが明らかでない場合や、大学や研究機関が提供する技術が大量破壊兵器等の開発等に利用されるおそれがある場合も許可を取得する必要があります。(キャッチオール規制⁸⁹⁾)

※留学生や研究生等に対する指導・教育が禁止されているわけではなく、許可を取得した上で指導・教育を行うのであれば法令上問題ありません。

必須

来日後6か月以上の留学生や研究生(雇用関係なし)、大学に雇用された外国人教職員及び日本人の学生・教職員であっても、特定類型に該当する者に規制対象の技術を提供する場合には、許可を取得する必要があります。

居住者である学生、研究生や教職員(日本人か否かを問わない)が、特定類型(33頁参照)に該当する場合は、これらの者に上記のような技術提供を行うことは、非居住者への提供を目的とする技術提供となり、許可を取得する必要があります。

⁸⁸ 9頁参照

⁸⁹ 15頁参照

なお、このような場合には、学業や業務として研究を行うに当たり必要な情報であっても、提供までに一定の時間を要することになったり、提供技術について一定の制限を行う必要が生じたりする可能性があることに留意が必要です⁹⁰。

実務上は、①学生、研究生や教職員の入学・採用時に特定類型該当性を確認し、あらかじめ許可を取得するか⁹¹、②これらの者への技術提供の都度、許可を取得する必要があります。

※留学生や研究生等に対する指導・教育が禁止されているわけではなく、許可を取得した上で指導・教育を行うのであれば法令上問題ありません。

必須

来日後6か月以上の留学生や研究生や大学に雇用された外国人教職員（特定類型該当者を除く。）であっても、外国において規制対象の技術を提供することや特定類型該当者へ規制対象の技術を提供することが、あらかじめ分かっている場合、技術資料（USBメモリ等に記録したものも含む。）の外国への持ち出し（休学中の一時帰国も含む。）や技能訓練等による規制対象技術の提供をする場合は、許可を取得する必要があります⁹²。

留学生、研究生や教職員が非居住者又は特定類型該当者でなくとも、外国において規制技術を提供することや国内であっても特定類型該当者へ規制技術を提供すること⁹³があらかじめ分かっている場合、技術資料の外国への持ち出しや技能訓練等による規制対象技術の提供をする場合は、技術の提供について許可を取得する必要があります。

実務上は、①許可を申請する際に、提供者たる教員や研究者が留学生や研究生の行う技術の再提供について具体的に説明した上で大学が許可を取得するか、②留学生や研究生自身が再提供又は持ち出しの前に許可を取得する必要があります。

この他、留学生、研究生や教職員が非居住者又は特定類型該当者でなくとも、①居住者として規制技術の再提供を行う場合には、居住者として許可を取得する必要があること、②外国の大学や研究機関に籍を残したまま来日しており、当該外国組織との共同研究の一環として本邦大学から技術が提供される場合は、当該研究者個人（居住者）ではなく、当該外国組織の居住性により許可の取得要否を判断する必要があること、に留意が必要です。

※留学生や研究生等に対する指導・教育が禁止されるわけではなく、許可を取得した上で

⁹⁰ このような提供技術に関する一定の制限可能性については、受入れや採用前に制度趣旨等を適切に説明することによってトラブルを避けることができる場合があります。教職員、研究生や学生等への説明に当たって活用できる資料を経済産業省 HP において掲載しております。 <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/ampo07.html>

⁹¹ 受入れの事前確認シートについては、110～116頁参照

⁹² 規制対象技術が外国において提供される又は国内であっても特定類型該当者へ提供されることが、主目的となっているか又は提供するときから念頭に置かれている場合は規制対象となります。他方、国内研究機関同士の間で共同研究で、海外出張中の共同研究の相手方に偶然電子メールで送付した場合など、提供者に對外取引を行う意図がない場合は規制対象となりません。

⁹³ 特定類型該当者への再提供については、例えば、大学や研究機関が居住者である教職員、学生や研究生に技術を提供する際に交わされる契約書等において、提供される技術が再提供されることや再提供の相手方が特定類型該当者であることが明記されているような場合が想定されます。

の技術提供であれば法令上問題ありません。

具体的な申請手続方法、申請に係る過程で事前に経済産業省に相談する必要がある場合には、安全保障貿易審査課（03-3501-2801）にお問い合わせください。

（２） 入口・中間・出口の各段階における管理

上記（１）のように、外為法の規制は個々の技術提供の場面ごとに個別に許可申請を行う体系となっていますが、外為法の規制を遵守するために、留学生、研究生や教職員が規制技術を提供しないかを日々個別に管理することや、出国前に持ち物検査をすることは現実的ではありません。

このため、個別の場面における外為法違反のリスクを包括的に、かつ未然に防止する観点から、実務上は、下記のとおり、留学生、外国人研究生の受入れや外国人・日本人教職員の採用時、在学や在職中、卒業や退職時等の各段階で、規制技術の習得・提供等安全保障上の懸念の有無の確認や注意喚起の実施・誓約書の取得等の適切な管理を行うことが推奨され、そのような各段階での管理を適切に行うことで日々の個別管理に代えることも考えられます。

その際には、各大学や研究機関において、外為法の規制対象となる技術と貨物はどのようなものがあるのか、そのような技術と貨物はどの研究室や部署等で扱われているのかをあらかじめ把握しておいて、当該研究室や部署等における留学生、研究生や教職員を特に適切に管理することが重要です。

なお、令和４年５月１日に適用開始となる特定類型アプローチに基づく特定類型該当者に係る管理についても、留学生や外国人研究生・教職員と同様の管理を行うことが推奨されます。

（留学生、研究生や教職員の受入れや採用時⁹⁴）

推奨

留学生、外国人研究生や教職員の受入れや採用時には、外国ユーザーリスト、明らかガイドラインを含む「外国人（留学生・研究者・教員・訪問者等）受入れの事前確認シート」（110頁参照）等を用いて、安全保障上の懸念の有無を確認し、提供する技術の内容の変更や経済産業省への許可申請も検討した上で、大学や研究機関として受入れ・採用の可否を判断することが推奨されます。

日本の国際化の推進は国としての大原則であり、今後も適切な管理のもと、加速していくことが求められています。留学生、研究生、教職員の受入れや採用に当たっては、受入れや採用後に規制技術の提供が行われる可能性がある場合に、個別の技術提供を日々管理し、個別に許可申請を行うことは現実的でないことから、受入れや採用時に安全保障上のリスクを

⁹⁴ 企業等との共同研究等のプロジェクトに参加させる場合も含まれます。

確認し、受入れや採用の可否を判断する手続きを規定することが推奨されます⁹⁵。

受入れや採用後に、技術提供できないとなった場合、大学等と留学生・研究生・教職員の間でトラブルが生じる可能性があることから、多くの大学等は、受入れや採用時に、研究内容、研究の目的、出身国、出身組織等を確認し、懸念の有無を判断しています。

受入れや採用時の懸念の有無については、留学生、研究生、教職員の出身機関等が外国ユーザーリスト（23頁参照）等に掲載されていないか、出身機関等のパンフレットやホームページに懸念情報が掲載されていないか、大学や研究機関で提供する技術が大量破壊兵器等の開発等に転用されないかなどを確認することが推奨されます。合わせて、一般財団法人安全保障貿易情報センター（C I S T E C）が提供する「大学向けCHASER情報」⁹⁶を確認することも有効です。

留学生、研究生や教職員が単に懸念がある組織に一時的に所属⁹⁷しているだけである場合でも、研究内容等について、明らかガイドラインに照らして、懸念がないことを確認することが推奨されます。特に、外国の政府からの資金支援を受けていたり、外国の組織に籍を置いていたりする留学生・研究者・教職員は、当該政府や組織との関係で責務やミッションを有していること、将来確実に帰国すること等も想定されるため、大学のリスク管理として注意が必要です。検討に当たっては、Ⅷ. 大学関係者等からの主な質疑の例（93頁参照）も参照ください。

この過程で、経済産業省に相談する必要がある場合には、安全保障貿易管理課（03-3501-2800）にご相談ください。

なお、留学生の受入れ等に当たっては、大学が入学許可を出した後、入国管理当局等による在留資格等の審査の際に、事前確認シートや審査票を用いた受入審査の実施の有無等について説明を求められる場合があります。

警察白書（令和3年版）では、具体的な国名を挙げながら「…我が国においても、先端技術保有企業、防衛関連企業、研究機関等に研究者、技術者、留学生等を派遣するなどして、巧妙かつ多様な手段で各種情報収集活動を行っているほか…」と指摘されています。

（留学生、研究生や教職員の在学・在職中）

推奨

組織内の研究生、留学生や教職員が、外国ユーザーリストの改訂等によって当該リストに掲載された組織の出身者となる事例も起こり得ます。それまでの検討結果は、定期的に見直すことが重要です。

外国ユーザーリストは、少なくとも年一回改訂されており、最新のものを入手することが

⁹⁵ 事前確認シートによる確認については44頁参照。

⁹⁶ 48頁脚注参照。

⁹⁷ 懸念がある組織との実質的な関係性が希薄であると考えられる場合を想定しており、例えば、「懸念のない企業の技術者が、懸念先大学で開催された週一回の社会人講座に半年間、聴講生として参加した」、「大学間の国際交流の一環として、1ヶ月間、懸念先大学の研究室に派遣されたことがある」といったケースが考えられます。

必要です。研究生や留学生や教職員の出身組織が新たに当該リストに掲載されただけでは法令違反にはなりません、その後の技術提供については慎重に検討し、法令に基づき、必要であれば許可を取得してから行ってください。

必須

組織内の研究生、留学生や教職員から、特定類型該当性に関する報告や連絡を受けた場合には、提供する技術の再検討や外為法上の許可の取得が必要です。

研究生、留学生や教職員本人から、就業規則等に基づく兼業状況の報告等により、自身の特定類型該当性に関する報告を受ける場合や、これらの者の特定類型該当性に関して経済産業省から連絡を受ける場合があります。こうした場合には、提供する技術を再検討することや、外為法上の許可を取得することが必要です。

推奨

留学生や研究生が在学中に居住者（特定類型非該当）となり、規制技術を習得する可能性があります。これらの方が一時帰国し、当該技術の提供を行う場合等には外為法上の許可取得が必要となるため、研究内容の高度化や変更の有無を確認し、外為法上の懸念が払拭されない場合には、提供する技術を再検討することや配属・配置等により対応することも考えられます。

留学生、研究生が居住者（特定類型非該当）となった後も、当該留学生、研究生が、規制技術を外国において又は非居住者若しくは特定類型該当者に提供することや外国に持ち出すことは外為法上規制されます（74頁参照）。このため、リスト規制技術の提供時には、居住者である留学生等が一時帰国時に外国で技術を再提供する可能性を含め、懸念度の再チェックを行うことが推奨されます。さらに、在学中の中間段階において、留学生・研究生の研究内容が高度化する場合や変更する等の状況変化がある場合には、各種チェックシートを用い、改めてその内容がリスト規制技術かなどを確認しておくこと等が推奨されます。

また、大学や研究機関として外為法上の懸念が払拭されない場合には、提供する技術を再検討することや関係する部署や学科等に配属・配置しないといった対応をすることも考えられます。

（留学生、研究生や教職員の卒業時、退職時）

推奨

留学生、研究生や教職員の卒業時や退職時には、帰国に当たって規制技術の提供や貨物の持ち出しがないかを確認するために、再度注意喚起を実施するとともに、入学時・採用時と同様に誓約書を改めて取得することが推奨されます。

また、留学生、研究生等が帰国時に規制技術を持ち出さないように行う注意喚起を効率的・実効的に行えるよう、居住者扱いとなった留学生、研究生等の研究テーマについても規制技術の提供があるかどうかを管理することが推奨されます。

留学生、研究生や教職員は、居住者であっても、規制技術を外国において提供することや、非居住者又は特定類型該当者に提供すること、外国に持ち出すことは外為法上規制されるた

め、卒業時や退職の際に、大学等が提供した規制貨物等の持ち出しなどがいないかの十分な確認を行うことが推奨されます。

適切なタイミングで、当事者である留学生、研究生や教職員にその重要性を認識してもらうことが効果的であり、例えば、入学時や採用時に、大学から提供を受けた研究上の技術情報を他者に提供する際には必要に応じて外為法に基づき適切に手続を行うことや、当該技術情報の使用は民生用途に限る旨を内容とする誓約書（126頁参照）の取得や注意喚起を行うとともに、卒業時や退職時に、規制貨物等の持ち出しや外国における提供の有無等を確認し、入学時・採用時と同様に誓約書（128頁参照）を改めて取得することや当該留学生、研究生の卒業・退職後の進路も踏まえた注意喚起を再度行うことが推奨されます。

2. 外国出張・一時帰国

必須

留学生、研究生、教職員が外国に渡航する際、居住者であっても非居住者であっても、外国において規制技術の提供を予定している場合には、少なくとも技術の持ち出しに先立ち許可を取得しなければなりません。

留学生、研究生、教職員が、外国において規制技術を提供することがあらかじめ分かっている場合や、その可能性があるとして外為法第25条第1項の許可を取得している場合を除き、外国で誰かに提供するために、①規制技術が記録された何らかの有体物（USBメモリや書類等）を持ち出す場合や、②何らかの通信手段によって外国に送信する場合（インターネットや電話等）は、同条第3項の許可を取得することが必要です。

なお、同条第3項の許可を取得して技術を外国に持ち出した後であっても、提供をする前に同条第1項の許可が必要になることから、実際に技術提供を行おうとする場合には、始めから同条第1項の許可を取得して行うことが効果的です。

また、外国に渡航しない場合でも、外国の大学や研究機関等で開かれる非公開の講演会や打合せにオンラインで参加し、規制技術を提供する場合には、渡航する場合と同様、同条第1項の許可を取得することが必要となりますので注意してください。

必須

試供品や研究資機材を外国に持って行く場合でも、使われている材料や機器の仕様によっては規制対象となることがあります。その場合は、たとえ確実に持ち帰るとしても、許可を取得してください。

貨物を本邦から外国へ向けて送付することは、外為法上「輸出」と解釈されます。したがって、スーツケース等に機材を入れて、外国に持ち出すケースのほか、あらかじめ持ち帰ることを前提に外国に持ち出すケースでも、「輸出」に含まれます。

また、「貨物」には、手作りの試作品、試供品、携行品、国内で市販されている物品、旧式や中古や無償で提供される資機材等、或いは現地で計測等を行い持ち帰る資機材等も含まれることから、これらもリスト規制やキャッチオール規制に該当するか、また例外規定（54頁参照）に該当するか等の確認が必要です。なお、市販されているようなノートパソコンや携帯電話は、一部を除きその大半がリスト規制非該当となります。

推奨

規制技術データが入ったUSBメモリやパソコンには、ファイルを暗号化することやパスワードをかけ、万一紛失や盗難に遭ってしまった場合には、必要な報告・連絡や事実関係の記録等を推奨します。

USBメモリやパソコンに規制技術データを入れて持ち運ぶ場合は、紛失や盗難に備えて、ファイルを暗号化することやパスワードをかけることを推奨します。万一、紛失や盗難に遭ってしまった場合には、所属組織への報告や関係機関への連絡等のほか、事実関係を整理して記録することを推奨します。

なお、外為法上は、規制技術を外国において提供する意思や目的がある場合は違反になり得ますが、そうでない場合は違反にはなりません。ただし、USBメモリやパソコンの紛失や盗難を装って、規制技術を外国において提供する場合は違反になり得ます。

3. 共同研究の実施

必須

外国の大学や研究機関や民間企業等と共同研究を実施する場合は、事前に、①提供技術の中に規制技術が含まれていないか、②外国ユーザーリストへの掲載の有無、③大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に利用されるおそれがないかについて、慎重に確認してください。

共同研究で提供する技術の中にリスト規制技術が含まれる場合は、経済産業大臣の許可が必要になります。なお、共同研究の初期段階では公知の技術の提供に留まっていたとしても、共同研究の進捗により公知ではない新たな技術が生じる場合は当該技術の該非判定を行い、提供する技術にリスト規制技術が含まれる場合は同様に許可が必要になります。

また、提供する技術の中にリスト規制技術が含まれない場合であっても、「大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれのある場合」又は「通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合」には、経済産業大臣の許可が必要になります（15頁参照）。

産学連携プロジェクトでは、製品化を目的とすることが多く、「基礎科学分野の研究活動」を適用できない場合も多くあること、公表されない技術情報（公知でない技術情報）の管理、帰属を明確化することにも、留意が必要です（56頁参照）。

これらの点が不明確な場合でも、「用途」チェックシート」「需要者」チェックシート」等の各項目を参考に、先方から追加の情報提供や誓約書の提出を求めること等により、適切に判断することが必要です。

必須

共同研究の実施に当たっては、①大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられる技術を第三者に無許可で再提供することを禁止する旨、取り決めて締結又は誓約書を取得し、②これらの取り決め等が遵守されない場合は契約不履行として以後の取引を中止すること、③政府の許可が必要な技術提供は許可を取得した後に提供すること、④外為法違反の疑いがある場合は速やかに関係当局に報告することなど、意図せず法令違反を犯すことがないようにするための措置を講じてください。

提供する技術が、外為令別表2の項から4の項まで、15の項の中欄に掲げる技術である場合又は5の項から14の項の中欄に掲げる技術が国連武器禁輸国向けに提供される場合は、許可申請に当たって、誓約書の提出が必要となることがあります。

近年、懸念国やテロリストによる機微技術の窃取に係る調達活動が巧妙化しており、悪意ある調達活動に巻き込まれないよう、共同研究実施の前から十分に注意を払って対応することが必要です。

4. 外国からの研究者の訪問

必須

外国から研究者が、国内の大学や研究機関を訪問して、施設の見学や研究室での意見交換をする際に、規制技術について大学側が説明をする場合には、許可が必要となります。

不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術情報でなければ、例外規定を適用できません。そのため、一般に公開している見学コースとは異なり、見学者当人に限定した特別なコースを設定する場合には、事前に見学コースや説明内容を精査しリスト規制技術の有無を十分に検討しておく必要があります。

推奨

規制技術の無許可提供を未然に防止するため、外部向けの一般公開用見学コースの設定をしておくことや、公表済みの論文等の規制対象外の情報提供に留めて、必要に応じて許可を得た上で後日提供するといったルールを設定しておくことも一案です。

推奨

外国からの研究者の訪問で、規制技術の提供が行われる場合は、「外国人（留学生・研究者・教員・訪問者等）受入の事前確認シート」（110頁）を用いて、必要事項を確認することが推奨されます。

5. 非公開の講演会

必須

セミナーや講演会、展示会で、①発表される内容がリスト規制、キャッチオール規制、例外規定に該当しないか、②参加者の所属する機関の国・地域等、来日後の経過期間や特定類型該当性を確認するなど、事前に許可の要否を検討する必要があります。

不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術情報でなければ、例外規定を適用できません。非公開の場合は、講演会の内容を十分に精査しておくことが必要です。

参加者の特定類型該当性の確認については、通常は指揮命令下でない者としての確認が求

められることとなりますので、36頁のとおり、セミナーや講演会、展示会への参加を認めるに当たり通常取得する書面（参加申込書など）に特定類型に該当することが明確に記載されていない限り、原則、特定類型非該当と扱っていただいて差し支えありません。

推奨

非公開の講演会で、規制技術の提供が行われる場合は、「技術の提供・貨物の輸出の事前確認シート」（107頁参照）、「審査票」（117頁参照）を用いて、必要事項を確認することが推奨されます。

推奨

規制技術の無許可提供を未然に防止するため、既に公知の技術となっている資料をベースにした説明資料や試供品、その他メールテンプレートや対外応答要領を用意しておくことも一案です。

6. 機器の使用

必須

日本国内に設置されたスパコンを外国からリモートアクセスさせる場合、又は、日本国内の非居住者又は特定類型該当者に利用させる場合は、利用させるプログラムや操作マニュアルにリスト規制技術があれば許可申請が必要です。

日本国内に設置された輸出令別表第1の8の項、貨物等省令第7条第三号ハに該当するスパコンを外国からリモートアクセスさせる場合、又は、日本国内で非居住者又は特定類型該当者に利用させる場合、利用させるプログラムや操作マニュアルにリスト規制技術があれば許可申請が必要です。

ただし、平成29年1月の政省令改正によって、スパコンの規制が緩和されています。過去に、操作マニュアル等がリスト規制該当と判定されている場合であっても、最新の政省令で確認するとリスト規制非該当となることもありますので、再度、確認することをお勧めします。

なお、リスト規制技術に該当しない場合であっても、キャッチオール規制に該当する場合には許可申請が必要です。例えば、スパコンを使用するためのプログラム（オペレーティングシステム）はリスト規制に非該当ですが、当該プログラムを非居住者に利用させる場合には、キャッチオール規制の観点から慎重に確認してください。

推奨

大学の研究室で留学生等が行う研究で必要となる機器等の操作方法を教える程度のものであれば、一般的に、リスト規制技術の提供に該当しないものと考えられます。あらかじめ内容を確認の上、該非判定を行っておけば、管理手続の効率化が可能です。

規制技術の多くが設計・製造・使用に「必要な技術」を対象としています。基本的に、「必要な技術」とは、規制の性能レベル、特性若しくは機能に到達し又はこれらを超えるために必要な技術をいいますので、一般的に、大学の研究室で使用される機器等の操作方

法の多くは、非該当貨物と同等の操作技術（例：公開されているマニュアル等に従って操作する技術のみ）であると推察されることから、留学生等が行う研究で必要となる機器等の操作方法を教える程度のものであれば、「必要な技術」には当たらないと考えられます。

ただし、原子力専用品の使用技術など、広く規制されているものもありますので、注意してください。

VI. 組織体制の整備・運用⁹⁸

外為法第55条の10第4項では、輸出者等は、遵守基準に従って、適切な貨物の輸出や技術の提供を行うことが義務づけられています。

また、経済産業大臣は、遵守基準に従い指導や助言、違反があった際には、勧告・命令を行うことができ、命令に違反した場合は罰則の対象となります。

必須

全ての輸出者等は、①リスト規制への該非確認の責任者を定めること、②法令遵守のための必要な指導を行うことを遵守する必要があります。

全ての輸出者等は、下記の①及び②を遵守する必要があります。

- ①輸出等を行う貨物等がリスト規制に該当するかを確認する責任者を定めること。
- ②輸出等の業務に従事する者に対し、最新の法令の周知、その他関係法令の規定を遵守させるための必要な指導を行うこと。

必須

安全保障上機微な特定重要貨物等（リスト規制貨物等）を扱う輸出者等は、③組織の代表者を責任者にすること、④輸出管理体制を定めること、⑤該非確認の手続を定めること、⑥用途・需要者の確認手続を定めて、手続に従って確認を行うこと、⑦出荷時に該非確認した貨物等との一致性を確認すること等を遵守する必要があります。

安全保障上機微な特定重要貨物等（リスト規制貨物等）を扱う輸出者等は、上記①、②に加えて、下記③～⑪も遵守する必要があります。

<体制整備>

- ③組織の代表者を輸出管理の責任者とする。
- ④組織内の輸出管理体制（業務分担・責任関係）を定める。

<手続整備>

- ⑤該非確認に係る手続を定める。
- ⑥輸出等に当たり用途確認、需要者等の確認を行う手続を定め、手続に従って確認を行うこと。需要者以外から当該確認に必要な情報を得る場合、信頼性を高める手続を定め、手続に従って確認を行うこと。
- ⑦出荷時に、該非を確認した貨物等と一致しているか確認を行うこと。

<維持管理>

- ⑧輸出管理の監査手続を定め、実施するよう努める。
- ⑨輸出管理の責任者及び従事者に研修を行うよう努める。

⁹⁸ 特定非営利活動法人産学連携学会「安全保障貿易に係る自主管理体制構築・運用ガイドライン」には、大学や研究機関の目線で体制構築・運用の実務が記載されていますので、併せて御参照いただくと効果的です。

- ⑩子会社が輸出者等の輸出等に関わる場合は、当該子会社に対して指導等を行うよう努めること。
- ⑪輸出等関連文書を適切な期間保存するよう努めること。
- ⑫法令違反したとき及び法令違反したおそれがあるときは、速やかに経済産業大臣に報告し、その再発防止のために必要な措置を講ずること。
- ※許可例外の輸出等のみを行う者は、⑫のみの適用。

令和3年11月の輸出者等遵守基準を定める省令の改正により、上記⑥及び⑩が追加となりました（令和4年5月1日施行）。

⑥の「需要者以外から当該確認に必要な情報を得る場合」とは、用途の確認、技術を利用する者又は貨物の需要者の確認の適正な実施に当たり必要な情報を、当該輸出等の関連事業者（輸入代理店や需要者を紹介した事業者等）から間接的に得ている場合をいいます。

また、「信頼性を高める手続」の具体的な内容としては、公開情報の定期的な確認（例えば1回/年）、輸出等に関与しない第三者の提供する情報による定期的な確認、直接訪ねる機会があれば当該機会を活用した需要者からのヒアリング、軍事転用や不正転売等の重大な違反があった場合や虚偽の情報提供があったことが判明した場合には契約の無条件解除や損害賠償請求を可能とする旨を輸出等の取引内容に盛り込むこと等が考えられます。なお、リスト規制貨物等の取引量や性質、仕向地等を踏まえつつ、上に列記しているもの等を実施していただくことを想定しており、リスト規制貨物等の輸出等において一律同じ内容を求めるものではありません。

また、⑩の子会社に対する「指導等」とは、最新の法令の周知その他関係法令の規定を遵守するための指導（不備がある場合の改善指導を含む。）や、輸出等の業務の適正な実施のために必要な知識及び技能を習得させるための研修、当該子会社の規程類の確認や業務内容の監査又は当該子会社が実施した監査結果の検査等のことをいいます。⑩の「指導等」の対象となる子会社は、会社法第二条第三号に規定する子会社のうち、輸出者等の行うリスト規制貨物等の輸出等の管理に係る業務に関わるものです。例えば、その輸出等の用途の確認のための事前審査や事前確認を子会社が実施している場合には、当該子会社は「輸出等の業務に関わる」ものとして対象となります。一方で、子会社が輸出者等の行う輸出等の管理に係る業務を全く実施しない場合には、当該子会社は指導等の対象外となります⁹⁹。

なお、安全保障貿易管理ホームページにおいて、大学学内の安全保障輸出管理体制の整備・運用状況を自ら任意に確認し、改善に役立てていただくことを目的とした「大学向け安全保障輸出管理自己評価チェックリスト（概要版／詳細版）」¹⁰⁰を公表していますので、併せて活用してください。

⁹⁹ 例えば、大学が出資するベンチャー子会社であっても、当該子会社が大学の輸出等の管理に係る業務を全く実施せず、あくまで自らのビジネスとしてのみ輸出等を行う場合には指導等の対象外となります。

¹⁰⁰ <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku.html>

<輸出者等遵守基準>

II リスト規制貨物等の輸出等を行うに当たって遵守する基準

II リスト規制対象貨物等の輸出者等の遵守基準

I 輸出者等の遵守基準

- イ 組織の代表者を輸出管理の責任者とすること。
- ロ 組織内の輸出管理体制（業務分担・責任関係）を定めること。
- ハ 該非確認に係る手続を定めること。
- ニ 輸出等に当たり用途確認、需要者等の確認を行う手続を定め、手続に従って確認を行うこと。需要者以外から当該確認に必要な情報を得る場合、信頼性を高めるための手続を定め、手続に従って確認を行うこと。
- ホ 出荷時に、該非を確認した貨物等と一致しているか確認を行うこと。
- ヘ 輸出管理の監査手続を定め、実施するよう努めること。
- ト 輸出管理の責任者及び従事者に研修を行うよう努めること。
- チ 子会社が輸出者等の輸出等に関わる場合は、当該子会社に対して指導等を行うよう努めること。
- リ 輸出等関連文書を適切な期間保存するよう努めること。
- ヌ 法令違反したとき及び法令違反したおそれがあるときは、速やかに経済産業大臣に報告し、その再発防止のために必要な措置を講ずること。
※ 許可例外の輸出等のみを行う者は、ヌのみの適用。

I 輸出等を行うに当たって遵守する基準

- イ 輸出等を行う貨物等がリスト規制貨物等に該当するか否かを確認する責任者を定めること。
- ロ 輸出等の業務に従事する者に対し、最新の法令の周知、その他関係法令の規定を遵守させるための必要な指導を行うこと。

※ 経済産業大臣は、基準に従い指導や助言、違反があった際には勧告・命令を行うことができる（命令に違反した場合のみ罰則の対象）。

1. 事前の検討

(1) 現状の把握

推奨

組織内で、保有している技術や貨物を適切に管理できるよう、規制技術や貨物、その所在等を、あらかじめ把握しておくことが推奨されます。(再掲)

各大学や研究機関において、外為法の規制対象となる技術と貨物はどのようなものがあるのか、そのような技術と貨物はどの研究室や部署等で扱われているのかを、あらかじめ把握しておいて、当該研究室や部署等における技術の提供や貨物の輸出を、特に適切に管理することが推奨されます。

特に、組織体制の整備に当たっては、技術を提供する者や貨物を輸出する者がリスト規制技術・貨物を扱うかにより、遵守基準により必要とされる取組も異なるため、保有している技術や貨物のリスト規制への該当可能性を把握することが推奨されます。

推奨

機微技術の所在把握のために、各教員や研究職員に対して調査を行い、その回答票の提出を依頼することも有益な方法の一つです。

規制技術の提供に際しては、経済産業大臣の許可が必要であり、「何を管理しなければならないか」、「どれが規制の対象となる技術なのか」などその概要を把握しておくことが該非判定や許可取得に費やす時間や労力、法令違反に問われるリスクを最小限に抑えることとなります。

具体的な調査項目としては、例えば、①リスト規制貨物・技術を扱っているか、②「大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例」及び「通常兵器の開発・製造若しくは使用に用いられるおそれの強い貨物例」(輸出注意事項24第24号)(17～22頁参照)に掲載されている貨物又はこの貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術を保有しているか、③外国ユーザーリスト掲載機関から留学生・研究生を受け入れているか等が考えられます。

推奨

把握した技術情報が外為法による規制対象となるかをあらかじめ確認し、規制対象であれば、それが明示されるように適切なマーキングを行ってください。

マーキングを行っておくことで、許可の要否をすぐに確認することができると期待されます。なお、マーキングを行う対象としては、紙媒体、電子ファイル、プログラム等の形態があります。

<マーキングの例>

機密書類管理や情報セキュリティ管理では、**極秘**、**秘**、**対外秘**等の三分あるいは四区分に分類し、資料にマーキングすることが一般に多く見られます。

極秘等は、当該組織から外部に提供等することを前提にしていな機微な情報等、**秘**は、組織内の所定の手続を経ないと外部に提供できない情報というように区分されているのが一般的です。

外為法で規制を受ける技術データ等の規制技術等に同様にマークすることも一つの考えですが、提供を行う機会があると予想される場合には、以下のように、マーキングを行った理由について、更に追加的なマーキングを行っておくと便利です。

秘等に加えて **外為法規制1**や**技術規制3** とマーキングすると、外部に提供する時に便利です。ここで、1や3は、外為令別表の該当項番を示しておくくと便利です。ここでは例示をしていますが、これ以外でも構いません。組織内で誰もが分かりやすいマーキングであることが必要です。

なお、保有する技術が外為法による規制技術かが明確に判断できない場合は、グレーな技術として暫定のマーキングを行い、実際に提供する必要が生じた場合に、確実に判定を行います（疑義が生じた場合には、経済産業省まで御相談ください）。

外為法規制●（暫定）や**技術規制●（暫定）**

（2）幹部の理解

推奨

リスト規制技術・貨物を扱う大学や研究機関では、組織の代表者を輸出管理の責任者とすることが義務づけられています（79頁参照）。

組織体制整備のためには、大学や研究機関の最高責任者を始め、幹部（学長や理事等）がその重要性を理解した上で、その主導の下で大学や研究機関全体で取り組んでいくことが重要です。

リスト規制技術・貨物を扱わない大学・研究機関であっても、リスト規制への該非を確認する責任者を定め、関係法令の規定の遵守のための必要な体制を整備するには、組織の長を始め幹部がその重要性を理解した上で、その主導の下で大学や研究機関全体で取り組んでいくことが重要です。

安全保障貿易管理は、法令で義務づけられており、違反すると大学や研究機関の他、組織の長を含む幹部の責任が問われ、罰則の対象にもなるため、大学・研究機関において更なる国際化を進めていく上でも、必要不可欠な取組であることを大学・研究機関の幹部が理解することが重要です。

(3) 担当部署・担当者の決定

推奨

安全保障貿易管理への理解が得られたら、大学や研究機関全体で、組織体制整備を進めていくために、担当部署や担当者を決定することが重要です。

大学や研究機関には、総務部門、法務部門、知的財産管理部門、研究部門等の部署がありますが、担当部署や担当者の決定に当たっては、大学や研究機関で保有する技術や貨物を把握していること、教職員や幹部と関係部署とも円滑に相談・連携できること等も、勘案することが重要です。

推奨

幹部の主導により、理事全体、部局責任者等へ説明し、組織体制整備に取り組むことのコンセンサスを形成、又は理事会や教授会等の既存の会議制度に則る方法もあります。

大学や研究機関の実情に合わせた安全保障貿易管理体制の整備を進めていくためには教職員や研究者個人任せではなく、組織的に確認を行う体制を整備することが必須であり、これを実現するために最高責任者である大学や研究機関の幹部が旗振り役となって、大学内の意識啓発のため、理事会や教授会等のコンセンサス形成に取り組み、組織全体で一丸となって取り組むことが重要です。

2. 組織体制の整備

(1) 組織体制の検討

必須

組織における輸出管理担当部署や責任者を選任してください。

遵守基準に基づき、該非判定についての責任者（以下「該非確認責任者」という。）を選任する必要があります。該非確認責任者は、所属する組織内で該非判定の責務を負い、適切な該非判定が行われるよう監督する役割を担う必要があります¹⁰¹。

なお、該非確認責任者に充てる者について特に規定はありません。技術に精通している者（知的財産管理部門や研究部門の長等）、法令に精通している者（総務部門や法務部門の長等）等いずれかに限定するわけではなく、また複数名選任しても問題ありません¹⁰²。

また、リスト規制貨物・技術を扱う場合は輸出や技術提供といった業務を統括管理する責任者（以下「統括責任者」という。）を選任することや組織内での権限及び責任、部門間の関

¹⁰¹ 組織としての決定は、理事会や委員会で行う事例もあります。

¹⁰² 該非判定や取引審査等の体制運用を支援するため、輸出管理アドバイザーを採用することも一案です。大学の中には、リサーチアドミニストレーター（URA）を活用する事例もあります。

係を定めることが必要です。なお、遵守基準でいう統括責任者¹⁰³には、学長や理事長等、組織を代表する者を充てる必要があります。



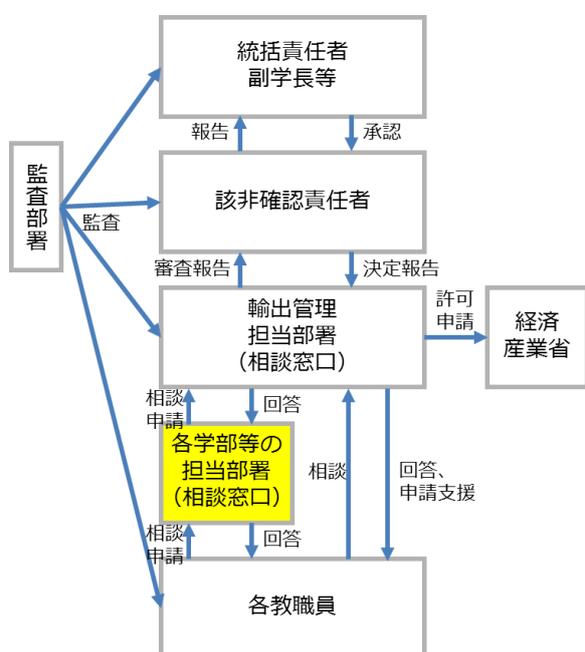
安全保障貿易管理に係る相談窓口を設置することも重要です。

体制整備の一環として、各教職員が研究活動における疑問等を気軽に相談するためにも、該非判定や許可申請の要否等、輸出管理に関する相談窓口を設置しておくことも重要です。研究者一人一人の負担を軽減することにつながりますし、判断に迷って経済産業省に相談することになった際にも効率的に手続を進めていくことが期待されます。

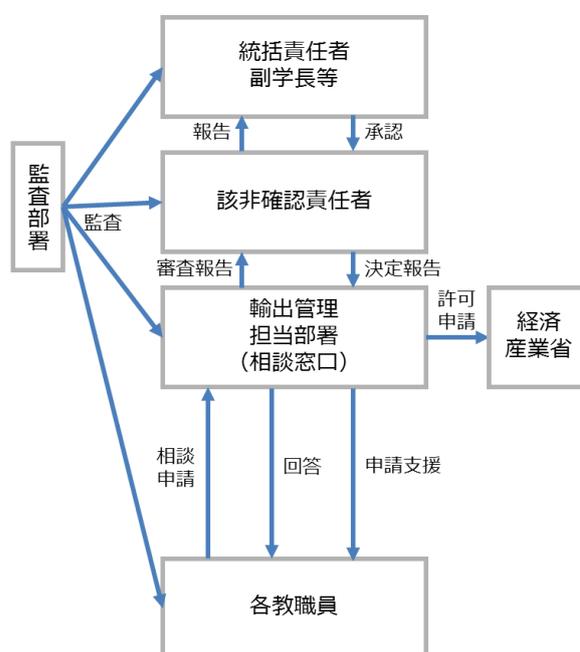
<大学における輸出管理体制の例>

産学連携学会「安全保障貿易に係る自主管理体制構築・運用ガイドライン」では、①大規模総合大学には、各学部等にも相談窓口を設けて、各学部等の担当部署から、輸出管理担当部署に相談する体制、②中小規模大学には、輸出管理担当部署のみに相談窓口を設けて、輸出管理担当部署で一元的に処理する体制が、大学における輸出管理体制の例として、紹介されています。

大規模総合大学の例



中小規模大学の例



※産学連携学会「安全保障貿易に係る自主管理体制構築・運用ガイドライン」を参考に作成

¹⁰³ 輸出者等遵守基準を定める省令第1条第2号イに基づく統括責任者をいい、輸出管理内部規程の例(97頁参照)上では「最高責任者」と表記しています。一方、輸出管理実務上の責任者については、同規程の例では、「輸出管理統括責任者」と表記していますので、同省令に規定する「統括責任者」と混同しないようご注意ください。

(2) 手続の整備

必須

各大学・研究機関がそれぞれの実情を踏まえ、組織内の責任体制と役割分担、管理のためのルール等を明確に定めた具体的な自主管理体制の整備に向けて取り組むことが重要です。

遵守基準に基づき、組織内での権限及び責任、部門間の関係を定めることが必要です。本ガイダンスでは、一般的な事項やよくある事例について言及していますが、保有する技術テーマや産業界との関係、教職員や研究者の人数、安全保障貿易管理に対する理解等、細かい実情は千差万別であり、各大学や研究機関の状況に即した組織体制が整備されることが重要です。この観点から、経済産業省に相談が必要な場合は、安全保障貿易管理課（03-3501-2800）にお問い合わせください。

推奨

遵守基準にも対応した自主的な管理を支援するため、経済産業省は、技術提供者や輸出者自身が輸出管理内部規程を策定し、それに基づいた技術・貨物提供管理等を行うことを強く推奨しています。

輸出管理内部規程は、技術提供に際しての様々なリスクを回避するために有効なツールです。昭和62年に通商産業大臣（当時）から「輸出管理法規の遵守徹底について」（昭和62年9月7日付62貿第3605号）が発出されて以降、輸出関連企業を中心に策定と届出をお願いしています。

輸出管理内部規程における外為法等遵守事項は、遵守基準に示された事項と同趣旨となっています。それぞれの関係は、必要最小限の事項を定めたものが遵守基準であり、さらに同じ内容を一定以上の水準で達成することを求めたものが輸出管理内部規程における外為法等遵守事項という位置付けとなります。

したがって、外為法等遵守事項を踏まえた輸出管理内部規程を策定し、それに沿って適切な管理を行っていけば、基本的には遵守基準に列挙された事項は具体的かつ確実に履行されることとなります。

規程の制定に当たっては、下記の項目を規定することが一例として挙げられますが、各大学や研究機関の規模、組織、業務分担等の実情を考慮した上で、実行可能で実態に合った規程を制定する必要があります。（97、102頁参照）

（規程に明示する項目例）

- ①目的、定義、適用範囲、基本方針
- ②最高責任者、輸出管理統括責任者、輸出管理責任者、輸出管理委員会
- ③事前確認、該非判定、用途確認、需要者確認、取引審査、許可申請、技術の提供管理、貨物の出荷管理
- ④監査、教育、文書管理又は記録媒体の保存、報告、懲戒 等

規程の制定後も、最新の法令情報の収集や監査を踏まえ、組織内体制・輸出管理内部規程や細則の改善等を検討することで、管理に万全を期してください。

なお、安全保障貿易管理ホームページにおいて、規程の条文や文書の趣旨を理解し、組織内の規程の充実に取り組むための参考資料として「大学・研究機関のためのモデル安全保障輸出管理規程マニュアル」¹⁰⁴を公表していますので、併せて活用してください。

¹⁰⁴ <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku.html>

3. 体制運用の準備

(1) 幹部による情報発信と組織内への周知



組織の長を始め幹部が説明会や教授会等で、教職員に向けて、学術研究の健全な発展を推進するとともに、国際的な平和及び安全の維持をするために安全保障輸出管理を推進することの重要性を発信し、安全保障貿易管理の必要性、手続、問合せ先等を周知徹底して、自ら率先して、取り組むことを示すことは、大きな効果があります。

①外国の大学・機関との共同研究、②研究資機材の外国への持出、③留学生・外国人研究者の受入、④外国の協同研究者への技術の提供、⑤外国出張等の際に、組織として必要な手続を行うためには、教職員一人一人が、制度を十分に理解して、必要な場合に相談できる環境を整えておくことが、大きな一歩です。このため、組織の長が自ら率先して、学内に安全保障貿易管理の必要性、手続、問合せ先等を周知徹底していくことが重要です。

また、こうした組織内への周知に当たっては、教職員一人一人に徹底されるよう、下記の(2)パンフレットや手引書の作成・提供や(3)既存の事務手続への組み込み等を行うほか、何度も繰り返して、粘り強く実施していくことが重要です。

(2) パンフレットや手引書の作成・提供



各大学や研究機関の実態に応じて、教職員等向けのわかりやすいパンフレットや手引書を作成・配付して、ホームページに掲載するなど、必要な情報を容易に入手できるようにすることが推奨されます。

各大学や研究機関で、教職員等に制度や手続を説明していくために、経済産業省で作成している各種パンフレットや説明文書を活用していただく¹⁰⁵ことに加えて、各大学や研究機関の実情に即した文書を作成・配付いただき、各種手続に必要な帳票類等は大学や研究機関のホームページに掲載して、必要な情報を容易に入手できるようにすることが推奨されます。

また、安全保障貿易管理ホームページでは、輸出管理の現場において起こりうると考えられる、法令違反に繋がりがかねない想定事例と対処について紹介する「大学・研究機関における安全保障貿易管理に関するヒヤリハット事例集」¹⁰⁶を公表していますので、併せて活用してください。これらの事例を参考に、大学・研究機関による組織的な取組みに加え、研究者自身もこうした事例が発生しないよう取り組んでいただくことが重要です。

¹⁰⁵ 必要な場合は、ホームページの資料送付依頼書に必要部数等を御記入の上お申し込みください。なお、数に限りがあるため、御希望に沿えないこともありますので、あらかじめご了承ください。

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer_document.html

¹⁰⁶ <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku.html>

＜経済産業省作成のパンフレットの例＞



(3) 既存の事務手続への組み込み

推奨

安全保障貿易管理により追加的に発生する事務負担を抑制しミスを防止できるように、既存の事務手続（留学生、研究者、教職員の受入れ、外国出張、共同研究の実施・研究協力協定の締結等の手続）に、輸出管理上のチェック欄や誓約書取得等を組み込むことも重要です。

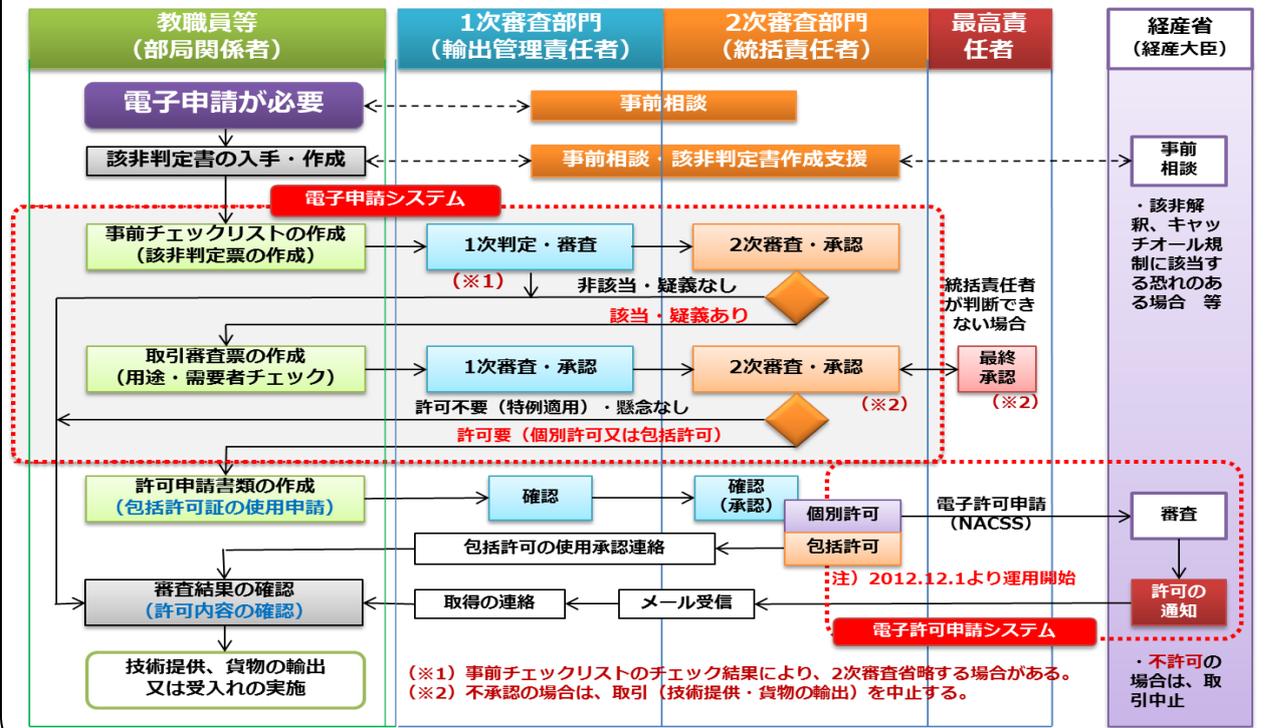
＜東北大学の取組事例＞

既存の手続に、安全保障貿易管理に係るチェック欄の追加、留意事項の付記、誓約書の取得等を組み込むことにより、漏れがなく効率的な管理の実現が図られています。

教務・入試	研究生・大学院生の 入学願書に輸出管理のチェック欄
留学生	・留学生(正規・非正規)から 誓約書 を取得 ・国費留学生の学内公募通知に留意事項を付記
人事	・外国人研究者から 誓約書 を取得 ・採用上申・伺書に輸出管理のチェック欄 ・ 兼業依頼状 に輸出管理のチェック欄
国際交流	・客員研究員(外国人)から 誓約書 を取得 ・客員研究員の受入調書に輸出管理のチェック欄 ・交流協定締結計画書に留意事項を付記
研究推進	科研費の学内公募通知に留意事項を付記
産学連携	共同研究契約書等(ひな形)に輸出管理条項を規定, etc.
総務・財務	一部の部局では旅行計画書やEMS発送簿等にも 輸出管理のチェック欄 を導入

＜名古屋大学の取組事例＞

チェックシートや該非判定表等の様式を電子化し、申請、審査、承認に係る手続を、電子的に処理できるシステムが構築されています。



＜立命館大学の取組事例＞

事前確認シート裏面に自己判定チェックシートを用意し、教員が自己判定し易く工夫して外国出張や留学生等の受入手続を簡素化しています。

留学生・研究者・教員・訪問者等の受入れについての運用方針(表)

研究科・研究機構の区分	受入れ先 (出身・国籍) 提供技術の懸念度の区分		受入区分					
			①学部学生レベル	②大学院生 (MC/DC)レベル	③研究者		④一時訪問	
			学部学生、予備教育・日本語教育を受ける者、交換留学生、科目等履修生、特別聴講学生、聴講生等	大学院生 (MC/DC)、特別聴講学生、外国人研究生、特別研究学生等	雇用関係有 専任教員、専門研究員 (PD)、研究員、研究系教員等	雇用関係無 客員協力研究員、外国人特別研究員 (JSPS) 等	訪問者、見学者、学会等参加者等	
自然科学系	外国ユーザーリスト掲載機関、懸念国、国連武器禁輸国・地域からの受入れ		不要	事前確認シート + 誓約書	事前確認シート + 誓約書	事前確認シート + 誓約書	事前確認シート	
人文社会科学系 (実験系)	上記以外の受入れ	受入れ者への提供技術の懸念度	高い	不要	事前確認シート + 誓約書	事前確認シート + 誓約書	事前確認シート + 誓約書	事前確認シート
		低い	不要	不要	不要	不要	不要	
人文社会科学系 (非実験系)			不要	不要	不要	不要	不要	

(4) 担当者と教職員のコミュニケーション

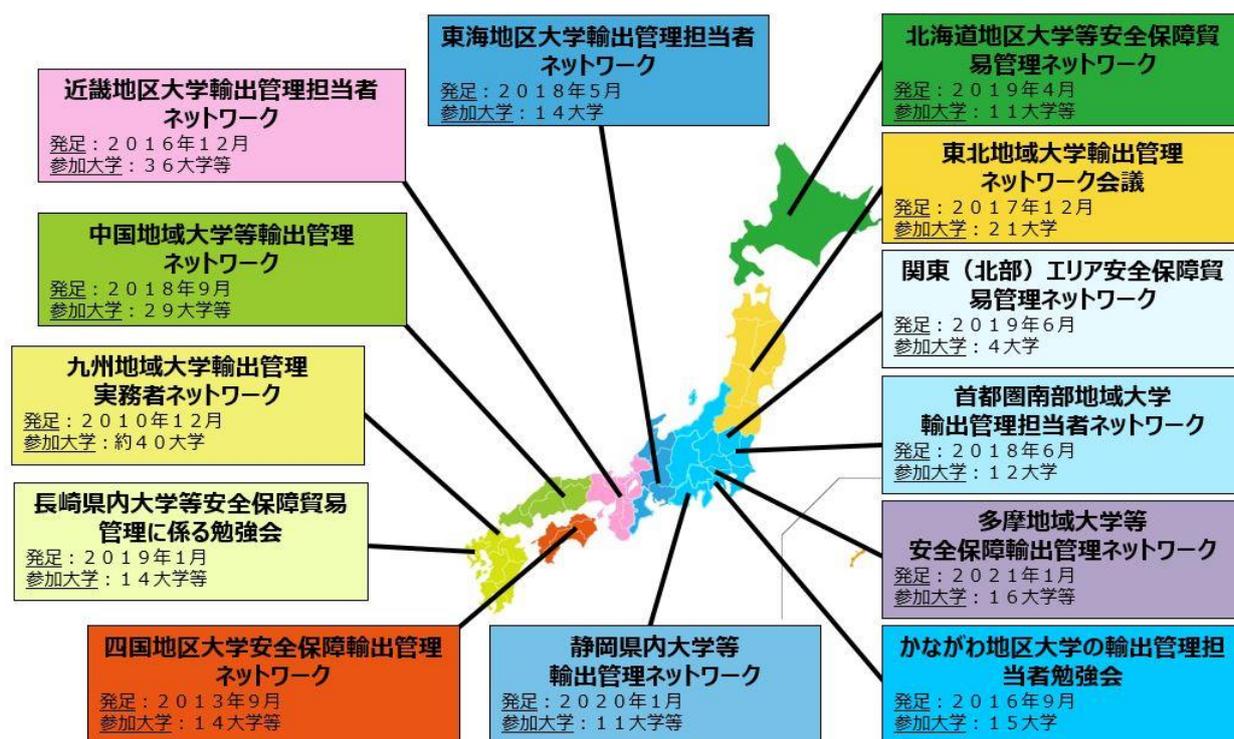


教職員からの、非居住者該当性の確認、特定類型該当性の確認、該非判定、用途・需要者確認等の帳票等の記入方法、管理の要否の判断等の相談に対応できるよう、日頃から担当者と教職員が十分にコミュニケーションをとることが重要です。

特に、制度運用の初期段階では、教職員は輸出管理で必要となる手続を理解し、担当者は各教職員の研究内容を理解するなど、お互いによく話し合っ、双方の協力の下、必要な手続を検討することが重要です。

＜各地域における主な大学間ネットワーク＞

地域の中には、安全保障貿易管理に取り組む大学同士で、既に体制を整備している大学から助言を受けることや、今後体制を整備しようとする大学同士で相談することを目的に、大学間のネットワークが形成されている事例もあり、こうした大学間のネットワークの活動に参加することも有益です。



令和3年11月時点

Ⅶ. 令和3年における輸出者等遵守基準を定める省令及び役務

通達の一部改正について

1. 輸出者等遵守基準を定める省令の改正

昨今の安全保障環境下において、安全保障上の機微な貨物等の管理が一層求められており、我が国から輸出された安全保障上の機微な貨物の流出事案も発生しております。こうした状況下においては、需要者等の確認を適切に実施すること、その際には需要者以外から間接的に取得した情報を鵜呑みにすることなく輸出者等としての確認を適切に実施すること、さらに、安全保障上の機微な貨物等の輸出等に関わる業務を担う子会社に対する安全保障貿易管理に係る指導等を適切に行うことにより、不正輸出等の未然防止を図る必要があることから、令和3年11月18日、輸出者等遵守基準を定める省令の改正が公布されました（令和4年5月1日施行）。主な改正内容としては、以下の事項を新たに規定しています。

- ① 需要者以外から用途・需要者の確認を行うに当たり必要な情報を得ている場合は、信頼性を高める手続を定め、当該用途・需要者の確認を行うこと
- ② 輸出者等の安全保障上の機微な貨物等の輸出等に関わる子会社に対し、指導・研修等を実施するよう努めること

関連記載としては79頁もご参照ください。

2. 役務通達の改正

従来のみなし輸出管理では、「特定国の非居住者に提供することを目的とする取引」（法第25条第1項）を限定的に解釈運用してきており、居住者が直接非居住者に機微技術を提供する場合にのみ許可申請を求めることとしてきました。しかし、産業構造審議会通商・貿易分科会安全保障貿易管理小委員会が令和3年6月にとりまとめた産業構造審議会通商・貿易分科会安全保障貿易管理小委員会中間報告（以下「令和3年安保小委中間報告」といいます。）において、こうした管理の在り方は、国際的に人を介した機微技術流出懸念が増大する中、特定国の影響下にある居住者（国籍を問わない）が、機微技術流出に関与するリスクが顕在化している現状に十分対応できていないと指摘され、国籍に関わらず現在居住者として扱われている者への技術の提供が、非居住者へ技術を提供することと事実上同一と考えられる場合には、当該居住者に対する技術の提供は「特定国の非居住者に提供することを目的とする取引」であるとし、のみなし輸出管理の対象と捉えるべきであると提言されました。

当該提言を受けて令和3年11月18日に「「役務通達」の一部を改正する通達」が公布され、これにより、居住者から居住者への技術の提供であっても、受領者となる居住者が非居住者の影響を強く受けている状態にある場合は、当該居住者への技術の提供を当該非居住者への技術の提供であるとみなして、法第25条第1項に基づく人的概念による対外取引規制の対象となることが明確化されました（令和4年5月1日施行）。

詳細は33頁をご参照ください。

VIII. 大学関係者等からの主な質疑の例¹⁰⁷

1. 技術提供関係

- (Q 1) 規制技術を、外国で提供する際の規制について、教えてください。⇒27頁参照
- (Q 2) 教育は技術の提供に該当しますか。⇒27・29頁参照
- (Q 3) スーツケースに入れて通常持っていく機材のようなものは、リスト規制に該当して
いなければ、特に外国への持ち出しに問題がないと考えてよいでしょうか。⇒27頁
参照
- (Q 4) 外国出張で、技術データや設計図面等を持って行く場合、自由に持って行けると考
えてよいでしょうか。⇒27・28頁参照
- (Q 5) 外国へ渡航せず、海外の大学等の主催する非公開の講演会や打合せにオンラインで
参加する場合、技術データの提供は自由に行えると考えてよいでしょうか。
⇒27・74頁参照
- (Q 6) 宅配業者に該非判定も含めて外国向け宅配便による発送をお願いする場合、気を付
けるべきことはありますか。⇒52頁参照
- (Q 7) 研究室の留学生が製品開発を伴わない基礎的な研究を行う場合に、技術指導等を含
めた様々な技術提供を行う必要があります。この際、技術提供が、貿易外省令の許可
を要しない役務取引等の「基礎科学分野の研究活動」にあたらぬ場合には、役務許
可申請が必要となるのでしょうか。⇒54頁参照
- (Q 8) 研究室の留学生等が行う研究において、リスト規制に該当する貨物を用いて研究に
必要なデータを計測する必要があります。多くのデータが必要になるため、留学生等
に操作方法を教えようと思いますが、この場合、該当貨物の使用等に必要な技術とし
て役務許可申請が必要となるのでしょうか。なお、留学生等の研究内容はリスト規制
には該当しない基礎的な研究です。⇒77頁参照
- (Q 9) 日本国内に設置された輸出令別表第1の8の項、貨物等省令第7条第三号ハに該当
のスパコンを外国からリモートアクセスさせる場合、または、日本国内で非居住者に
利用させる場合、役務の提供になりますか。⇒77頁参照

2. 特例関係

- (Q 10) 市販された教科書を用いるなど、公表された情報を用いて行う留学生等の非居住
者を対象とする講義や実習に、貿易外省令第9条第2項第九号の特例の適用は可能で
しょうか。⇒54・55頁参照
- (Q 11) 不特定多数の者を対象とする大学等によるオンライン講座について、貿易外省令
第9条第2項第九号の特例の適用は可能でしょうか。
また、聴講者に対し、特定の聴講資格を設けているオンライン講座の場合には、貿
易外省令第9条第2項第九号の特例の適用は可能でしょうか。⇒54・55頁参照
- (Q 12) 研究成果等を公知とするための目的で、学会等で発表することもあります。こ

¹⁰⁷ これらの質疑については、経済産業省のQ&Aのページ (<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html>) の「大学・研究機関向けQ&A」のページにもまとめてありますので参照してください。

の場合、貿易外省令第9条第2項第九号の適用は可能でしょうか。また、上記の学会で発表した際の質疑・応答の内容も、同様に貿易外省令第9条第2項第九号の適用は可能でしょうか。➡54・55頁参照

(Q13) 学会用の原稿を送付する場合は許可不要ということですが、機微なものでもよいのでしょうか。➡54・55頁参照

(Q14) 特許情報を提供する場合、許可を取らなくてもいいのでしょうか。➡54・56頁参照

(Q15) 非居住者に技術提供する際、最初に公知の特例を検討して、それが公知の技術であると確認出来た場合は、該非判定をしなくても良いのでしょうか。➡54頁(脚注)参照

3. 居住者と非居住者関係

(Q16) 居住者が、A国内に事務所を有する研究機関に勤務するB国人に対して規制技術を提供する場合、当該技術提供はどこの国に対しての提供に当たりますか。➡30頁参照

(Q17) 2か月だけ日本国内の大学に雇用されているような外国人は、居住者に当たりますか。➡30頁(脚注)参照

(Q18) 日本国内の大学に雇用されている外国人ですが、まだ日本に入国しておらず、本国からリモート勤務をしている人は、居住者に当たりますか。➡30頁(脚注)参照

(Q19) 「居住者」である留学生在が夏休み等の長期休暇で一時帰国し、再入国した場合、当人の居住性はどのように判断すればよろしいのでしょうか。➡30頁(脚注)参照

(Q20) 来日して6か月未満の留学生を企業との共同研究に含める可能性があります。その場合、気を付けるべきことはどのようなことでしょうか。➡69・75頁参照

(Q21) 入国後6か月以上経過した留学生については、どのような場合に許可申請が必要となりますか。➡69・70頁参照

(Q22) 外国の大学等に籍を置いたまま来日した研究者は、6か月経過後、居住者として判断しても良いのでしょうか。

それとも、研究者が籍を置いている外国の組織への技術提供と考え、6か月経過後も非居住者と判断するのでしょうか。➡69・70頁参照

(Q23) 学会発表等のため、大学が外国各国から多数の研究者を呼び寄せる場合に、気を付けるべきことはどのようなことでしょうか。➡54・57・76頁参照

4. 特定類型該当者関係

(Q24) 特定類型とは何でしょうか。どのような人が特定類型に該当しますか。
➡33～36頁参照

(Q25) 提供先が特定類型に該当するかどのように判断すれば良いのでしょうか。
➡36～39頁参照

(Q26) 他の大学・企業と共同研究をすることを予定しています。共同研究にあたり、共同研究先の大学・企業が特定類型該当者を研究に参加させるか確認しなければいけませんか。➡40～41頁参照

5. キャッチオール規制関係

- (Q 27) 留学生に教える内容は、最終的に何に使われるかという観点から教えているわけではありません。大量破壊兵器キャッチオール規制の観点からどのように考えればよいでしょうか。⇒47・69頁参照
- (Q 28) 外国の機関や企業に懸念があるかを調べようがないのですがどうしたらよいでしょうか。⇒47・71頁参照
- (Q 29) 国際共同研究の場合、先方で論文にならずに最終的に大量破壊兵器等の開発等に利用されてしまうかは大学では判断できません。それを規制されると共同研究ができなくなる可能性があります。共同研究に際して大学での判断はどうすればよいのでしょうか。⇒75頁参照
- (Q 30) 大量破壊兵器キャッチオール規制等の審査を行う過程で、経済産業省に相談したいのですがどの部署に相談すればよいでしょうか。⇒48・137頁参照

6. 法令違反関係

- (Q 31) リスト規制に該当しないというメーカーからの連絡を受けたので、確認せずに本来許可が必要な貨物を無許可で輸出してしまった場合は誰の責任になるのでしょうか。⇒52頁参照
- (Q 32) 外為法違反が発覚したとき、輸出手続を通関業者に依頼していた場合は大学が責任を取らなくても良いのでしょうか。⇒52頁参照
- (Q 33) 法令違反が生じた場合で処分を受ける際、その処分は輸出した本人に限定されるのでしょうか。⇒24頁参照
- (Q 34) 大量破壊兵器キャッチオール規制技術の提供に際し、客観要件審査において「おそれなし」と確認できたにもかかわらず、提供後、最終的に大量破壊兵器等の開発等に利用されてしまったとき、罰せられるのでしょうか。⇒47頁(脚注)参照
- (Q 35) USBメモリに規制技術情報を入れて持ち歩いているとき、紛失してしまった場合や盗難にあった場合、外為法違反になるのでしょうか。⇒75頁参照
- (Q 36) パソコンを私用で外国出張に持って行くことは許可を取得する必要がないと聞きました。しかし規制技術が入っている場合、紛失や盗難等で、他者に使われていることが分かった場合、技術提供に関する外為法上での処分はどうなりますか。⇒75頁参照

IX. 規程・帳票の例

- ・〇〇大学／研究機関 安全保障輸出管理規程
- ・技術の提供・貨物の輸出の事前確認シート
- ・外国人（留学生・研究者・教員・訪問者等）受入れの事前確認シート
- ・特定類型該当者（学生・研究者・教員で外国人以外）受入れの事前確認シート
- ・審査票（技術の提供・貨物の輸出入用）
- ・審査票（外国人（留学生・研究者・教員・訪問者等）又は特定類型該当者受入れ用）
- ・「用途」チェックシート
- ・「需要者」チェックシート
- ・明らかガイドラインシート
- ・該非判定票
- ・外国為替令の関連項目等と技術の仕様（性能）の対比表
- ・誓約書
- ・（参考資料）特定類型
- ・外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項の遵守のための特定類型該当性に関する誓約書
- ・（参考資料）特定類型該当性確認のための簡易チェックフローチャート

※上記の帳票の例は、下記でダウンロードしていただくことが可能です。

<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law08.html#jishukanri>

※各種帳票の例は、一つの参考例を示したものであり、実際の活用にあたっては、組織の特質・運用に合わせて、各大学・研究機関に委ねられます。

〇〇大学／研究機関 安全保障輸出管理規程

(目的)

第1条 本規程は、〇〇大学／研究機関において、学術研究の健全な発展に配慮しつつ、安全保障輸出管理(以下「輸出管理」という。)を適切に実施するために必要な事項を定め、もって国際的な平和及び安全の維持に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)外為法等 外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号、以下「法」という。)及びこれに基づく輸出管理に関する政令、省令、通達等をいう。
- (2)技術の提供 外国における技術の提供若しくは外国に向けて行う技術の提供又は非居住者若しくは特定類型該当者への技術の提供又は非居住者若しくは特定類型該当者へ再提供することが明らかな居住者への技術の提供をいう。
- (3)貨物の輸出 外国に向けて貨物を送付すること(自ら手荷物として海外に持ち出す場合を含む。)又は外国へ送付されることが明らかな貨物を国内で送付すること。
- (4)取引 技術の提供又は貨物の輸出をいう。
- (5)リスト規制技術 外国為替令(昭和55年政令第260号)(以下「外為令」という。)別表の1の項から15の項までに定める技術をいう。
- (6)リスト規制貨物 輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)(以下「輸出令」という。)別表第1の1の項から15の項までに定める貨物をいう。
- (7)キャッチオール規制 外為令別表の16の項に定める技術及び輸出令別表第1の16の項に定める貨物が、大量破壊兵器若しくは通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣に許可申請を行うことをいう。
- (8)該非判定 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かを判定することをいう。
- (9)取引審査 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物の該非判定の内容のほか、用途及び需要者等(技術を提供しようとする相手方若しくは利用する者又は貨物の輸入者若しくは需要者又はこれらの代理人をいう。「相手先」ともいう。)を確認し、本学／本機関として当該取引を行うかを判断することをいう。
- (10)大量破壊兵器等 核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤、若しくはこれらの散布のための装置、又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機をいう。
- (11)通常兵器 大量破壊兵器等以外の輸出令別表第1の1の項に該当する貨物をいう。
- (12)大量破壊兵器等の開発等 大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵をいう。
- (13)通常兵器の開発等 通常兵器の開発、製造又は使用をいう。
- (14)居住者 外国為替法令の解釈及び運用について(蔵国第4672号昭和55年11月29日)6-1-5, 6(居住性の判定基準)に従い、居住者として取り扱うこととされる自然人及び法人をいう。
- (15)非居住者 居住者以外の自然人及び法人をいう。
- (16)特定類型該当者 外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について(4貿局第492号)1(3)サ①か

ら③までに掲げる者(自然人である居住者に限る。)をいう。

(17)教職員等 本学に雇用される教授、准教授、講師その他の従業員をいい、常勤か非常勤であるかを問わない。

(18)子会社 会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。

(19)指導等 子会社に対する指導及び研修並びに当該子会社の業務体制及び業務内容の確認をいう。

(適用範囲)

第3条 本規程は、本学／本機関が行うすべての技術の提供及び貨物の輸出に関する業務に適用する。

(基本方針)

第4条 本学／本機関の輸出管理の基本方針は、次のとおりとする。

(1)国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある技術の提供及び貨物の輸出は行わない。

(2)外為法等を遵守し、経済産業大臣の許可を受けなければならない場合は、責任を持って、当該許可を取得する。

(3)輸出管理を確実に実施するため、輸出管理の責任者を定め、輸出管理体制を適切に整備し、充実にを図る。

(最高責任者)

第5条 本学／本機関の輸出管理における最高責任者は、学長／理事長とする。

2 最高責任者は本規程の制定・改廃、外為法等又は本規程に違反する事実が発生した場合の再発防止策を構築することのほか、輸出管理における重要事項に関する最終的な決定を行う。

(輸出管理統括責任者)

第6条 最高責任者は輸出管理業務を統括する輸出管理統括責任者(以下「統括責任者」という。)を置き、副学長／副理事長1名をもって充てる。

2 統括責任者は、最高責任者の指示に基づき、本学／本機関における輸出管理に関する業務を統括し、本規程の改廃案の作成、運用手続(細則)の制定・改廃、特定類型該当者の把握、該非判定及び取引審査の最終的な承認、輸出管理に係る経済産業大臣への許可申請手続、文書管理、監査、指導、教育のほか、本規程に定められた業務を行う。

(輸出管理責任者)

第7条 統括責任者の下に、輸出管理に関する事務を行うため、輸出管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置き、統括責任者の指名する者をもってその任に充てる。

2 管理責任者は統括責任者を補佐し、事前確認シートの確認、相談窓口のほか、本規程に定められた業務を行う。

(輸出管理委員会)

第8条 本学／本機関の輸出管理に関する重要事項を審議するため、統括責任者の下に輸出管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、輸出管理に関する次の事項を審議する。

(1)本規程等の改廃案の作成に関する事項

(2)該非判定、例外適用及び取引審査の審議に関する事項

(3)教職員等に対する研修・啓発活動に関する事項

(4)監査に関する事項

(5)その他輸出管理に関する重要事項

3 委員会は、次の各号の委員をもって構成し、委員長は統括責任者とする。

- (1) 統括責任者
- (2) 学部長／研究科長
- (3) 管理責任者
- (4) その他委員長が必要と認めた者

(事前確認)

第9条 教職員等は、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする場合は、別途定める「事前確認シート」に基づき、相手先に関する懸念情報、非居住者又は特定類型該当者への該当性及び例外規定(公知の技術、基礎科学分野の研究活動における技術)の適用判定等について確認を行い、取引審査の要否について、管理責任者の承認を得なければならない。ただし、取引審査を行う必要があることが明らかな場合は、「事前確認シート」による事前確認を省略することができる。

- 2 前項の事前確認により、取引審査の手続が必要と判断された場合又は取引審査を行うことが明らかな場合には、教職員等は第10条(該非判定)、第11条(用途確認)及び第12条(需要者等確認)の起票・確認を行い、第13条の取引審査の手続を行わなければならない。
- 3 第1項の事前確認により取引審査の手続が不要と承認された場合には、教職員等は当該取引を行うことができる。

(該非判定)

第10条 教職員等は、取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するかについて該非判定を行い、「該非判定票」を起票するものとする。

2 該非判定は、以下のとおり行う。

- (1) 本学／本機関で研究・開発した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、必要な技術資料を整備し、最新の外為法等に基づいてリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するかを該非判定する。
- (2) 本学／本機関外から入手した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、入手先からの該非判定書等を入手し、前号同様、適切に該非判定を行う。ただし、入手先から該非判定書等を入手しなくても本学／本機関として前号の手続により該非判定できる場合には、入手先から該非判定書等の入手を省略しても良い。

(用途確認)

第11条 教職員等は、取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物の用途について、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがないかを、別途定める「用途チェックシート」及び「明らかなガイドラインシート」を用いて確認するものとする。なお、需要者以外から間接的に得ている情報については、当該情報の信頼性を高める手続を定め、当該手続に沿って確認を行う。

(需要者等確認)

第12条 教職員等は、取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物の需要者等について以下の項目に該当するかを、別途定める「需要者」チェックシート」等を用いて確認するものとする。なお、需要者以外から間接的に得ている情報については、当該情報の信頼性を高める手続を定め、当該手続に沿って確認を行う。

- (1) 提供ルート内関係者の存在・身元に不審な点がある。
- (2) 経済産業省作成の「外国ユーザーリスト」に掲載されている。
- (3) 大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等を行う又は行ったことが入手した資料等に記載されてい

る又はその情報がある。

(4) 軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関、又はこれらの所属者である。

(取引審査)

第13条 教職員等は、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとするとき、取引審査の手続が必要とされた場合は、リスト規制及びキャッチオール規制の観点から別途定める「審査票」を起票して管理責任者による一次審査及び統括責任者による二次審査による承認を受けなければならない。

2 「審査票」には、仕向地、技術・貨物の名称、需要者、用途等を記載し、審査に必要な書類を添付するものとする。

(許可申請)

第14条 前条第1項における承認により外為法等に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない場合、統括責任者は、経済産業大臣に対して許可申請を行うものとする。

2 許可申請の際に提出する書類は、事実に基づき正確に記載しなければならない。

3 技術の提供又は貨物の輸出を行おうとしている教職員等は、外為法等に基づく許可が必要な技術の提供又は貨物の輸出については、経済産業大臣の許可を得ている確認を行わない限り当該技術の提供又は貨物の輸出を行ってはならない。

(技術の提供管理)

第15条 教職員等は、技術を提供する場合、第9条の事前確認及び第13条の取引審査の手続が行われたこと、並びに外為法等に基づく許可を受けなければならない取引の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認しなければならない。ただし、第9条第1項の事前確認により取引審査の手続が不要と承認された場合には、第13条の取引審査の手続の確認は要さない。

2 教職員等は、前項の確認ができない場合は、当該技術の提供を行ってはならない。

(貨物の出荷管理)

第16条 教職員等は、貨物を輸出する場合、第9条の事前確認及び第13条の取引審査手続が行われたこと、並びに貨物が出荷書類の記載内容と同一のものであることを確認し、また、外為法等の許可が必要な貨物の輸出の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認しなければならない。ただし、第9条第1項の事前確認により取引審査の手続が不要と承認された場合には、第13条の取引審査の手続の確認は要さない。

2 教職員等は、前項の確認ができない場合は、当該貨物の輸出を行ってはならない。

3 教職員等は、通関時に事故が発生した場合は、直ちに当該輸出手続を取り止めて管理責任者へ報告する。管理責任者は、統括責任者と協議して適切な措置を講じる。

(文書管理又は記録媒体の保存)

第17条 教職員等は、統括責任者及び管理責任者の指示の下、輸出管理に係る文書、図面又は電磁的記録を、技術が提供された日又は貨物が輸出された日から起算して、少なくとも7年間は保管しなければならない。

(監査)

第18条 管理責任者は、統括責任者の指示の下、本学／本機関の輸出管理が本規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、監査を定期的に行うものとする。

(調査)

第19条 統括責任者は、輸出管理を適正かつ効果的に実施するため、毎年、リスト規制技術の保有状況について調査を行うものとする。

(指導)

第20条 統括責任者は教職員等に対し、最新の外為法等の周知その他関係法令の規定を遵守する

ために必要な指導を行うものとする。

(教育)

第21条 管理責任者は、統括責任者の指示の下、外為法等及び本規程の遵守の重要性を理解させ、確実な実施を図るため、教職員等に対し、計画的に教育を行うものとする。

(子会社への指導等)

第22条 統括責任者は、自らのリスト規制技術又はリスト規制貨物の取引の管理の業務に関わる子会社に対し、当該業務を適正に実施させるため必要な指導等を定期的に行うものとする。

(報告)

第23条 教職員等は、外為法等又は本規程に違反する又は違反のおそれがある事実を知った場合は、その旨を管理責任者に速やかに通報しなければならない。

2 管理責任者は、前項の通報があった場合、直ちに統括責任者に報告するとともに、当該報告の内容を調査し、その結果を統括責任者に報告しなければならない。

3 統括責任者は、前項の報告により、外為法等に違反している事実が明らかになったとき又は違反したおそれのあることが判明したときには、最高責任者に報告するとともに、関係部署に対応措置を指示するとともに、遅滞なく関係行政機関に報告する。また、最高責任者は、その再発防止のために必要な措置を講じる。

(懲戒)

第24条 教職員が故意又は重大な過失により外為法等及び本規程に違反した場合には、本学／本機関の定める就業規則に基づき懲戒処分の対象とする。

(事務の所管)

第25条 この規程に関する事務処理は、〇〇〇〇室が行う。

(雑則)

第26条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別途細則等を定める。

附 則

この規程は、〇〇年〇月〇日から施行する。

※上記は、一つの参考例を示したものであり、実際の活用に当たっては、各大学・研究機関に委ねられるものである。

〇〇大学／研究機関 安全保障輸出管理規程

(目的)

第1条 本規程は、〇〇大学／研究機関において、学術研究の健全な発展に配慮しつつ、安全保障輸出管理(以下「輸出管理」という。)を適切に実施するために必要な事項を定め、もって国際的な平和及び安全の維持に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)外為法等 外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号、以下「法」という。)及びこれに基づく輸出管理に関する政令、省令、通達等をいう。
- (2)技術の提供 外国における技術の提供若しくは外国に向けて行う技術の提供又は非居住者若しくは特定類型該当者への技術の提供又は非居住者若しくは特定類型該当者へ再提供することが明らかな居住者への技術の提供をいう。
- (3)貨物の輸出 外国に向けて貨物を送付すること(自ら手荷物として海外に持ち出す場合を含む。)又は外国へ送付されることが明らかな貨物を国内で送付すること。
- (4)取引 技術の提供又は貨物の輸出をいう。
- (5)リスト規制技術 外国為替令(昭和55年政令第260号)(以下「外為令」という。)別表の1の項から15の項までに定める技術をいう。
- (6)リスト規制貨物 輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)(以下「輸出令」という。)別表第1の1の項から15の項までに定める貨物をいう。
- (7)キャッチオール規制 外為令別表の16の項に定める技術及び輸出令別表第1の16の項に定める貨物が、大量破壊兵器若しくは通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣に許可申請を行うことをいう。
- (8)該非判定 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かを判定することをいう。
- (9)取引審査 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物の該非判定の内容のほか、用途及び需要者等(技術を提供しようとする相手方若しくは利用する者又は貨物の輸入者若しくは需要者又はこれらの代理人をいう。「相手先」ともいう。)を確認し、本学／本機関として当該取引を行うかを判断することをいう。
- (10)大量破壊兵器等 核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤、若しくはこれらの散布のための装置、又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機をいう。
- (11)通常兵器 大量破壊兵器等以外の輸出令別表第1の1の項に該当する貨物をいう。
- (12)大量破壊兵器等の開発等 大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵をいう。
- (13)通常兵器の開発等 通常兵器の開発、製造又は使用をいう。
- (14)居住者 外国為替法令の解釈及び運用について(蔵国第4672号昭和55年11月29日)6-1-5, 6(居住性の判定基準)に従い、居住者として取り扱うこととされる自然人及び法人をいう。
- (15)非居住者 居住者以外の自然人及び法人をいう。
- (16)特定類型該当者 外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について(4貿局第492号)1(3)サ①か

ら③までに掲げる者(自然人である居住者に限る。)をいう。

(17)教職員等 本学／本機関に雇用される教授、准教授、講師その他の従業員をいい、常勤か非常勤であるかを問わない。

(18)子会社 会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。

(19)指導等 子会社に対する指導及び研修並びに当該子会社の業務体制及び業務内容の確認をいう。

(適用範囲)

第3条 本規程は、本学／本機関が行うすべての技術の提供及び貨物の輸出に関する業務に適用する。

(基本方針)

第4条 本学／本機関の輸出管理の基本方針は、次のとおりとする。

(1)国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある技術提供及び貨物の輸出は行わない。

(2)外為法等を遵守し、経済産業大臣の許可を受けなければならない場合は、責任を持って、当該許可を取得する。

(3)輸出管理を確実に実施するため、輸出管理の責任者を定め、輸出管理体制を適切に整備し、充実に努める。

(最高責任者)

第5条 本学／本機関の輸出管理における最高責任者は、学長／理事長とする。

2 最高責任者は本規程の制定・改廃、外為法等又は本規程に違反する事実が発生した場合の再発防止策を構築することのほか、輸出管理における重要事項に関する最終的な決定を行う。

(輸出管理統括責任者)

第6条 最高責任者は輸出管理業務を統括する輸出管理統括責任者(以下「統括責任者」という。)を置き、副学長／副理事長1名をもって充てる。

2 統括責任者は、最高責任者の指示に基づき、本学／本機関における輸出管理に関する業務を統括し、本規程の改廃案の作成、運用手続(細則)の制定・改廃、特定類型該当者の把握、該非判定及び取引審査の最終的な承認、輸出管理に係る経済産業大臣への許可申請手続、文書管理、監査、指導、教育のほか、本規程に定められた業務を行う。

(輸出管理責任者)

第7条 統括責任者の下に、輸出管理に関する事務を行うため、輸出管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置き、統括責任者の指名する者をもってその任に充てる。

2 管理責任者は統括責任者を補佐し、事前確認シートの確認、相談窓口のほか、本規程に定められた業務を行う。

(部局輸出管理責任者)

第8条 部局における輸出管理に関する事務を行うため、部局輸出管理責任者(以下「部局管理責任者」という。)を置き、当該部局の長をもってその任に当てる。

2 部局管理責任者は、当該部局における事前確認シートの承認、該非判定及び取引審査の承認のほか、本規程に定められた業務を行う。

(輸出管理委員会)

第9条 本学／本機関の輸出管理に関する重要事項を審議するため、統括責任者の下に輸出管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、輸出管理に関する次の事項を審議する。

(1)本規程等の改廃案の作成に関する事項

- (2) 該非判定、例外適用及び取引審査の審議に関する事項
- (3) 教職員等に対する研修・啓発活動に関する事項
- (4) 監査に関する事項
- (5) その他輸出管理に関する重要事項

3 委員会は、次の各号の委員をもって構成し、委員長は統括責任者とする。

- (1) 統括責任者
- (2) 部局管理責任者
- (3) 管理責任者
- (4) その他委員長が必要と認めた者

(事前確認)

第10条 教職員等は、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする場合は、別途定める「事前確認シート」に基づき、相手先に関する懸念情報、非居住者又は特定類型該当者への該当性及び例外規定(公知の技術、基礎科学分野の研究活動における技術)の適用判定等について確認を行い、取引審査の手の要否について、部局管理責任者の承認を得なければならない。ただし、取引審査を行う必要があることが明らかな場合は、「事前確認シート」による事前確認を省略することができる。

- 2 部局管理責任者の承認を受けた「事前確認シート」は、管理責任者に送付し、確認を受けるものとする。
- 3 第1項の事前確認により、取引審査の手続が必要と判断された場合又は取引審査を行うことが明らかな場合には、教職員等は第11条(該非判定)、第12条(用途確認)及び第13条(需要者等確認)の起票・確認を行い、第14条の取引審査の手続を行わなければならない。
- 4 第1項の事前確認により取引審査の手続が不要と承認された場合には、教職員等は当該取引を行うことができる。

(該非判定)

第11条 教職員等は、取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するかについて該非判定を行い、「該非判定票」を起票するものとする。

2 該非判定は、以下のとおり行う。

- (1) 本学／本機関で研究・開発した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、必要な技術資料を整備し、最新の外為法等に基づいてリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するかを該非判定する。
- (2) 本学／本機関外から入手した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、入手先からの該非判定書等を入手し、前号同様、適切に該非判定を行う。ただし、入手先から該非判定書等を入手しなくても本学／本機関として前号の手続により該非判定できる場合には、入手先から該非判定書等の入手を省略しても良い。

(用途確認)

第12条 教職員等は、取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物の用途について、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがないかを、別途定める「用途チェックシート」及び「明らかなガイドラインシート」を用いて確認するものとする。なお、需要者以外から間接的に得ている情報については、当該情報の信頼性を高める手続を定め、当該手続に沿って確認を行う。

(需要者等確認)

第13条 教職員等は、取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物の需要者等について以下の項目に該当するかを、別途定める「需要者」チェックシート等を用いて確認するものとする。なお、需要者以外から間接的に得ている情報については、当該情報の信頼性を高める手続を定め、当該手続に沿って確認を行う。

- (1) 提供ルート内関係者の存在・身元に不審な点がある。
- (2) 経済産業省作成の「外国ユーザーリスト」に掲載されている。
- (3) 大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等を行う又は行ったことが入手した資料等に記載されている又はその情報がある。
- (4) 軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関、又はこれらの所属者である。

(取引審査)

第14条 教職員等は、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとするとき、取引審査の手続が必要とされた場合は、リスト規制及びキャッチオール規制の観点から別途定める「審査票」を起票して部局管理責任者による一次審査及び統括責任者による二次審査による承認を受けなければならない。

2 「審査票」には、仕向地、技術・貨物の名称、需要者、用途等を記載し、審査に必要な書類を添付するものとする。

(許可申請)

第15条 前条第1項における承認により外為法等に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない場合、統括責任者は、経済産業大臣に対して許可申請を行うものとする。

- 2 許可申請の際に提出する書類は、事実に基づき正確に記載しなければならない。
- 3 技術の提供又は貨物の輸出を行おうとしている教職員等は、外為法等に基づく許可が必要な技術の提供又は貨物の輸出については、経済産業大臣の許可を得ている確認を行わない限り当該技術の提供又は貨物の輸出を行ってはならない。

(技術の提供管理)

第16条 教職員等は、技術を提供する場合、第10条の事前確認及び第14条の取引審査の手続が行われたこと、並びに外為法等に基づく許可を受けなければならない取引の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認しなければならない。ただし、第10条第1項の事前確認により取引審査の手続が不要と承認された場合には、第14条の取引審査の手続の確認は要さない。

2 教職員等は、前項の確認ができない場合は、当該技術の提供を行ってはならない。

(貨物の出荷管理)

第17条 教職員等は、貨物を輸出する場合、第10条の事前確認及び第14条の取引審査手続が行われたこと、並びに貨物が出荷書類の記載内容と同一のものであることを確認し、また、外為法等の許可が必要な貨物の輸出の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認しなければならない。ただし、第10条第1項の事前確認により取引審査の手続が不要と承認された場合には、第14条の取引審査の手続の確認は要さない。

- 2 教職員等は、前項の確認ができない場合は、当該貨物の輸出を行ってはならない。
- 3 教職員等は、通関時に事故が発生した場合は、直ちに当該輸出手続を取り止めて部局管理責任者へ報告する。部局管理責任者は、統括責任者と協議して適切な措置を講じる。

(文書管理又は記録媒体の保存)

第18条 教職員等は、統括責任者及び管理責任者の指示の下、輸出管理に係る文書、図面又は電磁的記録を、技術が提供された日又は貨物が輸出された日から起算して、少なくとも7年間は保管

しなければならない。

(監査)

第19条 管理責任者及び部局管理責任者は、統括責任者の指示の下、本学／本機関の輸出管理が本規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、監査を定期的に行うものとする。

(調査)

第20条 統括責任者は、輸出管理を適正かつ効果的に実施するため、毎年、リスト規制技術の保有状況について調査を行うものとする。

(指導)

第21条 統括責任者は教職員等に対し、最新の外為法等の周知その他関係法令の規定を遵守するために必要な指導を行うものとする。

(教育)

第22条 管理責任者及び部局管理責任者は、統括責任者の指示の下、外為法等及び本規程の遵守の重要性を理解させ、確実な実施を図るため、教職員等に対し、計画的に教育を行うものとする。

(子会社への指導等)

第23条 統括責任者は、自らのリスト規制技術又はリスト規制貨物の取引の管理の業務に関わる子会社に対し、当該業務を適正に実施させるため必要な指導等を定期的に行うものとする。

(報告)

第24条 教職員等は、外為法等又は本規程に違反する又は違反のおそれがある事実を知った場合は、その旨を部局管理責任者を通じて管理責任者に速やかに通報しなければならない。

2 管理責任者は、前項の通報があった場合、直ちに統括責任者に報告するとともに、当該報告の内容を調査し、その結果を統括責任者に報告しなければならない。

3 統括責任者は、前項の報告により、外為法等に違反している事実が明らかになったとき又は違反したおそれのあることが判明したときには、最高責任者に報告するとともに、関係部署に対応措置を指示するとともに、遅滞なく関係行政機関に報告する。また、最高責任者は、その再発防止のために必要な措置を講じる。

(懲戒)

第25条 教職員が故意又は重大な過失により外為法等及び本規程に違反した場合には、本学／本機関の定める就業規則に基づき懲戒処分の対象とする。

(事務の所管)

第26条 この規程に関する事務処理は、〇〇〇〇室が行う。

(雑則)

第27条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別途細則等を定める。

附 則

この規程は、〇〇年〇月〇日から施行する。

※上記は、一つの参考例を示したものであり、実際の活用にあたっては、各大学・研究機関に委ねられるものである。

4. 相手先に関する懸念情報

相手先が、外国ユーザーリスト（※）に掲載されている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
仕向地が、懸念国（イラン、イラク、北朝鮮）又は国連武器禁輸国・地域（アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン）である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
相手先が、HP等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等（核兵器・化学兵器・生物兵器・ロケット・無人航空機）若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等（開発、製造、使用又は貯蔵をいう。以下同じ。）に関与している、又は過去関与していた疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等に用いられる疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、核融合に関する研究、核燃料物質や原子炉等の開発等に用いられる疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、外国の軍若しくは警察又はこれらの者から委託を受けた者により、化学物質・微生物・毒素の開発等又は宇宙に関する研究に用いられる疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
その他、相手先や用途について、安全保障輸出管理上の懸念情報を有している。（「はい」の場合下欄記載）	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

※外国ユーザーリストは、経済産業省HPの「外国ユーザーリスト」(<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law05.html#user-list>)を参照して下さい。

上記のその他の懸念情報を「はい」とした場合、本欄にその理由を記入してください。

※いずれかが「はい」の場合、原則として慎重な審査が必要となりますので、懸念情報の内容について〇〇担当【各大学の輸出管理体制に沿って設定】に相談してください。

5. <技術の提供の場合>外為法の例外規定（公知・基礎科学）の適用判定

公知の技術の提供である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
基礎科学分野の研究活動における技術の提供である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

※「公知の技術の提供」とは、◆新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術の提供、◆学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術の提供、◆工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術の提供、◆ソースコードが公開されているプログラムの提供を指します。提供する技術の一部でも「公知の技術」以外のものが含まれる場合には、「はい」にチェックすることはできません。

※「基礎科学分野の研究活動」とは、◆自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、◆理論的又は実験的方法により行うものであり、◆特定の製品の設計又は製造を目的としないものを指します。例えば宇宙の生成過程の研究のような自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であっても、提供する技術に特定の製品（例えば実験装置や観測装置）の設計又は製造を目的とする研究活動における技術等が含まれる場合には、「はい」にチェックすることはできません。

上記のいずれか又は両方に「はい」をチェックする場合、本欄にその根拠等を記入してください。

※疑義等がある場合は、〇〇担当【各大学の輸出管理体制に沿って設定】に相談してください。

6. 自己判定

<技術の提供場合>「5. 外為法の例外規定（公知・基礎科学）の適用判定」の両方又はいずれかが「はい」である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
--	--

◆「はい」の場合、原則として、これ以下の欄の記入は不要です。ただし、「公知・基礎科学」の判定が容易では無い場合もありますので、記入済みの本シートを〇〇担当【各大学の輸出管理体制に沿って設定】に提出し、チェックを受けてください。〇〇担当からの問合せや、更に詳しい情報提供の依頼を受けて、本欄が「いいえ」に変更される場合もあります。

◆また、本欄を「はい」（「公知・基礎科学」に該当する）とした場合であっても、特に4. のチェック欄に「はい」がある（懸念情報がある）場合には、〇〇担当における、問合せ等を含む慎重な審査の結果、「審査票」の起票が必要になる場合もありますので、注意して下さい。

3. に記載した技術／貨物は明らかにリスト規制対象品目でない。(※)	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
「4. 相手先に関する懸念情報」のいずれも「はい」がない	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

※リスト規制対象品目は、経済産業省HPの「貨物・技術のマトリクス表」(https://www.meti.go.jp/policy/ampo/matrix_intro.html)を参照して下さい。

◆両方とも「はい」の場合、記入済みの本シートを〇〇担当【各大学の輸出管理体制に沿って設定】に提出してください。

(〇〇担当でチェックの上、提出者に問合せや、更に詳しい情報提供の依頼等を行う場合があります。問合せ等の結果、「審査票」の起票が必要になる場合もあります。)

◆いずれか又は両方が「いいえ」の場合、「審査票」の起票が必要になります。〇〇担当で書式や記入例を用意しており、また、作成を支援しますので、ご相談ください。

上記の事前確認内容を確認し、以下のとおり判定します。		(担当者確認欄)	
<input type="checkbox"/> 取引可	<input type="checkbox"/> 「審査票」の起票を要する	管理責任者	担当部門

※上記は、一つの参考例を示したものであり、実際の活用にあたっては、各大学・研究機関に委ねられるものである。

外国人（留学生・研究者・教員・訪問者等）受入れの事前確認シート

申請年月日： 年 月 日

申請者： 氏名 所属・職名

連絡先： Tel E-mail

※外国人の留学生、研究者・教員、訪問者等の受入れを検討する際には、必ず事前に本シートの作成・提出が必要になります。

※本シートは、外国人受入れの〇日前までに【各大学の手続に沿って設定】、〇〇担当【各大学の輸出管理体制に沿って設定】に提出してください。

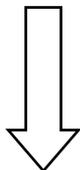
1. 受入予定者

受入カテゴリ (該当欄にチェック)	<input type="checkbox"/> 留学生〔 <input type="checkbox"/> 大学院生 <input type="checkbox"/> 学部学生 <input type="checkbox"/> 研究生 <input type="checkbox"/> 聴講生 <input type="checkbox"/> 科目等履修生 <input type="checkbox"/> その他（ ）〕 <input type="checkbox"/> 研究者・教員〔 <input type="checkbox"/> 雇用関係あり（職名： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）〕 <input type="checkbox"/> 訪問者 <input type="checkbox"/> その他（ ）
氏名	
出身国（国籍）	
出身組織	
特定類型該当性	<input type="checkbox"/> 類型① <input type="checkbox"/> 類型② <input type="checkbox"/> 類型③ 類型該当性の根拠〔 〕
受入予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日

※同一組織の同一部署から同時に複数名を受け入れる場合は、「氏名」の欄に複数名を列記してください。

※「出身組織」の欄は、受入予定者がこれまで所属したことのある組織を全て記入してください。

※「特定類型該当性」の欄は、居住者となった場合の該当性についても記入してください。「該当性の根拠」には、関係する外国政府等又は外国法人等（その属する国・地域名含む。）も記入してください。



◆受入予定者を、学部や講義のみの課程、人文・社会科学系の課程で受け入れる場合には、これ以下の欄の記入は不要です。記入済みの本シートを〇〇担当【各大学の輸出管理体制に沿って設定】に提出してください。

※ただし、研究室において学部生等に公知ではない研究を手伝わせる場合や、考古学等で地中探査を行うための合成開口レーダーを外国に持ち出す場合等、許可が必要となるケースがあり得ることに引き続き注意してください。

2. 受入予定研究室・提供予定技術等

研究科・学科・研究室	
指導教員・技術提供者	
研究分野名	
受入予定者の研究計画	
提供予定技術の概要	

※指導教員又は技術提供者が複数予定されている場合は、「指導教員・技術提供者」の欄に複数の氏名・役職を列記してください。

※「研究分野名」の欄は、受入予定研究室、指導教員又は技術提供者が対象とする研究分野について、「【別表】〇〇大学／研究機関 慎重な審査が必要となる研究分野一覧」との比較が可能となるよう、当該一覧で使用した分類方法を用いて、その研究分野名を記載してください。

※「受入予定者の研究計画」「提供予定技術の概要」は、なるべく詳しく、具体的に記入してください。記入欄に収まらない場合、別紙を添付しても構いません。

3. 受入予定者の懸念情報

受入予定者の出身組織が、外国ユーザーリスト（※）に掲載されている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
受入予定者の出身国が、懸念国（イラン、イラク、北朝鮮）又は国連武器禁輸国・地域（アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン）である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
受入予定者の出身組織（留学生である場合の出身大学・学科・研究室等を含む。）が、HP等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等（核兵器・化学兵器・生物兵器・ロケット・無人航空機）若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等に関与している疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
受入予定者が、受入予定期間中に、外国機関・組織（民間企業・組織を含む）による財政的支援を受けている、又は受ける予定がある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
受入予定者が将来、軍事関連部門や軍需企業に就職する予定がある、又は就職する希望を持っていることを、今までの連絡から知っている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
受入予定者の過去の研究内容等が、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等である疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
その他、相手先や用途について、安全保障輸出管理上の懸念情報を有している。（「はい」の場合下欄記載）	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

※外国ユーザーリストは、経済産業省HPの「外国ユーザーリスト」 (<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law05.html#user-list>) を参照して下さい。

上記のその他の懸念情報を「はい」とした場合、本欄にその理由を記入してください。

※いずれかが「はい」の場合、原則として慎重な審査が必要となりますので、懸念情報の内容について〇〇担当【各大学の輸出管理体制に沿って設定】に相談してください。

4. 外為法の例外規定（公知・基礎科学）の適用判定

公知の技術の提供である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
基礎科学分野の研究活動における技術の提供である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

※「公知の技術の提供」とは、◆新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術の提供、◆学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術の提供、◆工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術の提供、◆ソースコードが公開されているプログラムの提供を指します。受入予定者の受入期間中の全てにわたって、教育又は提供する技術に「公知の技術」以外のものが含まれ得る場合（意図的に教育又は提供する場合のほか、研究室の情報アクセス管理等の事情から、受入者が研究室にある公知の技術以外のもの（例えば、未発表の研究データや草稿など）を入手又は閲覧する可能性がある場合も含みます。）には、「はい」にチェックすることはできません。

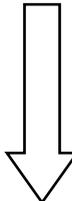
※「基礎科学分野の研究活動」とは、◆自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、◆理論的又は実験的方法により行うものであり、◆特定の製品の設計又は製造を目的としないものを指します。例えば宇宙の生成過程の研究のような自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であっても、受入予定者の受入期間中の全てにわたって、教育又は提供する技術に特定の製品（例えば実験装置や観測装置）の設計又は製造を目的とする研究活動における技術等が含まれ得る場合には、「はい」にチェックすることはできません。

上記のいずれか又は両方に「はい」をチェックする場合、本欄にその根拠等を記入してください。
--

※疑義等がある場合は、〇〇担当【各大学の輸出管理体制に沿って設定】に相談してください。

5. 自己判定

「4. 外為法の例外規定（公知・基礎科学）の適用判定」の両方又はいずれかが「はい」である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
---	--



- ◆「はい」の場合、原則として、これ以下の欄の記入は不要です。ただし、「公知・基礎科学」の判定が容易では無い場合もありますので、記入済みの本シートを〇〇担当【各大学の輸出管理体制に沿って設定】に提出し、チェックを受けてください。〇〇担当からの問合せや、更に詳しい情報提供の依頼を受けて、本欄が「いいえ」に変更される場合もあります。
- ◆また、本欄を「はい」（「公知・基礎科学」に該当する）とした場合であっても、特に3. のチェック欄に「はい」がある（懸念情報がある）場合には、〇〇担当における、問合せ等を含む慎重な審査の結果、「審査票」の起票が必要になる場合もありますので、注意して下さい。

2. の「研究分野名」に記入した研究分野名の中に、「【別表】〇〇大学／研究機関 慎重な審査が必要となる研究分野一覧」（各大学・研究機関において精査したもの）に該当するものがない。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
「3. 受入予定者の懸念情報」のいずれもが「はい」でない	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

◆両方とも「はい」の場合、記入済みの本シートを〇〇担当【各大学の輸出管理体制に沿って設定】に提出してください。
 （〇〇担当でチェックの上、提出者に問合せや、更に詳しい情報提供の依頼等を行う場合があります。問合せ等の結果、「審査票」の起票が必要になる場合もあります。）

◆いずれか又は両方が「いいえ」の場合、「審査票」の起票が必要になります。〇〇担当で書式や記入例を用意しており、また、作成を支援しますので、ご相談ください。

上記の事前確認内容を確認し、以下のとおり判定します。		(担当者確認欄)	
<input type="checkbox"/> 受入可	<input type="checkbox"/> 「審査票」の起票を要する	管理責任者	担当部門

※上記は、一つの参考例を示したものであり、実際の活用にあたっては、各大学・研究機関に委ねられるものである。

【別表】〇〇大学／研究機関 慎重な審査が必要となる研究分野一覧

大区分	中区分	小区分	大区分	中区分	小区分
B	物性物理学	磁性、超伝導および強相関系関連	E	物理化学、機能物性化学	基礎物理化学関連
	プラズマ学	核融合学関連			機能物性化学関連
	素粒子、原子核、宇宙物理学	素粒子、原子核、宇宙線および宇宙物理に関連する理論		有機化学	構造有機化学および物理有機化学関連
素粒子、原子核、宇宙線および宇宙物理に関連する実験		有機合成化学関連			
C	材料力学、生産工学、設計工学	材料力学および機械材料関連		無機・錯体化学、分析化学	無機・錯体化学関連
		流体工学、熱工学			流体工学関連
	機械力学、ロボティクス	機械力学およびメカトロニクス関連	高分子、有機材料		グリーンサステナブルケミストリーおよび環境化学関連
		ロボティクスおよび知能機械システム関連		高分子化学関連	
	電気電子工学	電力工学関連		無機材料化学、エネルギー関連化学	高分子材料関連
		通信工学関連	有機機能材料関連		
		計測工学関連	エネルギー関連化学		
		制御およびシステム工学関連	生体分子化学	生体関連化学	
		電気電子材料工学関連		G	分子レベルから細胞レベルの生物学
	電子デバイスおよび電子機器関連	構造生物化学関連			
	航空宇宙工学、船舶海洋工学	航空宇宙工学関連	機能生物化学関連		
船舶海洋工学関連		生物物理学関連			
D	材料工学	金属材料物性関連	細胞レベルから個体レベルの生物学	細胞生物学関連	
		無機材料および物性関連		発生生物学関連	
		構造材料および機能材料関連	H	病理病態学、感染免疫学	ウイルス学関連
		材料加工および組織制御関連			免疫学関連
	ナノマイクロ科学	ナノ構造化学関連	J	情報科学、情報工学	計算機システム関連
		ナノ構造物理関連			ソフトウェア関連
		ナノ材料科学関連			情報ネットワーク関連
		ナノバイオサイエンス関連			情報セキュリティ関連
応用物理物性	応用物理一般関連	K	環境解析評価	高性能計算関連	
	原子力工学、地球資源工学、エネルギー学			放射線影響関連	
	原子力工学関連			化学物質影響関連	

※上記表における研究分野の分類は、リスト規制対象品目と関連が相対的に高いと思われる研究分野を、「科学研究費助成事業 審査区分表」を参照し便宜的に作成したものであり、大学・研究機関において、それぞれ最も利用しやすい分類で作成いただくことが可能です。

※上記表は、リスト規制対象品目と関連が相対的に高いと思われる研究分野の一例を示したものですが、この表に記載されていない研究分野における研究であっても、リスト規制対象品目に該当する場合があります。また、記載されている研究分野における研究であっても、リスト規制対象品目に該当しない場合もあります。この表を参考としつつ、各大学・研究機関が取り扱う研究内容に応じて精査した一覧を用いることで、該当しない研究分野については審査方法を変えるといた濃淡管理に活用できます。

※本表は、今後も随時の見直しを行なっていく予定です。

3. 受入予定者の懸念情報

受入予定者の出身組織が、外国ユーザーリスト（※）に掲載されている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
受入予定者の出身組織の所在国が、懸念国（イラン、イラク、北朝鮮）又は国連武器禁輸国・地域（アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン）である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
受入予定者の出身組織（出身大学・学科・研究室等を含む。）が、HP等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等（核兵器・化学兵器・生物兵器・ロケット・無人航空機）若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等に関与している疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
受入予定者が海外の政府機関・組織（民間企業・組織を含む）による財政的支援を受けている、又は受ける予定がある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
受入予定者が将来、海外の軍事関連部門や軍需企業に就職する予定がある、又は就職する希望を持っていることを、今までの連絡から知っている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
受入予定者の過去の研究内容等が、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等である疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
その他、相手先や用途について、安全保障輸出管理上の懸念情報を有している。（「はい」の場合下欄記載）	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

※外国ユーザーリストは、経済産業省HPの「外国ユーザーリスト」 (<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law05.html#user-list>) を参照して下さい。

上記のその他の懸念情報を「はい」とした場合、本欄にその理由を記入してください。

※いずれかが「はい」の場合、原則として慎重な審査が必要となりますので、懸念情報について〇〇担当【各大学の輸出管理体制に沿って設定】に相談してください。

4. 外為法の例外規定（公知・基礎科学）の適用判定

公知の技術の提供である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
基礎科学分野の研究活動における技術の提供である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

※「公知の技術の提供」とは、◆新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術の提供、◆学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術の提供、◆工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術の提供、◆ソースコードが公開されているプログラムの提供を指します。受入予定者の受入期間中の全てにわたって、教育又は提供する技術に「公知の技術」以外のものが含まれ得る場合（意図的に教育又は提供する場合のほか、研究室の情報アクセス管理等の事情から、受入者が研究室にある公知の技術以外のもの（例えば、未発表の研究データや草稿など）を入手又は閲覧する可能性がある場合も含みます。）には、「はい」にチェックすることはできません。

※「基礎科学分野の研究活動」とは、◆自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、◆理論的又は実験的方法により行うものであり、◆特定の製品の設計又は製造を目的としないものを指します。例えば宇宙の生成過程の研究のような自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であっても、受入予定者の受入期間中の全てにわたって、教育又は提供する技術に特定の製品（例えば実験装置や観測装置）の設計又は製造を目的とする研究活動における技術等が含まれ得る場合には、「はい」にチェックすることはできません。

上記のいずれか又は両方に「はい」をチェックする場合、本欄にその根拠等を記入してください。

※疑義等がある場合は、〇〇担当【各大学の輸出管理体制に沿って設定】に相談してください。

5. 自己判定

「4. 外為法の例外規定（公知・基礎科学）の適用判定」の両方又はいずれかが「はい」である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
---	--



- ◆「はい」の場合、原則として、これ以下の欄の記入は不要です。ただし、「公知・基礎科学」の判定が容易では無い場合もありますので、記入済みの本シートを〇〇担当【各大学の輸出管理体制に沿って設定】に提出し、チェックを受けてください。〇〇担当からの問合せや、更に詳しい情報提供の依頼を受けて、本欄が「いいえ」に変更される場合もあります。
- ◆また、本欄を「はい」（「公知・基礎科学」に該当する）とした場合であっても、特に3. のチェック欄に「はい」がある（懸念情報がある）場合には、〇〇担当における、問合せ等を含む慎重な審査の結果、「審査票」の起票が必要になる場合もありますので、注意して下さい。

2. の「研究分野名」に記入した研究分野名の中に、「【別表】〇〇大学／研究機関 慎重な審査が必要となる研究分野一覧」（各大学・研究機関において精査したもの）に該当するものがない。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
「3. 受入予定者の懸念情報」のいずれもが「はい」でない	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

- ◆両方とも「はい」の場合、記入済みの本シートを〇〇担当【各大学の輸出管理体制に沿って設定】に提出してください。（〇〇担当でチェックの上、提出者に問合せや、更に詳しい情報提供の依頼等を行う場合があります。問合せ等の結果、「審査票」の起票が必要になる場合もあります。）

- ◆いずれか又は両方が「いいえ」の場合、「審査票」の起票が必要になります。〇〇担当で書式や記入例を用意しており、また、作成を支援しますので、ご相談ください。

上記の事前確認内容を確認し、以下のとおり判定します。		(担当者確認欄)					
<input type="checkbox"/> 受入可	<input type="checkbox"/> 「審査票」の起票を要する	<table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">管理責任者</th> <th style="width: 50%;">担当部門</th> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> </tr> </table>	管理責任者	担当部門			
管理責任者	担当部門						

※上記は、一つの参考例を示したものであり、実際の活用にあたっては、各大学・研究機関に委ねられるものである。

別表【省略】（113 頁と同じ。）

審査票（技術の提供・貨物の輸出用）

作成年月日： 年 月 日

統括責任者	管理責任者	担当部門	作成者
-------	-------	------	-----

1. 技術の提供・貨物の輸出の概要

件名（内容）			
技術・貨物の名称		（金額）： _____	
該非判定 （1～15項）	<技術> 外為令別表：	項 号	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 不明・疑義
	（貨物等省令： 条 項 号）		<input type="checkbox"/> 公知 <input type="checkbox"/> 基礎科学 <input type="checkbox"/> 規制対象外
	<貨物> 輸出令別表第1：	項 号	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 不明・疑義
	（貨物等省令： 条 項 号）		<input type="checkbox"/> 少額特例 <input type="checkbox"/> 規制対象外
上記判断の根拠 ※特に「該当」以外の欄にチェックする場合には、提供予定技術・貨物の具体的内容に照らして、なるべく詳しく、具体的に記入すること。			
仕向地（国名）		<input type="checkbox"/> 輸出令別表第3の地域 <input type="checkbox"/> 国連武器禁輸国・地域 <input type="checkbox"/> 懸念国 <input type="checkbox"/> その他	
契約先	名称（英字）	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 軍関連	
	所在地	※HPアドレスを記載（ _____ ）及び/又は資料を添付すること。	
	該当性	<input type="checkbox"/> 非居住者 <input type="checkbox"/> 特定類型該当者（ <input type="checkbox"/> 類型① <input type="checkbox"/> 類型② <input type="checkbox"/> 類型③） 該当性の根拠〔 _____ 〕	
需要者 又は 利用者	名称（英字）	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 軍関連	
	所在地	※HPアドレスを記載（ _____ ）及び/又は資料を添付すること。	
	該当性	<input type="checkbox"/> 非居住者 <input type="checkbox"/> 特定類型該当者（ <input type="checkbox"/> 類型① <input type="checkbox"/> 類型② <input type="checkbox"/> 類型③） 該当性の根拠〔 _____ 〕	
用途	内容（ _____ ）		
	<input type="checkbox"/> 大量破壊兵器等関連 <input type="checkbox"/> 通常兵器関連 <input type="checkbox"/> 軍関連 <input type="checkbox"/> 不明・疑義 <input type="checkbox"/> その他		
資料： <input type="checkbox"/> 有（ _____ ） <input type="checkbox"/> 無			
客観要件	I. 大量破壊兵器キャッチオール規制		
	輸出令別表第3の地域を除く地域向けの場合、大量破壊兵器キャッチオール規制に係る、		
	①「用途」チェックシートに「はい」が一つでもあるか	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
②「需要者」チェックシートに「はい」が一つでもあるか	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
③明らかガイドラインに関するチェックシートに「いいえ」が一つでもあるか	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
	II. 通常兵器キャッチオール規制		
	国連武器禁輸国・地域向けの場合、通常兵器キャッチオール規制に係る、		
	①「用途」チェックシートに「はい」が一つでもあるか	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
②（①が「はい」の場合、）「用途」チェックシート下欄の用途要件の除外に「はい」が一つでもあるか	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
III. 客観要件の確認に、不明点又は疑義があるか			<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
インフォーム要件	経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたか		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
取引経路	→	→	
契約予定	年 月 日	取引予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日

2. 総合取引判定結果（判定年月日： 年 月 日）

取引審査判定	<input type="checkbox"/> 承認	<input type="checkbox"/> 規制対象外	<input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 特例（少額、その他）
	<input type="checkbox"/> 条件付承認	<input type="checkbox"/> 包括許可	<input type="checkbox"/> 個別許可	<input type="checkbox"/> 許可例外
取引承認条件		<input type="checkbox"/> 経済産業省へ届出/相談 <input type="checkbox"/> 不承認		
上記判定理由				

※上記は、一つの参考例を示したものであり、実際の活用にあたっては、各大学・研究機関に委ねられるものである。

「用途」チェックシート

以下の用途に用いられる又は用いられるおそれがあるかをホームページ等WEB、カタログなどで確認すること。（どちらかに○をつけること。）

核兵器の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ	
軍用の化学製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ	
軍用の細菌製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ	
軍用の化学製剤若しくは細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ	
300km以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ	
300km以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ	
別 表 行 為	①核燃料物質若しくは核原料物質の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
	②核融合に関する研究	はい・いいえ
	③原子炉又はその部分品又は附属装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
	④重水の製造	はい・いいえ
	⑤核燃料物質の加工	はい・いいえ
	⑥核燃料物質の再処理	はい・いいえ
	⑦以下の行為であって、軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの又はこれらの者から委託を受けて行うことが明らかなもの a 化学物質の開発又は製造 b 微生物若しくは毒素の開発、製造、使用又は貯蔵 c ロケット若しくは無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵 d 宇宙に関する研究	はい・いいえ
輸出令別表第3の2地域向けの場合で通常兵器（輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。））の開発、製造又は使用	はい・いいえ	

最終項目が「はい」の回答結果となった場合は以下の各項目についても確認すること。

用 途 要 件 の 除 外	①当該輸出貨物又は技術を用いて開発等される別表（※）に掲げる貨物が産業、娯楽、スポーツ、狩猟又は救命の用に供される旨が文書等に記載され又は記録されている場合であり、かつ、輸出者等が同表に掲げる貨物又は技術がこれらの用に供される旨輸入者等から連絡を受けている。	はい・いいえ
	②自衛隊法に基づく在外邦人等の保護措置の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	③自衛隊法に基づく在外邦人等の輸送の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	④自衛隊法に基づく国賓等の輸送の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑤自衛隊法に基づく自衛隊がアメリカ合衆国軍隊、オーストラリア軍隊、英国軍隊、フランス軍隊、カナダ軍隊又はインド軍隊に対して貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑥国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づく国際緊急援助活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑦国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律に基づく国際平和協力業務の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑧重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律に基づく後方支援活動及び捜索救助活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑨重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律に基づく船舶検査活動並びにその実施に伴う後方支援活動及び協力支援活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑩武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律に基づく自衛隊による行動関連措置として貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑪武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律に基づく停船検査又は回航措置の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑫海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づく海賊対処行動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑬国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律に基づく協力支援活動及び捜索救助活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑭令和元年十二月二十七日の閣議決定「中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について」に基づき自衛隊による情報収集活動及び不測の事態の発生など状況が変化する場合への対応の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ

- （※）別表 一 銃砲若しくはこれに用いる銃砲弾（発光又は発煙のために用いるものを含む。）のうち次に掲げるもの又はこれらの部分品
- 1 空気銃、散弾銃、ライフル銃若しくは火縄式銃砲又はこれらのものに用いる銃砲弾
 - 2 救命銃、もり銃若しくはリベット銃その他これらに類する産業用銃又はこれらのものに用いる銃砲弾
- 二 産業用の発破器
- 三 産業用の火薬若しくは爆薬又はこれらの火工品

※上記は、一つの参考例を示したものであり、実際の活用にあたっては、各大学・研究機関に委ねられるものである。

「需要者」チェックシート

①外国ユーザーリストのチェック

(どちらかに○を付けること)

需要者は外国ユーザーリストに掲載されているか。	はい・いいえ
-------------------------	--------

②需要者要件のチェック

需要者が以下に掲げる行為を行っている又は過去に行っていたことについて契約書、ホームページ等WEB、カタログ若しくは入手した文書・記録媒体に記載・記録されているか、又は相手先から連絡を受けたかについて確認すること。

(どちらかに○をつけること)

核兵器の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
軍用の化学製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
軍用の細菌製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
軍用の化学製剤又は細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
300 km以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
300 km以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ

※上記は、一つの参考例を示したものであり、実際の活用にあたっては、各大学・研究機関に委ねられるものである。

明らかガイドラインシート

以下の各項目について、確認すること。

なお、取引の形態等からみて問いが当てはまらない場合には、「－」に○を付ける。

貨物等の用途・仕様	① 輸入者、需要者又はこれらの代理人から当該貨物等の用途に関する明確な説明がある。	はい・いいえ・－
	② 需要者の事業内容、技術レベルからみて、当該貨物等を必要とする合理的理由がある。	はい・いいえ・－
貨物等の設置場所等の態様・据付等の条件	③ 当該貨物等の設置場所又は使用場所が明確である。	はい・いいえ・－
	④ 当該貨物等の設置場所又は使用場所が軍事施設内若しくは軍事施設に隣接している又は立ち入りが制限されている等の高度の機密が要求されている地域であり、かつ、その用途に疑わしい点があるとの情報を有していない。	はい・いいえ・－
	⑤ 当該貨物等の輸送、設置等について過剰な安全装置・処置が要求されていない。	はい・いいえ・－
貨物等の関連設備・装置等の条件・態様	⑥ 当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料についての説明がある。	はい・いいえ・－
	⑦ 当該貨物等及び当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料の組み合わせが、当該貨物等の用途に照らして合理的、整合的である。	はい・いいえ・－
	⑧ 異常に大量のスペアパーツ等の要求がない。	はい・いいえ・－
	⑨ 通常必要とされる関連装置の要求がある。	はい・いいえ・－
表示、船積み、輸送ルート、梱包等における態様	⑩ 輸送時における表示、船積みについての特別の要請がない。	はい・いいえ・－
	⑪ 製品及び仕向地からみて、輸送ルートにおいて異常がない。	はい・いいえ・－
	⑫ 輸送時における梱包及び梱包における表示が輸送方法や仕向地などからみて異常がない。	はい・いいえ・－
貨物等の支払対価等・保証等の条件	⑬ 当該貨物等の支払対価・条件・方法などにおいて異常に好意的な提示がなされていない。	はい・いいえ・－
	⑭ 通常要求される程度の性能等の保証の要求がある。	はい・いいえ・－
据付等の辞退や秘密保持等の態様	⑮ 据付、指導等の通常予想される専門家の派遣の要請がある。	はい・いいえ・－
	⑯ 最終仕向地、製品等についての過度の秘密保持の要求がない。	はい・いいえ・－
外国ユーザーリスト掲載企業・組織	⑰ 外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織向けの取引については、リストに掲載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別（核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル）と、輸出する貨物等の懸念される用途の種別（「大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例」等を参考に、輸出しようとする貨物等の特性から判断すること）が一致しない。	はい・いいえ・－
	⑱ 外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織向けの取引については、輸出しようとする貨物又は提供しようとする技術について、軍事用途に用いられる（利用される）旨が、その輸出（取引）に関する契約書又は輸出者（取引を行おうとする者）が入手した文書、図画若しくは電磁的記録において、記載され若しくは記録されていない、又は輸入者（取引の相手方）若しくは需要者（当該技術を利用する者）若しくはこれらの代理人から連絡を受けていない。	はい・いいえ・－

その他	⑱その他需要者が取引の慣行上当然明らかにすべき事項に関する質問に対して明確な説明がない等の取引上の不審な点がない。	はい・いいえ・—
-----	---	----------

(注) 技術の提供や外国人の受入れの場合は、上記各項目の文言につき、例えば「輸入者」を「契約先」や「受入予定者」と読み替える等、適宜読み替えて適用してください。

※上記は、一つの参考例を示したものであり、実際の活用にあたっては、各大学・研究機関に委ねられるものである。

該非判定票

作成日： _____ 年 _____ 月 _____ 日
 作成責任者： 氏名 _____ 所属・職名 _____
 連絡先： Tel _____ E-mail _____

技術の名称、取引概要 貨物の名称、型及び等級	
---------------------------	--

外国為替令別表（技術を提供する場合） 又は 輸出貿易管理令別表第一（貨物を輸出する場合） の項番と該非		
1	該当する	該当しない
2	該当する	該当しない
3	該当する	該当しない
3の2	該当する	該当しない
4	該当する	該当しない
5	該当する	該当しない
6	該当する	該当しない
7	該当する	該当しない
8	該当する	該当しない
9	該当する	該当しない
10	該当する	該当しない
11	該当する	該当しない
12	該当する	該当しない
13	該当する	該当しない
14	該当する	該当しない
15	該当する	該当しない
	「該当する」欄が 1か以上ある	すべて「該当しない」欄のみ

※技術・貨物の内容・性能を法令（外国為替令別表又は輸出貿易管理令別表第一、貨物等省令、解釈通達。下記HP掲載の「貨物・技術のマトリクス表」を参照）に照合した上で、それぞれの項について「該当する」「該当しない」のいずれかに○印を付けてください。

https://www.meti.go.jp/policy/ampo/matrix_intro.html

※「該当する」に○印を付けた項については、貨物等省令、解釈通達の関係箇所と技術・貨物の仕様（性能）を比較し、該当すると判断した根拠を、別紙「対比表」に明記してください。

※「該当しない」に○印を付けた項でも、技術・貨物の性質上その項に近いものである場合には、貨物等省令、解釈通達の関係箇所と技術・貨物の仕様（性能）を比較し、該当しないと判断した根拠を、別紙「対比表」に明記してください。

本件技術又は貨物は、以上のとおり外国為替令別表（第16項を除く）
 又は輸出貿易管理令別表第一（第16項を除く）に該当（します・しません）。

外国為替令／輸出貿易管理令の関係項、貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所と、本件技術・貨物の仕様（性能）との対応関係は、別紙「対比表」のとおりです。

（注）本様式は、申請を行うに当たって該当非該当の判断を示す様式の一例として提示するものです。既に、他の様式で申請を行って許可を得た実績を有する方は、従来の様式に従って申請を行って差し支えなく、特に、新たに本様式に変更する必要はありません。

※上記は、一つの参考例を示したものであり、実際の活用にあたっては、各大学・研究機関に委ねられるものである。

(該非判定票別紙) 外国為替令・輸出貿易管理令の関連項目等と

技術・貨物の仕様（性能）の対比表

該非判定票に記載した技術／貨物に係る、外国為替令／輸出貿易管理令の関係項、貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所と、本件技術／貨物の仕様（性能）との対応関係は、以下のとおりです。

外国為替令別表 又は 輸出貿易管理令別表第一		貨物等省令		解釈通達	技術／貨物の 仕様（性能）
項番	項目	項番	項目		

技術／貨物の該非判定結果 該当 非該当

※記述に当たっては、以下の事項を満たしてください。

- ・外国為替令別表／輸出貿易管理令別表第一の関係項、貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所については、それぞれが明確に分かるよう、該当部分を引用し、技術／貨物の仕様（性能）との対比を明らかにすること。
- ・特に、該当非該当に係る具体的数値については、技術／貨物の有する数値と基準の関係が分かるよう記載すること。
- ・技術／貨物の仕様（性能）などが分かる資料を添付すること。

※上記は、一つの参考例を示したものであり、実際の活用にあたっては、各大学・研究機関に委ねられるものである。

(記載例)「熱分解蒸着処理に係る技術」の場合

(該非判定票別紙) 外国為替令・輸出貿易管理令の関連項目等と

技術・貨物の仕様(性能)の対比表

該非判定票に記載した技術/貨物に係る、外国為替令/輸出貿易管理令の関係項、貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所と、本件技術/貨物の仕様(性能)との対応関係は、以下のとおりです。

外国為替令別表 又は 輸出貿易管理令別表第一		貨物等省令		解釈通達	技術/貨物の 仕様(性能)
項番	項目	項番	項目		
第4項 (5)	原料ガスの熱分解により生成する物質を基材に定着させるための装置の使用にかかる技術であつて、経済産業省令で定めるもの	第16条 第5項	外為令別表4の項(5)の経済産業省令で定める技術は、原料ガスの熱分解(1,300度以上2,900度以下の温度範囲において、かつ、130パスカル以上20,000パスカル以下の絶対圧力の範囲において行うものに限る。)により生成する物質を基材に定着させるための技術とする。		<ul style="list-style-type: none"> ・ 2,000~2,500 度の温度範囲 ・ 15,000~20,000 パスカルの絶対圧力 <p>以上の条件の下、原料ガスの熱分解により生成する物質を基材に定着させるための技術である。</p> <p>したがって、該当。</p>

技術/貨物の該非判定結果 ■ 該当 □ 非該当

令和 年 月 日

誓約書

(受入責任者) 殿

氏名 _____

(署名) _____

貴学への入学（採用）等に関し、下記の事項を遵守することを誓約します。

1 在学（在職）中、無断で大学の所有物の提供及び学外への持ち出しを行いません。次のいずれかに該当する場合には、指導教員（受入教員）に相談するとともに、必要な場合には日本国政府が定める外国為替及び外国貿易法及びこれに基づく関係法令及び貴学の定める内部規程に従い所定の手続を行います。

一 研究上の技術情報を在学（在職）中に外国において提供し、若しくは非居住者若しくは非居住者の影響を強く受けている居住者（「特定類型」に該当する者という。）に対して提供しようとする場合、又はこれを在学（在職）後に提供することが在学（在職）中に明らかとなった場合

二 研究上の使用機器若しくは使用材料若しくは研究の結果得られた有体物を在学（在職）中に外国に輸出（海外へ送付又は持出し等）しようとする場合、又はこれらを在学（在職）後に輸出することが在学（在職）中に明らかとなった場合

2 研究上の技術情報を、大量破壊兵器等（核兵器、化学兵器、生物兵器、ロケット、無人航空機等）、通常兵器又はこれらに使用される材料・部品・製品の開発、製造、使用又は貯蔵に用いず、当該技術情報の使用は民生用途に限ります。

以上

※ 「特定類型」については、https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/minashi/jp_daigaku.pdf の4頁を参照してください。



※ 上記は、一つの参考例を示したものであり、実際の活用に当たっては、各大学・研究機関に委ねられるものである。

Date: Year Month Day

Pledge

To:

(Name of person responsible for acceptance)

Full name: _____

(Signature) _____

I hereby pledge to comply with the following items regarding my enrollment to or employed or any as such by ●●● University.

1. During enrollment or employment or any as such at ●●● University, I will neither provide nor carry out any property belonging to the University without a permission. In any of the following cases, I will consult my supervisor (i.e., the academic staff accepting me as a student or a researcher) and, if necessary, take the prescribed procedures based on the Foreign Exchange and Foreign Trade Act, related laws and regulations, and the internal regulations of the University.
 - (1) In the case that I intend to provide technical information related to a research to a foreign country or to a non-resident or a resident under the significant influence of a non-resident (i.e., a person falling under the “Specific Categories”.) during this period, or in the case that it becomes clear during this period that I will provide such information after leaving the University.
 - (2) In the case that I intend to export (send, take abroad, etc.) research equipment, materials used in research, or tangible objects by a research during this period, or in the case that it becomes clear during this period that I will export these items after leaving the University.
2. I will not use the technical information obtained by a research for the development, production, use, or storage of weapons of mass destruction (WMD) (nuclear weapons, chemical weapons, biological weapons, WMD delivery systems such as missiles, and unmanned aerial vehicles), conventional weapons, or materials, components, or products used in these weapons. I will use such technical information only for civil purposes.

※ Regarding to the “Specific Categories”, please refer to Page 4 of

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/minashi/en_daigaku_.pdf.



※ 上記は、一つの参考例を示したものであり、実際の活用に当たっては、各大学・研究機関に委ねられるものである。

誓約書

(受入責任者)

殿

氏名 _____

(署名) _____

貴学からの卒業（退職）に関し、下記の事項を遵守することを誓約します。

1 卒業後（退職後）、次のいずれかに該当する場合であって、必要な場合には、日本国政府が定める外国為替及び外国貿易法及びこれに基づく関係法令に従い所定の手続を行います。

一 貴大学より提供を受けた研究上の技術情報を外国において提供し、又は非居住者若しくは非居住者の影響を強く受けている居住者（「特定類型」に該当する者という。）に対して提供しようとする場合

二 貴大学における研究上の使用機器若しくは使用材料又は貴大学での研究の結果得られた有体物を外国に輸出（海外へ送付又は持出し等）しようとする場合

2 貴大学より提供を受けた研究上の技術情報を、大量破壊兵器等（核兵器、化学兵器、生物兵器、ロケット、無人航空機等）、通常兵器又はこれらに使用される材料・部品・製品の開発、製造、使用又は貯蔵に用いず、当該技術情報の使用は民生用途に限ります。

以上

※ 「特定類型」については、https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/minashi/jp_daigaku.pdf

の4頁を参照してください。



※上記は、卒業時や退職時の誓約書の一つの参考例を示したものであり、実際の活用に当たっては、各大学・研究機関に委ねられるものである。

Date: Year Month Day

Pledge

To:

(Name of person responsible for acceptance)

Full name: _____

(Signature) _____

I hereby pledge to comply with the following items regarding my graduation from or leaving ●●● University.

1. After graduation from or leaving ●●● University, in any of the following cases, and if necessary, I will take the prescribed procedures based on the Foreign Exchange and Foreign Trade Act, related laws and regulations.

(1) In the case that I intend to provide technical information related to a research provided by the University to a foreign country or to a non-resident or a resident under the significant influence of a non-resident (i.e., a person falling under the “Specific Categories”).

(2) In the case that I intend to export (send, take abroad, etc.) research equipment, materials used in research, or tangible objects by a research provided by the University.

2. I will not use the technical information obtained by a research for the development, production, use, or storage of weapons of mass destruction (WMD) (nuclear weapons, chemical weapons, biological weapons, WMD delivery systems such as missiles, and unmanned aerial vehicles), conventional weapons, or materials, components, or products used in these weapons. I will use such technical information only for civil purposes.

※ Regarding to the “Specific Categories”, please refer to Page 4 of

https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/minashi/en_daigaku_.pdf.



※上記は、卒業時や退職時の誓約書の一つの参考例を示したものであり、実際の活用に当たっては、各大学・研究機関に委ねられるものである。

参考資料：特定類型

※ 本資料は、誓約書への署名を求める際に、特定類型に関する説明が必要な際の参考資料としてお使い下さい。

「特定類型」とは、以下の①から③のような類型をいいます。

- ① 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体（その本邦内の支店、出張所その他の事務所を除く。以下「外国法人等」という。）又は外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行若しくは外国の政党その他の政治団体（以下「外国政府等」という。）との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該外国法人等若しくは当該外国政府等の指揮命令に服する又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して善管注意義務を負う者（次に掲げる場合を除く。）
 - (イ) 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、当該本邦法人又は当該者が、当該外国法人等又は当該外国政府等との間で、当該本邦法人による当該者に対する指揮命令又は当該本邦法人に対して当該者が負う善管注意義務が、当該外国法人等若しくは当該外国政府等による当該者に対する指揮命令又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して当該者が負う善管注意義務よりも優先すると合意している場合
 - (ロ) 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、グループ外国法人等（当該本邦法人の議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有する外国法人等又は当該本邦法人により議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有される外国法人等をいう。以下同じ。）との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該グループ外国法人等の指揮命令に服する又は当該グループ外国法人等に対して善管注意義務を負う場合
- ② 外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益（金銭換算する場合に当該者の年間所得のうち25%以上を占める金銭その他の利益をいう。）を得ている者又は得ることを約している者
- ③ 本邦における行動に関し外国政府等の指示又は依頼を受ける者

Reference: Specific Categories

The “Specific Categories” stands for the following categories (1) to (3).

(1) A Person who has entered into an employment contract, a delegation contract, a service contract, or any other contract with a corporation or any other organization established under the foreign laws and regulations (except for its branch offices, local offices or other offices in Japan, hereinafter referred to as a "Foreign Corporation"), or a foreign government, a foreign governmental agency, a foreign local government, a foreign central bank, a foreign political party or any other political organization (hereinafter referred to as a "Foreign Government") and is subject to the direction and order of the Foreign Corporation or the Foreign Government, or owes the duty of care of a good manager to the Foreign Corporation or the Foreign Government, according to the contract, except for either of the following cases.

(a) In the case where the Person has entered into an employment contract, a delegation contract, a service contract, or any other contract with a Japanese corporation and is subject to the direction and order of the Japanese corporation or owes the duty of care of a good manager to the Japanese corporation, according to the contract, the Japanese corporation or the Person has agreed with the Foreign Corporation or the Foreign Government that the direction and order of the Japanese corporation or the duty of care of a good manager to the Japanese corporation shall prevail over the direction and order of the Foreign Corporation or the Foreign Government, or the duty of care of a good manager to the Foreign Corporation or the Foreign Government.

(b) In the case where the Person has entered into an employment contract, a delegation contract, a service contract, or any other contract with a Japanese corporation and is subject to the direction and order of the Japanese corporation or owes the duty of care of a good manager to the Japanese corporation, according to the contract, the Person has entered into an employment contract, a delegation contract, a service contract or any other contract with a Group Foreign Corporation (a Foreign Corporation that directly or indirectly holds 50% or more of the voting rights of the Japanese corporation or a Foreign Corporation of which 50% or more of the voting rights are held by the Japanese corporation. The same shall apply hereinafter.) and is subject to the direction and order of the Group Foreign Corporation or owes the duty of care a good manager to the Group Foreign Corporation, according to the contract.

(2) A Person who earns or agrees to earn a large amount of money or other significant profit (money or other profit that accounts for 25% or more of the Person’s annual income when converted into money) from a Foreign Government.

(3) A Person who acts in Japan under instructions or requests of a foreign government.

外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項の

遵守のための特定類型該当性に関する誓約書

御中

年 月 日

住所

氏名

私は、【貴社／貴法人】が「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」(平成4年12月21日付け4貿局第492号。以下「役務通達」という。)の1(3)サ①又は②に該当する居住者に対して技術の提供を行う場合は、外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項に基づき経済産業大臣の許可が必要になる可能性があることを理解し、【貴社／貴法人】の法令遵守のため、役務通達の1(3)サ①又は②に該当するか否かについて、下記のとおり誓約いたします。

記

私は、

- 以下の①に該当します。
- 以下の②に該当します。
- 以下の①及び②に該当します。
- 以下のいずれにも該当しませんので、誓約は不要です。

① 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体（その本邦内の支店、出張所その他の事務所を除く。以下「外国法人等」という。）又は外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行若しくは外国の政党その他の政治団体（以下「外国政府等」という。）との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該外国法人等若しくは当該外国政府等の指揮命令に服する又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して善管注意義務を負う者（次に掲げる場合を除く。）

(イ) 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、当該本邦法人又は当該者が、当該外国法人等又は当該外国政府等との間で、当該本邦法人による当該者に対する指揮命令又は当該本邦法人に対して当該者が負う善管注意義務が、当該外国法人等若しくは当該外国政府等による当該者に対する指揮命令又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して当該者が負う善管注意義務よりも優先すると合意している場合

(ロ) 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、グループ外国法人等(当該本邦法人の議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有する外国法人等又は当該本邦法人により議決権の50%

以上を直接若しくは間接に保有される外国法人等をいう。以下同じ。)との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該グループ外国法人等の指揮命令に服する又は当該グループ外国法人等に対して善管注意義務を負う場合

- ② 外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益（金銭換算する場合に当該者の年間所得のうち25%以上を占める金銭その他の利益をいう。）を得ている者又は得ることを約している者

※上記は、役務通達別紙1-4に記載のある誓約書の例であり、特定類型該当性を居住者である個人に誓約又は確認させるという趣旨を損なわない範囲で修正することができるため、実際の活用に当たっては、各大学・研究機関に委ねられるものである。

Confirmation Letter regarding the Applicability of the Specific Categories for Compliance
with Article 25 (1) and (2) of the Foreign Exchange and Foreign Trade Act

To: _____

Date: _____

Address: _____

Name: _____

I understand when [INSERT ENTITY NAME] transfers technology to a resident who falls under the clauses 1(3)サ ① or ② of the "Notification for Transactions or Acts of Transferring Technology Requiring Permission pursuant to Article 25 (1) of the Foreign Exchange and Foreign Trade Act and Article 17 (2) of the Foreign Exchange Order" (Document No. 492 of the Trade Bureau published on December 21, 1992; hereinafter referred to as the "Notification for Technology Transfer"), [INSERT ENTITY NAME] is likely to be required to obtain a license from the Minister of Economy, Trade, and Industry pursuant to Article 25 (1) and (2) of the Foreign Exchange and Foreign Trade Act, and, for the sake of compliance by [INSERT ENTITY NAME] with the clauses 1(3)サ① or ② of the Notification for Technology Transfer, I hereby confirm that I:

- fall under the category (1) below.
- fall under the category (2) below.
- fall under the categories (1) and (2) below.
- DO NOT fall under any of the categories below and no confirmation is required.

(1) A Person who has entered into an employment contract, a delegation contract, a service contract, or any other contract with a corporation or any other organization established under the foreign laws and regulations (except for its branch offices, local offices or other offices in Japan, hereinafter referred to as a "Foreign Corporation"), or a foreign government, a foreign governmental agency, a foreign local government, a foreign central bank, a foreign political party or any other political organization (hereinafter referred to as a "Foreign Government") and is subject to the direction and order of the Foreign Corporation or the Foreign Government, or owes the duty of care of a good manager to the Foreign Corporation or the Foreign Government, according to the contract, except for either of the following cases.

- (a) In the case where the Person has entered into an employment contract, a delegation contract, a service contract, or any other contract with a Japanese corporation and is subject to the direction and order of the Japanese corporation or owes the duty of care of a good manager to the Japanese corporation, according to the contract, the Japanese corporation or the Person has agreed with the Foreign Corporation or the Foreign Government that the direction and order of the Japanese corporation or the duty of care of a good manager to the Japanese corporation shall prevail over the direction and order of the Foreign Corporation or the Foreign Government, or the duty of care of a good manager to the Foreign Corporation or the Foreign Government.

(b) In the case where the Person has entered into an employment contract, a delegation contract, a service contract, or any other contract with a Japanese corporation and is subject to the direction and order of the Japanese corporation or owes the duty of care of a good manager to the Japanese corporation, according to the contract, the Person has entered into an employment contract, a delegation contract, a service contract or any other contract with a Group Foreign Corporation (a Foreign Corporation that directly or indirectly holds 50% or more of the voting rights of the Japanese corporation or a Foreign Corporation of which 50% or more of the voting rights are held by the Japanese corporation. The same shall apply hereinafter.) and is subject to the direction and order of the Group Foreign Corporation or owes the duty of care a good manager to the Group Foreign Corporation, according to the contract.

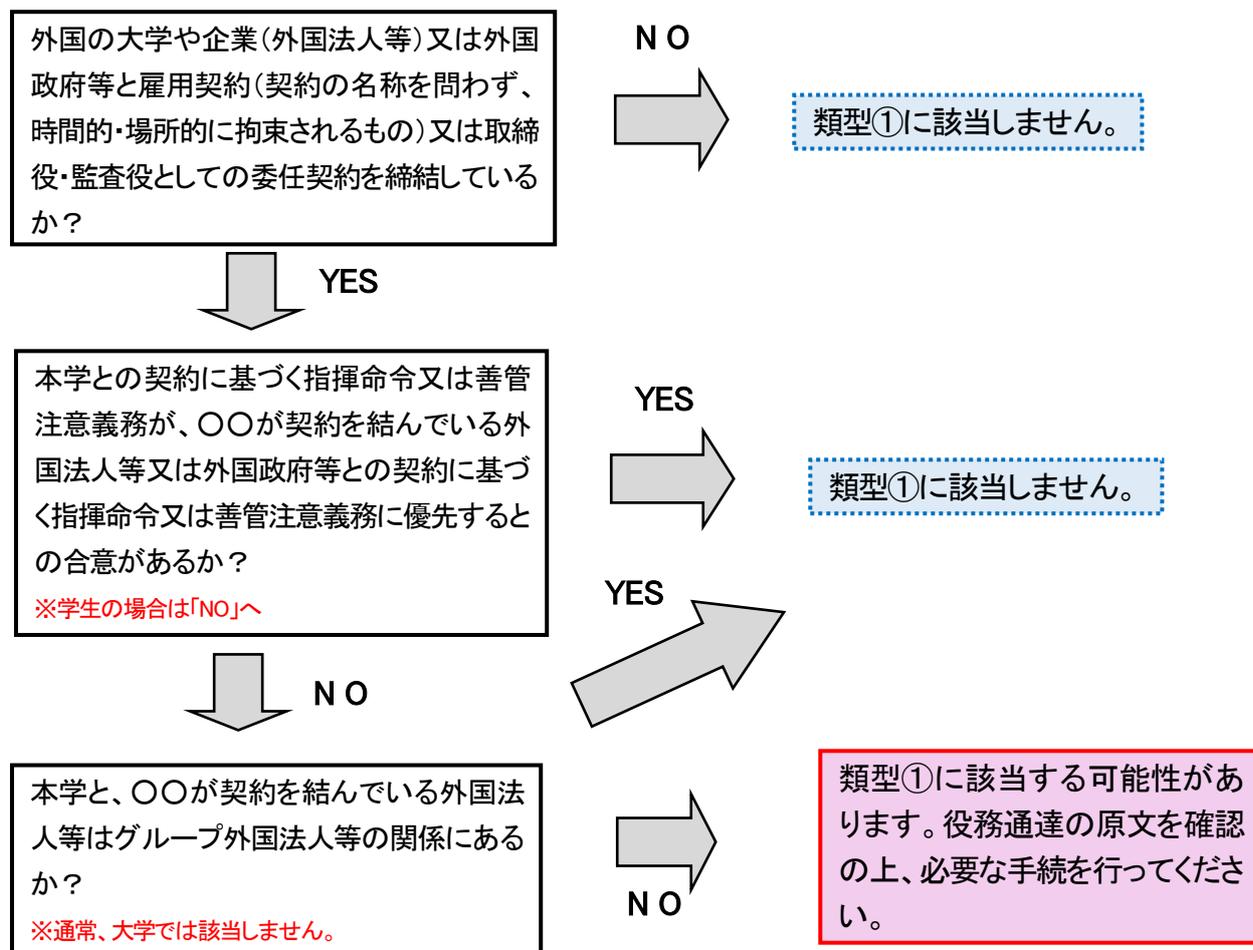
(2) A Person who earns or agrees to earn a large amount of money or other significant profit (money or other profit that accounts for 25% or more of the Person's annual income when converted into money) from a Foreign Government.

※上記は、役務通達別紙1-4に記載のある誓約書の英訳であり、原文は日本語版（132頁）となる。実際の活用に当たっては、各大学・研究機関に委ねられるものである。

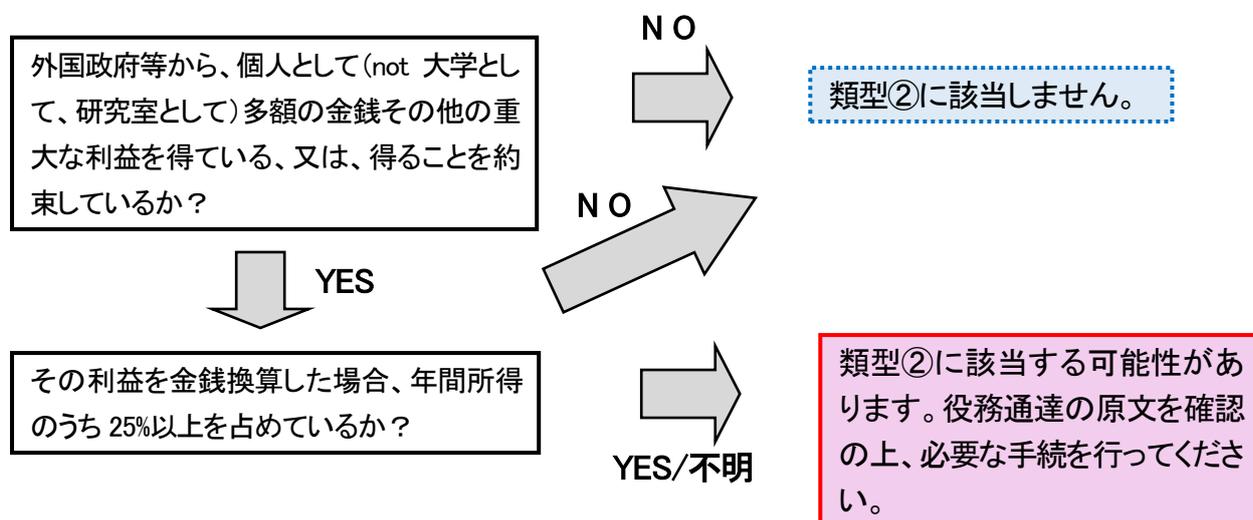
参考資料: 特定類型該当性確認のための簡易チェックフローチャート

※ 本資料は、大学の教職員や学生の特定類型該当性について、誓約書記載のために本人が確認する際や大学側が関係書類から確認する際に補助的に使用することを想定したものです。特定類型該当性の要件に関する正確な文言は必ず役務通達の原文を確認してください。(「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)第四版」33頁～39頁参照)

■ 特定類型①: 外国政府や外国法人と雇用契約等を結んでいる場合



■ 特定類型②: 外国政府等から経済的利益を受けている場合



X. 問合せ窓口等

1. 安全保障貿易管理ホームページ

経済産業省の安全保障貿易管理ホームページでは、安全保障貿易管理制度の概要、貨物の輸出や技術の提供に係る許可申請の手順、その他最新の法令情報等を紹介しています。

URL: <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>

2. 許可申請・各種問合せ窓口

- (1) 外国ユーザーリストや政策全般のお問い合わせ、ホームページへの御意見は、
安全保障貿易管理政策課 (03-3501-2863)
- (2) 制度の概要や法令の解釈のお問い合わせは、
安全保障貿易管理課 (03-3501-2800)
全般的な相談窓口 (輸出/役務取引許可申請等に係る申請手続は除く。): bzl-qqfcbh@meti.go.jp
みなし輸出に係る相談窓口 (特定類型該当性やその確認手続): bzl-minashi-QA@meti.go.jp
- (3) 申請手続、申請に係る事前相談などのお問い合わせは、
安全保障貿易審査課 (03-3501-2801)
リスト規制に関する相談窓口 (みなし輸出の許可申請を含む。): bzl-qqfcbf@meti.go.jp
キャッチオール規制に関する相談窓口: bzl-anposhinsa-catchall@meti.go.jp
- (4) 輸出管理内部規程 (CP) についての御相談、外為法違反の御連絡は、
安全保障貿易検査官室 (03-3501-2841)
bzl-qqfcbh@meti.go.jp

※メールアドレスを併記している部署に対しましては、原則メールでのお問合せをお願いいたします。ご不便をおかけいたしますが、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本ガイダンスは、文部科学省等の協力を得て、作成されました。

また、大学・研究機関における体制整備や研究者が業務上注意すべき事項に関する具体的な取組については、経済産業省及び文部科学省の協力の下、大学関係者が主体となって検討を行い、特定非営利活動法人産学連携学会が取りまとめた「安全保障貿易に係る自主管理体制構築・運用ガイドライン」及び「研究者のための安全保障貿易管理ガイドライン」¹⁰⁸を御参照ください。

なお、本ガイダンス中の記載や図表については、大学・研究機関における研修資料等に引用していただくことが可能です。その際には、出典元について明記をお願いいたします。

¹⁰⁸ <http://i-sip.org/info/anzenhosho.html>

(本ガイドスの問合せ先)

経済産業省 貿易経済協力局

貿易管理部 安全保障貿易管理課

〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

TEL : 03-3501-2800

MAIL : bz1-qfcbh@meti.go.jp

平成20年 1月 初版

平成22年 2月 改訂版

平成29年10月 第三版

令和 4年 2月 第四版